

平成28年第2回

置戸町議会定例会会議録

平成28年3月 9日開会

平成28年3月17日閉会

置戸町議会

平成28年第2回置戸町議会定例会（第1号）

平成28年3月9日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 平成28年度町政執行方針
- 日程第 4 平成28年度教育行政方針
- 日程第 5 議案第16号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 議案第17号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第19号 置戸町行政不服審査会設置条例の制定について
- 日程第 9 議案第20号 置戸町行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 日程第10 議案第21号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第22号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第23号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第24号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第25号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第26号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第27号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第28号 置戸町まちづくり基本条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第29号 置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第30号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第31号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 日程第21 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算
- 日程第22 議案第33号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第34号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第35号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第36号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第26 議案第37号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第27 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第28 議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第8号）

- 日程第 29 議案第 12号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 30 議案第 13号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 31 議案第 14号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 32 議案第 15号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 33 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 34 報告第 2号 定期監査の結果報告について
- 日程第 35 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 平成28年度町政執行方針
- 日程第 4 平成28年度教育行政方針
- 日程第 5 議案第 16号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 議案第 17号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 議案第 18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 19号 置戸町行政不服審査会設置条例の制定について
- 日程第 9 議案第 20号 置戸町行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 日程第 10 議案第 21号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 22号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 23号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 24号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 25号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 26号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 27号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 28号 置戸町まちづくり基本条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 29号 置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 30号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 31号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 日程第 21 議案第 32号 平成28年度置戸町一般会計予算

○出席議員（10名）

- | | | | | | | | | |
|----|----|---|----|----|----|---|---|----|
| 1番 | 前田 | 篤 | 議員 | 2番 | 澁谷 | 恒 | 壹 | 議員 |
| 3番 | 高谷 | 勲 | 議員 | 4番 | 佐藤 | 勇 | 治 | 議員 |

5番	阿部光久	議員	6番	岩藤孝一	議員
7番	小林満	議員	8番	石井伸二	議員
9番	嘉藤均	議員	10番	佐藤純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	鎌田満	町づくり企画課長	栗生貞幸
総務課長	菅野博敏	総務課参与	東誠
町民生活課長	鈴木伸哉	産業振興課長	坂口博昭
施設整備課長	大戸基史	地域福祉センター所長	鈴木正美
施設整備課技監	高橋一史	総務係長	芳賀真由美
町づくり企画課財政係長	小島敦志		

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	蓑島賢治
社会教育課長	今西輝代	森林工芸館長	五十嵐勝昭
図書館長	深川正美		

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口博昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野博敏（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	田中英規	議事係長	尾俊輔
臨時事務職員	中田美紀		

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成28年第2回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、3番 高谷勲議員及び4番 佐藤勇治議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第11号から議案第38号。

今期定例会に議会から提出された事件は、次のとおりです。

・報告第1号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

・報告第2号から報告第3号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 去る、平成27年12月25日招集の第3回臨時北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を12月25日の1日間と決定いたしました。

次に、本会議に提案された議件は2件であります。

議案第1号 平成27年度北見地区消防組合一般会計補正予算につきましては、歳入歳出497万4,000円を追加し、35億974万円といたすものです。置戸町関係分につきましては、退職消防団員4名の退職報償費235万2,000円の計上のほか、決算見込みによる団長交際費不足分2

万円を計上いたしました。

次に、議案第2号 土地の取得につきましては、留辺薬支署移転改築整備事業による用地1万7,296.66平方メートルを取得し、北見地区消防組合の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

以上の2件が、辻管理者より一括して提案理由の説明がなされました。

その後、議案第1号、議案第2号に対する質疑・討論を行い、原案のとおり可決・承認されました。

続きまして、去る平成28年2月26日招集の第1回定例北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を2月26日の1日間と決定いたしました。

次に、本会議に提案された事件は、6件であります。

初めに、辻管理者から、平成28年度執行方針が提案された後、議員提出議案第1号 北見地区消防組合議会議員の議員報酬及び費用弁償並びに特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議員提案による改正で、北見市議会及び他の議会の実情に合わせ、日当3,000円を廃止するものであります。

次に、議案第1号 平成28年度北見地区消防組合一般会計予算につきましては64億4,300万円となり、これを前年度当初予算と比較しますと、29億6,100万円、約85%の増となったところであります。大幅な増額となった理由は、平成27年度からの継続事業であります、消防本部・消防署・消防詰所の建設工事をはじめ、留辺薬支署移転工事、無線遠隔サイレンデジタル化整備及び通信司令システム更新移転経費によるものであります。本町関係分では、今年度、置戸消防100周年の年を迎え、386万円と消防団員用活動服等の更新で257万5,000円を計上いたしております。

議案第2号 平成27年度北見地区消防組合一般会計補正予算につきましては歳入歳出5,457万4,000円を減額し、34億5,516万6,000円といたすものであります。置戸町関係分につきましては、歳入歳出142万6,000円を追加し、1億7,493万5,000円といたしました。

次に、議案第3号 北見地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の報酬・費用弁償の改正で、地方交付税算定基準の水準及び過去の改正経過を踏まえ改正いたしました。

次に、議案第4号 北見地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、対象火気設備等の設置及び器具が近年流通してきたことから、消防組合の火災予防条例を改正いたしましたところでございます。

報告第1号 専決処分につきましては、平成27年11月24日、北見署救急自動車が帰署途中ガードレールと接触事故によるもので、地方自治法第180条の規定による報告であります。

なお、議案の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

○佐藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から3月18日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの10日間に決定しました。

◎日程第 3 平成28年度町政執行方針

◎日程第 4 平成28年度教育行政方針

○佐藤議長 日程第3及び日程第4 町長から平成28年度町政執行方針、教育委員会から平成28年度教育行政方針説明のため発言を求められておりますので、順次発言を許します。

〈日程第3 平成28年度町政執行方針〉

○佐藤議長 まず、平成28年度町政執行方針。

町長。

(以下記載省略。平成28年度町政執行方針別添のとおり)

〈日程第4 平成28年度教育行政方針〉

○佐藤議長 次に、平成28年度教育行政方針。

教育長。

(以下記載省略。平成28年度教育行政方針別添のとおり)

○佐藤議長 これで、町長からの平成28年度町政執行方針及び教育委員会からの平成28年度教育行政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩 10時28分

再開 10時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 5 議案第16号 工事請負変更契約の締結についてから

◎日程第 6 議案第17号 工事請負変更契約の締結についてまで

————— 2件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第5 議案第16号 工事請負変更契約の締結についてから日程第6 議案第17号

工事請負変更契約の締結についてまでの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第16号及び議案第17号は、工事請負変更契約の締結についてでございます。議案の内容につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

〈議案第16号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 まず、議案第16号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第16号 工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号につきましては、9月11日開催の第7回定例議会において、第59号で議決をいただきました社会資本整備総合交付事業、橋梁長寿命化修繕工事（その2）について、橋台コンクリート工などの工事内容の一部変更により、工事請負金額変更の契約締結を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第14号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

記。

1、目的、社会資本整備総合交付金事業、橋梁長寿命化修繕工事（その2）。

2、金額、変更前6,912万円。変更後7,220万8,800円。

3、相手方、常呂郡置戸町字置戸22番地の3、北進工業株式会社代表取締役 鈴木栄樹。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

〈議案第17号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 次に、議案第17号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第17号 工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号につきましては、9月11日開催の第7回定例議会において、第61号で議決をいただきました置戸地区簡易水道再編推進事業、送配水管布設工事（その4）について、管渠工及び路盤舗装工の工事内容の一部変更により、請負金額変更の契約締結を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第14号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

記。

1、目的、置戸地区簡易水道再編推進事業、送配水管布設工事（その4）。

2、金額、変更前1億5,228万円。変更後1億4,732万2,800円。

3、相手方、遠藤組・天内工業経常建設共同企業体。

代表者、常呂郡置戸町字置戸255番地の22、株式会社遠藤組代表取締役 遠藤耐藏。

構成員、北見市東相内町10番地7、天内工業株式会社代表取締役 伊藤嘉高。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

○佐藤議長 これから議案第16号 工事請負変更契約の締結についてから議案第17号 工事請負変

更契約の締結についてまでの2件を一括議題とし質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず、議案第16号 工事請負変更契約の締結について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に進みます。

議案第17号 工事請負変更契約の締結について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第16号 工事請負変更契約の締結についてから議案第17号 工事請負変更契約の締結についてまでの2件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第16号から議案第17号までの2件について討論を終わります。

これから、議案第16号 工事請負変更契約の締結についてから議案第17号 工事請負変更契約の締結についてまでの2件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第16号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

議案第16号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第16号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

議案第17号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第17号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてから

◎日程第27 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算まで

————— 21件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第7 議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてから
日程第27 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算までの21件を一括議題としま

す。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第18号は、置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてでございます。議案の内容につきましては、総務課長がご説明を申し上げます。以下、議案第38号は、平成28年度置戸町下水道特別会計予算であります。議案の内容につきましては、この間それぞれ、町づくり企画課長及び担当課長の方から議案の内容についてはご説明を申し上げます。

〈議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について〉

○佐藤議長 まず、議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例を次のように制定する。

置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例。

今回の条例制定は、職員の給与の支給額を減額するため、給与に関する条例等の特例を定める条例を制定しようとするものです。第1条では、趣旨に関し規定し、他自治体における給与支給状況等を勘案して、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間、条例の制定を定めるものです。

第2条は、職員の給与に関する条例の特例として、支給減額率を第1号で3級から6級までの職員について、100分の3減額する規定です。第2項は、退職した職員に対する減額規定です。

次のページをご覧ください。

第3項は、病気休暇、超過勤務手当、休日休、夜勤手当等により減額する勤務1時間当たりの給与額の減額規定であります。第4項は、55歳を超える職員の給料月額減額について規定をしております。

第3条では、職員の育児休業等に関する条例の特例として、部分休業における勤務1時間当たりの給与額の減額規定であります。

第4条では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例として、介護休暇における勤務1時間当たりの給与額の減額規定であります。

第5条では、端数計算の処理について規定したものであります。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

〈議案第19号 置戸町行政不服審査会設置条例の制定について〉

○佐藤議長 次に、議案第19号 置戸町行政不服審査会設置条例の制定について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第19号 置戸町行政不服審査会設置条例の制定について説明いたします。

置戸町行政不服審査会設置条例を次のとおり定める。

置戸町行政不服審査会設置条例。

行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日より施行されることに伴い、置戸町行政不服審査会を設置するにあたり、置戸町行政不服審査会設置条例の制定をするものであります。

第1条は、町の附属機関として、置戸町行政不服審査会を置くことができる旨を規定しています。

第2条は、審査会は、委員3人をもって組織する。

第3条は、有識者の中から町長が委嘱し、委員の任期は当該事項の処理が終了した時までとして、委員の罷免、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない旨を規定しています。

第4条は、委員会の互選により、会長を置く旨を規定しています。

第5条は、委員会に専門委員を置くことをできる旨を規定。次のページをお開きください。専門委員は、非常勤とします。

第6条は、審査会の会議は、会長が招集し、議長となるほか、会議の開催、議事を決することができる要件を規定しています。

第7条は、審査会の庶務は、総務課において行います。

第8条は、この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとしております。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(最初の会議)

2 委員が委嘱された後の最初に開催される不服審査会会議は、第6条第1項の規定に関わらず町長が招集する。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

〈議案第20号 置戸町行政不服審査関係手数料条例の制定について〉

○佐藤議長 次に、議案第20号 置戸町行政不服審査関係手数料条例の制定について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第20号 置戸町行政不服審査関係手数料条例の制定について説明いたします。

置戸町行政不服審査関係手数料条例を次のとおり定める。

置戸町行政不服審査関係手数料条例。

行政不服審査法関連で制定するものです。行政不服審査法の主な改正点は、審理員による審理手続きの導入。第三者機関への諮問手続きの導入。審査請求期間の延長。現行60日から3ヶ月に延長されます。提出書類等の謄写など多岐に渡ります。この改正行政不服審査法の規定により、審査請求人は審理員等に対して提出された書類の閲覧だけでなく、当該書類の写しの交付を求めることができることになりました。そして、その書類の写しの交付を受ける審査請求人等は、同法の規定により実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされています。本町においても、同法に基づき当該書類の写しの交付、謄写、コピーについて、手数料を徴収するため、置戸町行政不服審査法関係手数料条例を定めるものです。

第1条は、趣旨について規定しています。

第2条は、交付を求める時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない旨を規定しています。

第3条は、交付を受ける審査請求人又は参加人は、その交付を求める時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならないと規定しています。

第4条は、手数料の減免として、国は審査請求人等は、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認める時は、謄写請求に関わる手数料の減免を受けることができます。本町においても、国と同様に経済的困難により、手数料を納付する資力がないと認める時は、書類の交付を求め、1件につき2,000円を限度として手数料を減免できる規定であります。2項以降は、この手続きについて規定しています。

次のページをお開きください。別表をご覧ください。

交付の方法、手数料の額が規定されています。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

〈議案第21号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第21号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第21号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町情報公開条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容についてご説明いたしますので、別冊、平成28年3月置戸町議会定例会議案説明資料、青い冊子です。5ページをお開きください。

議案第21号説明資料、置戸町情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。新旧条例文の対比を掲載しております。行政不服審査法の改正に伴う所要の整備であります。目次で、不服申立てを審査請求に改正するものです。以降、各条、項で不服申立てを審査請求に改正を行っておりますが、説明は省略します。審査員による審査手続きに関する規定の適用除外として、第14条の2として開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法の規定は適用しないこととしております。第15条の見出しで、不服申立てを審査会への諮問に改め、次のページに繋がりますが、情報公開審査会の審理、手続きに関する規定を整備して改正しております。

本議案にお戻りください。次のページをお開きください。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

〈議案第22号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第22号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第22号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例を説明いたします。

置戸町個人情報保護条例（平成15年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容についてご説明いたしますので、別冊、平成28年3月置戸町議会定例会議案説明資料、7ページ。議案第22号説明資料、置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。新旧条例文の対比を掲載しております。行政不服審査法の改正に伴う所要の整備であり、置戸町情報公開条例の一部を改正する条例と同様の内容です。目次で、不服申立てを審査請求に改正するものです。以降、各条、項で不服申立てを審査請求に改正を行っておりますが、説明は省略します。第26条の2で、審査員による審査手続きに関する規定の適用除外について整備しております。第26条は、審査会への諮問について規定し、審査手続きに関する規定を整備して改正しております。本議案にお戻りください。次のページになります。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

〈議案第23号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第23号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第23号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

置戸町固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第26号の1)の一部を次のように改正する。

地方税法において、固定資産の価格にかかる不服審査については、行政不服審査法の規定の準用や審査委員会における審査の手続き、記録の保存等、必要事項については、条例で定める規定となっております。

今回、行政不服審査法の改正、施行に伴い、固定資産税課税台帳に登載された価格に関する審査の申し出に係る規定を審査法の改正になら改めるものです。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、別冊の議案説明資料、9ページ。議案第23号説明資料、置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をお開き願います。青色の表紙の資料となります。

左の欄は項目、右の欄は改正概要となっております。

改正の趣旨につきましては、先程ご説明したとおりです。

審査の申出、第4条第2項第1号の規定に、又は居所の文言を追加します。これは審査法第19条第2項第1号の規定にならうものです。同項第2号に、審査の申出に係る処分の内容の規定を追加します。これも審査法第19条第2項第2号の規定によるものです。第2号の追加により、第2号から第4号を1号ずつ繰り下げます。第4条第3項に、または居所の文言を加え、行政不服審査法第16条第1項から行政不服審査法施行令第3条第1項に引用変更します。これは、代表者等の資格を書面で証明しなければならない旨の規定が審査法から施行令になったことによるものです。第4条第6項は、審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失った時は、書面でその旨を委員会に届け出なければならない規定を新たに追加するものです。審査法施行令第3条第2項にならいます。

10ページをお開きください。

書面審理第6条第2項の規定の追加ですが、第6条第1項では、委員会は審査申出書の副本と資料の概要を記載した書類を町長へ送付し、これに対する弁明書を求める規定となっておりますが、弁明書の提出方法がコンピューターにより電子通信回線で提出された場合は、正副の弁明書は提出されたものとみなすとされましたので規定を追加するものです。次は、第2項の追加により法の繰り下げをします。第6条第3項中、ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでないの文言を削除します。審査法第29条第5項にならうものです。第6条第5項として、委員会は、審査申出人からの反論書の提出があった時は、これを町長に送付しなければならない規定を追加します。第10条、手数料の額等の規定でございますが、改正行政不服審査法において審査請求人等に対し従来の閲覧請求権に加え、写しの交付等の請求権が認められたことから、委員会条例においても審査申出人に対し、写しの交付等を可能とし、交付の際の手数料について、置戸町行政不服審査関係手数料条例に定める額とする規定を新設するものです。第11条は、手数料の減額又は免除を置戸町行政不服審査関係手数料条例に定める額と規定しております。

11ページをご覧ください。

条の繰り下げとして、第10条から第14条までを2条ずつ繰り下げします。決定書の作成として、第13条第1項中、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印したを追加し、1号から4号までを新たに追加します。1号は主文、2号は事案の概要、3号は審査申出人及び町長の主張の要旨、4号は理由となります。第10条と第11条を追加しましたので、第11条を第13条に改めます。以上が改正概要となります。

議案第23号説明資料、置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

本議案にお戻りください。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

適用区分につきましては、平成28年4月1日以前に対応するものと、それ以後に対応するものの経過措置を規定しております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

〈議案第24号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第24号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第24号 置戸町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

置戸町税条例の一部を改正する条例。

置戸町税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、2つの制度改正により改正を行うものでございます。

1つ目は、行政不服審査法の改正、施行に伴い、旧審査法においては、処分庁に上級行政庁がない時は、不服申立てを。処分庁に上級行政庁がある場合は、審査請求と申請累計が定められておりまし

たが、改正審査法では、不服申請の累計を審査請求に一元化したことから、税条例に規定する異議申立ての文言を審査請求に改めるものです。

2つ目は、減免申請を行う際、個人番号の記載を要する改正規定を、平成27年6月開催の第4回町議会定例会において可決いただいておりますが、平成27年12月18日付、総税市第95号、総務省自治税務局長通知により、個人番号の記載を要しない条例改正案が発せられましたので改正を行うものです。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、別冊の議案説明資料、16ページ。議案第24号説明資料、置戸町税条例の一部を改正する条例をご覧ください。左の欄は項目、右の欄は改正概要となっております。第18条の2第1項中、不服申立てを審査請求に改めるものです。第18条の2の規定は、広範囲にわたる災害等により、項又は条例に定める申告、申請、請求、その他書類の提出や納付、納入が期限までにできないと町長が認める時は、期限を延長するというものですが、不服申立てに関するものを除くとありますので、これを審査請求に関するものを除くに変えるものです。

17ページをご覧ください。

6月にご説明をしました資料の抜粋でございますが、改正概要中2段目になりますが、個人番号制度導入による規定の整備において、個人番号及び法人番号を各要件に追加をしましたが、第51条、町民税の減免と第139条の3、特別土地保有税の減免の申請に際し、個人番号の記載を削除するものです。

議案第24号説明資料、置戸町税条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。本議案にお戻りください。

附 則

この条例中第18条の2第1項の改正規定は平成28年4月1日から、第51条第2項第1号及び第139条の3第2項第1号の改正規定は公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

〈議案第25号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第25号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第25号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、役職加算額を4月1日から100分の10に改め支給するものです。第4条第2項中「議員報酬月額」の次に「及びその月額報酬に100分の10を乗じて得た額の合計額」を加える。

なお、説明資料といたしまして、別冊、平成28年3月置戸町議会定例会議案説明資料、20ページ。議案第25号、置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表は、後程ご参照願います。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

〈議案第26号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〉

- 佐藤議長 次に、議案第26号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。総務課長。
- 菅野総務課長 議案第26号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容は、役職加算額を4月1日から100分の10に改め支給するものです。

附則第2項中「平成17年4月1日」を「平成28年4月1日」に改め、「規定」の次に「の適用について」を加え、「次のように読み替えるものとする」を「同項中「100分の15」とあるのは、「100分の10」とする」に改めるものです。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とするものです。

なお、説明資料として、別冊、議案説明資料、21ページ。議案第26号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の新旧対象表は、後程ご覧願います。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

〈議案第27号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例〉

- 佐藤議長 次に、議案第27号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。総務課長。
- 菅野総務課長 議案第27号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

第1条 置戸町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容についてご説明いたしますので、別冊、平成28年3月置戸町議会定例会議案説明資料、青い冊子です。22ページ。議案第27号説明資料、置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。新旧条例文の対比を掲載しております。

第1条の改正理由は、関係条文の不整備と病気休暇の取得整備及び別表で人事評価導入に伴い、係長の職種を係長主査に明確にするため、関係条例の一部を改める必要があるため、規定の改正を行うものです。

第4条第3項は、置戸町職員の育児休業等に関する条例の全部改正による改正年及び条例番号を改めるものです。以降、第4項を前項に第4条を前条に改正して、次の23ページをご覧ください。夜勤手当についても、それぞれ次条を前条に改め、24ページ、第15条の3第4項は、今回の行政不服審査法の全部改正により当該条文を改めるものです。24ページの改正文の下段、第4号、病気休暇取得職員を追加して、次のページの第5号で、病気休暇の取得について規定しております。

第3項では、同条を削り、第5項で第4項を前条に改めるものです。27ページをお開きください。別表2では、第3項中、以下係長等というを削り、同表の4の項中、係長等を係長・主査に改めるものです。

本議案にお戻りください。

次のページになります。

第2条 置戸町職員の給与に関する条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条は、附則で定められている役職加算の支給を適用しない期間、「当分の間」を「平成28年3月31日までの間」とするものです。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

〈議案第28号 置戸町まちづくり基本条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第28号 置戸町まちづくり基本条例の一部を改正する条例。

まちづくり企画課長。

○栗生まちづくり企画課長 議案第28号 置戸町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町まちづくり基本条例（平成22年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（災害に強いまちづくり）

第8条の2 町は、災害その他の緊急時に備えて、町民、関係機関及び他の自治体と連携を図り、災害に強いまちづくりをめざします。

2 町民は、災害等の発生時に自らの安全を確保しながら、地域において相互に助け合えるよう連携及び協力体制の整備に努めます。

今回の条例改正の経過と概要について説明いたします。平成22年4月の本条例の施行に合わせて、条例の進捗状況の調査、審議や条例内容の見直しなどを行うため、まちづくり基本条例委員会を設置しております。現在、7名の方に委員をお願いをしております。平成23年には、地方自治法の一部改正により、地方自治体における基本構想、置戸町の場合は、総合計画ということになりますが、この策定義務がなくなり策定や議決の必要性については、市町村の判断に委ねられました。これを受けて当時の委員会では、総合計画は置戸町における最上位の計画であり、その重要性からも計画の策定や重要な変更をする時には、議会の議決を得るべきとして、一部条例改正の提案を行い、議会の議決を頂いたところであります。

今回の条例改正につきましては、平成23年に発生いたしました東日本大震災の教訓や本町での平成25年の大雪による大規模停電の経緯から、条例本文の第2章、まちづくりのあるべき姿、第5条から第8条までに規定している、人を大切にすまちづくり、地域コミュニティを大切にすまちづくり、自然環境を大切にすまちづくり、歴史や文化を守り活力あるまちづくりのあるべき姿を謳っている4つのまちづくりに、第8条の2として、災害に強いまちづくりの条項を加え、災害に対する町民や町の取り組むべき姿を盛り込むものでございます。委員会からのご意見をもとに提案内容を検

討の結果、条例の一部改正を本議会に提案するものでございます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

〈議案第29号 置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第29号 置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第29号 置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容についてご説明いたしますので、別冊、平成28年3月置戸町議会定例議会議案説明資料、29ページ。議案第29号説明資料、置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表をご覧ください。

改正の概要につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、関係条文の整備をするため、関係条例の一部を改める必要があるため規定の改正を行うものです。改正内容は、地方公務員法で規定する、公表事項の見直しに伴い、人事行政の運営の状況の公表事項についてであります。第2条で、職員の人事評価の状況及び職員の休業に関する状況、職員の退職管理の状況を追加し、及び勤務成績の評定を削除するものであります。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

〈議案第30号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第30号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第30号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものです。

地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員法第24条第1項が削られ、第6項の職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は、条例で定めるの規定が第5項に繰り上がったためであります。新旧対照表は、後程ご覧願います。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

〈議案第31号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の策定について〉

○佐藤議長 次に、議案第31号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の策定について。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第31号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の策定について説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、置戸町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり策定するものでございます。別紙として、計画書並びに参考資料をお配りしております。

策定に関しての経過等を説明いたします。平成22年4月1日に施行されました現在の過疎地域自立促進特別措置法は、その後、平成23年3月の東日本大震災の発生により、被災市町村において、過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業の進捗に大幅な遅れが生じることが想定されることから、平成24年6月27日に法の一部改正が行われ、有効期限が平成33年3月31日まで5年間延長されております。

置戸町におきましても、現在の計画期間が、平成27年度で終了いたしますので、平成28年度から平成32年度までの5カ年を計画期間とする、置戸町過疎地域自立促進市町村計画を策定することとし、法第6条第4項の規定に基づきまして、2月24日付けで北海道との協議が整いましたので本定例会に提案し議決をお願いするものです。この計画を策定いたしますと、国からの支援ということになりますが、過疎対策事業債の発行が可能となるほか、国庫補助率の嵩上げ、市町村道や下水道整備の都道府県代行制度、過疎地域の企業などに対する税制措置などがあります。

過疎地域自立促進市町村計画の概要ですが、初めに、まちの概要、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況等の基本的な事項を謳い、次からは、産業の振興をはじめとして、その他地域の自立促進に関し、必要な事項までの9項目にわたり、それぞれ現状と問題点、その対策、計画、公共施設等、総合管理計画との整合について記載をしております。

計画内容の詳細につきましては説明を省略させていただきますが、本計画は、第5次置戸町総合計画を基本とし、事業につきましては、平成28年度から31年度までは、実施計画書の中から過疎対策事業債の対象となる事業を中心に策定いたしました。また、平成32年度につきましては、次期総合計画の期間となりますので、現時点で継続事業と想定される事業について掲載をしております。本計画書のほか、参考資料といたしまして、平成28年度から平成32年度までの事業名、事業内容、概算事業費を記載した事業計画書と財源内訳を加えた、平成28年度の概算事業計画を添付しておりますので、後程ご覧いただきたいと思っております。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

〈議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第32号の説明の前に、資料の確認をお願いしたいと思います。予算の説明に使用いたしますのは、黄色い表紙の、平成28年度置戸町一般会計・特別会計予算書で、説明は主にこの予算書の各会計、事項別明細書により行います。次に、白い表紙の、平成28年度一般会計・特別会計予算に関する説明資料と水色の表紙の、議案説明資料があります。予算書、説明資料2

種類、本議案の4つを使って説明いたします。

初めに、平成28年度の予算概要について申し上げます。

平成28年度の予算編成ですが、国の平成28年度予算は、3月1日衆議院を通過し、年度内成立の見通しとなりました。1月に成立いたしました、平成27年度補正予算と切れ目なく執行することで、円高、株安などにより、先行きへの不透明感が増している景気の下支え全力を掲げるというふうな内容になってございます。その内容は、一億総活躍社会を実現される関連施策が目玉となり、子育て支援や介護サービスの充実、教育費の負担軽減などが盛り込まれたほか、地方創生の本格的な展開を図ることとしております。一方、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、経済財政再生計画の目安に沿って、社会保障関係経費の抑制も行われました。さらには、リーマンショック以前の水準まで景気が回復し税収も確保できる見込みから、平成21年度以降、措置されてきた地方交付税の別枠加算が廃止をされました。

これを受けて、平成28年度の地方財政計画では、地方交付税は前年度0.3%減にとどまりましたが、地方税や地方譲与税の伸びを2.4%と見込むなど、財源が確保されたとして、地方交付税の代替財源としてきた臨時財政対策債は、16.3%のマイナスとなるなど、景気回復が遅れている小規模自治体にとっては、財源対策は厳しくなる内容となっております。また、平成28年度の交付税算定は、平成27年度実施の国勢調査による人口が用いられるため、人口減少が続く本町の交付額に大きく影響することが予想されます。

本町の平成28年度予算は、一般会計が前年度比0.9%減の41億1,200万円。特別会計は、国民健康保険特別会計のほか6会計で、前年度比8.8%増の21億8,400万円となりました。簡易水道特別会計の増加が特別会計の中の主な要因となっております。特別会計を含めた7会計の総額では、前年度比2.3%増の62億9,600万円となっております。今回の予算編成では、特に歳出予算において、物件費や維持補修費などが増加傾向となり、歳出全般における経費の抑制が必要となりました。このことから、本町の厳しい財政状況をしっかりと認識し、第5次総合計画を基本に、長期的な視点から持続可能な財政運営を基本とした上で各施策に取り組むための予算計上をしたところであります。

それでは、本議案をご覧ください。

議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算。

平成28年度置戸町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億1,200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表、歳入歳出予算につきましては、後程、平成28年度置戸町一般会計歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第2表、地方債補正について説明いたしますので、7ページをお開き願います。

第2表 地方債。

過疎地域自立促進特別事業から橋梁長寿命化修繕工事までの4事業及び臨時財政対策債を加え、総額で2億9,150万円の町債の発行を予定しております。事業ごとの限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

この表の一番上の段、過疎地域自立促進特別事業について説明いたしますので、別冊、水色の表紙、平成28年3月置戸町議会定例議会説明資料の32ページをお開きください。

この表は、過疎対策事業債、ソフト事業分、対象事業一覧表でございますが、過疎計画に基づく過疎対策事業債のソフト事業として借入を予定をしているものでございます。通学バス定期購入費補助事業から置戸高校支援対策事業までの7事業で、7,810万円の発行を予定しております。

本議案の方にお戻りいただきたいと思っております。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳入歳出予算事項別明細書の説明の前に、別冊の平成28年度一般会計・特別会計予算に関する説明資料の説明をいたしますので、ご用意いただきたいと思っております。平成28年度の一般会計・特別会計予算に関する説明資料になりますが、1ページをお開きください。

1ページは、部局別の職員数調べ。

次の2ページから4ページまでは、各会計別の人件費、対前年度当初予算比較表になります。

5ページをお開きください。作業員等賃金一覧で、後程、総務課長が説明をいたします。

6ページ、7ページをお開きください。6ページから9ページまでは、歳入歳出の性質別内訳になります。この表により本年度の予算概要を説明をいたします。

6ページ、7ページは歳入ですが、歳入のうち経常的収入を、7ページは臨時的収入をまとめたものです。表の右側に、前年度の数値を掲載しておりますので合わせてご覧ください。6ページの上段、経常的収入のうち、自主財源は主に徴税や使用料、手数料などで4億4,127万8,000円。収入の10.8%になります。このうち町税は2億7,182万1,000円で、構成比6.6%となっております。下段の依存財源ですが、普通交付税のほか、地方譲与税や国・道支出金等となります。普通交付税は20億円で、48.6%の構成比となっております。7ページの臨時的収入の特別交付税、1億8,000万円含めると、地方交付税で21億8,000万円となり、全体収入の53%になります。依存財源の合計は、23億2,254万8,000円で、構成比は56.4%。計上の収入の合計は、27億6,382万1,000円となり、構成比で67.2%となっております。7ページの方をご覧ください。7ページ、臨時的収入では、特別交付税のほか、国・道支出金、繰入金、諸収入、町債などとなっております。国庫支出金は、1億2,433万5,000円で、社会資本整備総合交付金が主なものとなっております。繰入金は、4億6,852万円ですが、財政調整基金で2億円。公債費の償還財源として、減債基金が2億6,000万円。このほか、夏まつり振興基金、図書資料整備基金の繰入れが主なものです。諸収入では、老人ホームの指定管理委託に係る老人福祉施設運営資金貸付金などの元利収入、1億4,27万6,000円が主なものとなっております。町債2億9,150万円は、総務債から臨時財政対策債まで記載のとおりで、前年度より3,840万円

の減となっております。臨時的収入の合計は、13億4,817万9,000円で、収入の32.8%となっております。

次に、8ページ、9ページをお開きください。歳出の説明になります。最初に、8ページ。経常的経費ですが、下段の欄の、下段の計の欄、30億4,733万8,000円で、歳出全体の74.1%を占めており、この数値が増加するほど財政の硬直化が進むということになります。人件費のうち、給与費は5億9,784万3,000円。構成比14.5%で、前年度比6.8%の増となっております。物件費は、7億2,602万3,000円。構成比17.7%で、前年度より約3,700万円増となっております。老人福祉施設管理委託料で約2,700万円の増。除排雪業務委託料で、700万円の増が主なものとなっております。補助費等が、5億2,903万9,000円で、構成比12.9%。公債費が5億4,429万6,000円で、構成比13.2%となっております。9ページの方をご覧ください。臨時的経費ですが、補助事業や単独事業、貸付金等が臨時的経費となりますが、計の欄、10億6,466万2,000円で、支出全体の25.9%となっております。

以上で、性質別の内訳の説明を終わります。

10ページ、11ページをお開きください。投資的事業の内訳になりますが、予算科目ごとに、事業名、事業内訳、予算額や財源内訳を記載しております。

12ページ、13ページをお開きください。扶助費の内訳となりますが、前ページと同様に、予算科目ごとに、事業名、事業内訳、予算額などを記載しております。

14ページ、15ページをご覧ください。

○佐藤議長 会議の途中ですが申し上げます。

12時になりますが、引き続き会議を開きます。

○栗生町づくり企画課長 14ページ、15ページをお開きください。

各施設管理経費の内訳になります。各施設の管理経費は、15ページの下の方、合計欄で申し上げますけれども、一般会計・特別会計合わせて、2億9,427万4,000円となっておりますけれども、参考欄の増減のうち燃料費につきましては、単価の値下げにより減となっております。電気料につきましては、平成27年度の中学校改築後の電気料と休止中のゆうゆの電気料につきましては、概算計上しておりましたので、実行見込額を精査し減額計上したことによるものです。また、清掃施設管理等委託料、2,856万6,000円の増額は、老人ホーム指定管理委託料の増が主な要因となっております。

次のページをお開きください。負担金補助及び交付金の内訳ですが、16ページから30ページまで続きます。30ページの合計欄で説明いたしますので、30ページをご覧ください。負担金で6億2,544万5,000円。補助金交付金で3億3,008万1,000円。合計204件で9億5,552万6,000円となっております。事業に係る分につきましては、括弧で内訳となっており、合計で2億6,861万円となります。また、廃止となりました負担金等につきましては、旧端野処理場解体事業負担金以下5件で、1億2,758万8,000円となっております。なお、新規の負担金等につきましては、件名の最後に括弧書きで新規と記載しておりますが、オホーツク木育ネットワーク推進部会負担金ほか2件で、46万2,000円となっております。

31ページをご覧ください。各基金の運用予定調書になります。初めに、表の上段、積立基金につ

いてですが、一般会計財政調整基金から介護給付費準備基金までの8件で、平成27年度末の見込額は、34億9,157万3,000円となります。平成28年度の積立ですが、老人ホーム施設整備基金、これは平成22年に創設しておりますが、2,000万円。その他寄附金などを見込み、合計で2,026万7,000円を積み立てる予定となっております。一方、28年度の取り崩しですが、一般会計財政調整基金で2億円。減債基金で2億6,000万円。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金で57万2,000円。国保、介保の各特別会計への繰入れで、4,604万3,000円。総額で、5億661万5,000円となり、平成28年度末の見込額は、30億522万5,000円となります。表の下段、運用基金は、社会福祉振興基金から図書資料整備基金までの6件で、運用中の資金を除く平成27年度末の見込額は、3億7,328万6,000円となります。平成28年度の主な取り崩しは、夏まつり振興基金ほか1件で、700万円。寄附金の積み立てや貸付中の基金の増額を調整し、平成27年度末の見込額は運用分を除き、3億5,929万5,000円になります。次に、合計欄ですが、平成27年度末の見込額は、38億6,485万9,000円。括弧内の運用分も含めると、記載はしておりませんが、40億1,154万円となります。同じく合計欄の平成28年度末の見込額は、33億6,452万円。括弧内の運用分を含めると、35億2,255万5,000円となります。欄外に参考として、北海道市町村備考資金組合への積立金について記載をしております。

32ページ、33ページをお開きください。まず、32ページですが、この表は今年度新たに追加したものでございます。地方消費税交付金、社会保障財源化分が充てられる経費内訳になります。平成26年4月、消費税が5%から8%に引き上げとなりましたが、引き上げ分の使途について、国は今後も増加が見込まれる社会保障4経費、年金、医療、介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てることといたしました。同時に、引き上げ分の地方消費税についてですけれども、消費税法に規定された経費、その他社会保障施策として、社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に充てるものとする旨、地方税法に明記されました。これを受けまして、平成26年1月24日付けで総務省通知により、予算書や決算書の説明資料等に明示するよう依頼がございましたので、平成28年度予算説明資料から添付をしたものでございます。内容につきましては、後程ご覧いただきたいと思っております。

33ページ以降の説明資料につきましては、それぞれ議案の説明に合わせて担当課長から説明をいたします。

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時10分から再開します。

休憩 12時08分
再開 13時10分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案の説明を続けます。

〈議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 それでは、一般会計の予算の内容について説明をいたしますので、平成28年度置戸町一般会計・特別会計予算書の35ページ、36ページをお開きください。

(以下、関係課長説明、記載省略。平成28年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後2時50分から再開します。

休憩 14時30分

再開 14時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案の説明を続けます。

〈議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算事項別明細書、89ページ、90ページ。

歳出。3款民生費、1項社会福祉費。緊急通報システム事業に要する経費から。

地域福祉センター所長。

(以下、関係課長説明、記載省略。平成28年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 15時58分

平成28年第2回置戸町議会定例会（第2号）

平成28年3月10日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第33号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第34号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第35号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第36号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第37号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 議案第12号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第13号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第14号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第15号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第15 報告第 2号 定期監査の結果報告について
- 日程第16 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第33号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計予算

○出席議員（10名）

- | | | | | | |
|----|--------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 前田 篤 | 議員 | 2番 | 澁谷 恒 壹 | 議員 |
| 3番 | 高谷 勲 | 議員 | 4番 | 佐藤 勇 治 | 議員 |
| 5番 | 阿部 光 久 | 議員 | 6番 | 岩藤 孝 一 | 議員 |
| 7番 | 小林 満 | 議員 | 8番 | 石井 伸 二 | 議員 |
| 9番 | 嘉藤 均 | 議員 | 10番 | 佐藤 純 一 | 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	鎌田満	町づくり企画課長	栗生貞幸
総務課長	菅野博敏	総務課参与	東誠
町民生活課長	鈴木伸哉	産業振興課長	坂口博昭
施設整備課長	大戸基史	地域福祉センター所長	鈴木正美
施設整備課技監	高橋一史	総務係長	芳賀真由美
町づくり企画課財政係長	小島敦志		

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	蓑島賢治
社会教育課長	今西輝代教	森林工芸館長	五十嵐勝昭
図書館長	深川正美		

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口博昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野博敏（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	田中英規	議事係長	尾俊輔
臨時事務職員	中田美紀		

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、5番 阿部光久議員及び6番 岩藤孝一議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 本日の説明員は、前日のおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算から

◎日程第8 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算まで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算から日程第8 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算までの7件を一括議題とします。

前日に引き続き議案の説明を続けます。

〈議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算事項別明細書。3.歳出の117ページ、118ページ。4款衛生費、1項保健衛生費。葬祭場等に要する経費。

町民生活課長。

(以下関係課長説明、記載省略。平成28年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時41分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算〉

- 佐藤議長 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算事項別明細書、145ページ、146ページ。歳出。6款農林水産業費、2項林業費。負担金補助及び交付金。
産業振興課長。

(以下関係課長説明、記載省略。平成28年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

- 佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	11時59分
再開	13時00分

- 佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算〉

- 佐藤議長 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算事項別明細書、169ページ、170ページ。歳出。9款消防費。国民保護会議に要する経費から。
町づくり企画課長。

(以下関係課長説明、記載省略。平成28年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

- 佐藤議長 しばらく休憩します。午後2時50分から再開します。

休憩	14時31分
再開	14時50分

- 佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算〉

- 佐藤議長 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算事項別明細書、233ページ、234ページ。歳出。10款教育費、5項保健体育費。給食センター管理運営に要する経費から。
学校教育課長。

(以下関係課長説明、記載省略。平成28年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第33号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

- 佐藤議長 次に、議案第33号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計予算。

町民生活課長。

- 鈴木町民生活課長 議案第33号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成28年度置戸町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,830万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

歳入歳出予算につきましては、別冊の事項別明細書でご説明しますが、予算を説明する前に予算の概要等について、別冊の予算に関する説明資料でご説明いたしますので、資料の47ページ。平成28年度国民健康保険特別会計予算をお開きください。白い表紙の資料となります。

はじめに、国民健康保険制度の改正内容等についてご説明いたします。

1点目は、国民健康保険税賦課限度額の引き上げです。医療分が現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援金等分が17万円から19万円にそれぞれ引き上げとなり、介護納付金分は現行と同じ16万円となることから、賦課限度額の合計は、現行の85万円から4万円増の89万円となります。

2点目は、5割、2割軽減の判定基準の見直しが行われ、4月1日から適用されます。適用基準の改正内容ですが、5割軽減につきましては、被保険者数に乗ずる金額を26万円から26万5,000円に。また、2割軽減は、被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円に改めるものでございます。なお、条例改正につきましては、賦課期日が7月となることから、6月定例会において提案をし、ご審議いただきたいと考えております。

それでは、資料の47ページをご覧ください。

歳入ですが、保険給付費等の歳出から国庫等の財源を控除した残りを国保税と財政調整基金に求めることとしております。国保税につきましては、世帯数・被保険者数の減少や給与所得、営業所得等の減少が続いておりますが、農業所得の増や税率の見直しを考慮し、前年度同額の1億2,316万3,000円を計上しております。国庫支出金及び療養給付費交付金につきましては、保険給付費を基礎に積算した金額を計上しております。また、65歳以上74歳までの前期高齢者に対する交付金として、前期高齢者交付金を計上しております。道支出金につきましては、北海道調整交付金等を計上しております。一定額を超える高額療養費に対する交付金として、共同事業交付金を計上しております。一般会計繰入金につきましては、ルール分による繰入金を計上しています。48ページをお開きください。歳出であります。過去や前年度の医療費実績を勘案し、推計した保険給付費及び後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等を計上したほか、介護保険第2号被保険者に係る介護納付金、保健事業費では、特定健診等に係る経費を計上しています。予算総額は、歳入歳出それぞれ5億5,830万円の計上で、前年度対比1,380万円の減額となります。49ページの、平成28年度国民健康保険特別会計予算資料については、1. 保険税から下の6. 介護給付費納付金まで各年度別の推移を記載しておりますので、後程ご参照願います。

以上で資料の説明を終わります。

事項別明細書の264ページ、265ページをお開きください。歳出から説明いたします。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成28年度置戸町国民健康保険特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会します。

延会 16時06分

平成28年第2回置戸町議会定例会（第3号）

平成28年3月11日（金曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第34号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 議案第35号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第36号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第37号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 6 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 7 議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 8 議案第12号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第13号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第14号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第15号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第13 報告第 2号 定期監査の結果報告について
- 日程第14 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第34号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 議案第35号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第36号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第37号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 6 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 7 議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 8 議案第12号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第13号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第14号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第15号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）

○出席議員（10名）

1番	前田	篤	議員	2番	澁谷	恒	議員
3番	高谷	勲	議員	4番	佐藤	勇	議員
5番	阿部	光久	議員	6番	岩藤	孝一	議員
7番	小林	満	議員	8番	石井	伸二	議員
9番	嘉藤	均	議員	10番	佐藤	純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久男	副町長	和田	薫
会計管理者	鎌田	満	町づくり企画課長	栗生	貞幸
総務課長	菅野	博敏	総務課参与	東	誠
町民生活課長	鈴木	伸哉	産業振興課長	坂口	博昭
施設整備課長	大戸	基史	地域福祉センター所長	鈴木	正美
施設整備課技監	高橋	一史	総務係長	芳賀	真由美
町づくり企画課財政係長	小島	敦志			

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	蓑島	賢治
社会教育課長	今西	輝代教	森林工芸館長	五十嵐	勝昭
図書館長	深川	正美			

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口 博昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野 博敏（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	田中	英規	議事係長	尾俊輔
臨時事務職員	中田	美紀		

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって7番 小林満議員及び8番 石井伸二議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 本日の説明員は、前日のおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第34号 平成28年度置戸町後期高齢者医療
特別会計予算から

◎日程第 6 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計
予算まで

————— 5件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第34号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算から日程第6 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算までの5件を一括議題とします。

前日に引き続き議案の説明を続けます。

〈議案第34号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算〉

○佐藤議長 まず、議案第34号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第34号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

平成28年度置戸町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,190万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳入歳出予算につきましては、別冊の事項別明細書でご説明いたしますが、予算を説明する前に予算の概要等について別冊の予算に関する説明資料でご説明いたしますので、資料の50ページ、51

ページをお開きください。白の表紙の資料でございます。資料の50ページ、51ページ。22. 平成28年度後期高齢者医療特別会計予算資料をご覧ください。

後期高齢者医療制度に係る事業主体は、北海道後期高齢者医療広域連合で、町の業務としては、一般窓口業務のほか、保険料の賦課事務を除く徴収事務を行っております。なお、保険料率は2年ごとに改定されますが、本年度はその改定年度にあたり、保険料率の改定が行われます。

改正内容につきましては、2の保険料率をご覧ください。平成28年度から平成29年度における北海道の保険料率算定の考え方ですが、制度加入者の増や保険給付の増加により歳出ベースでは増加になっておりますが、国庫負担金や市町村負担金のほか、平成27年度の余剰金を投入することで歳入を確保し、保険料、収納必要額を圧縮しております。また、被保険者数が平成28年度、平成29年度、2年間で5,700人ほど増加する見込みとなっていることから、一人当たりの保険料が下がる結果となりました。2. 保険料率区分の欄、均等割額をご覧ください。現行5万1,472円に対し、平成28年度、29年度は、4万9,809円。差し引き、マイナス1,663円。率にして、マイナス3.23%となっております。その下の、所得割額、所得割率ですが、現行10.52%に対し、10.51%。差し引きで、0.01ポイント減となっております。賦課限度額については、変更ございません。一人当たりの保険料、軽減後平均ですが、現行の6万5,716円に対し6万3,383円で、2,333円の減。率にして、3.55%の減となっております。その下の表、年間保険料額の例ですが、年金収入80万円の方では、年額200円減の4,900円。中程の年金収入、194万円の方では、900円減の4万6,400円。一番下の年金収入、216万円の方では、年額1万1,1700円減の10万6,000円となります。なお、平成28年度につきましては、均等割5割軽減と均等割2割軽減の軽減判定所得の拡充が行われる予定となっております。1. 保険料。

(現年分)の表をご覧ください。平成28年度の被保険者数は、761人を見込んでおります。保険料の調定額は、2,949万1,000円。一人当たりの調定額を、3万8,753円と推計し、収入率は100%の予算措置となります。次に、51ページ。平成28年度後期高齢者医療特別会計概要。右の欄、点線枠内の後期高齢者医療特別会計をご覧ください。本会計は、保険料の徴収や被保険者証の交付事務等の窓口業務に係る経費を計上しております。左の欄、歳入ですが、一般会計より繰入は、①低所得者の保険料軽減分を補填する保険基盤安定繰入金、1,954万3,000円。②広域連合事務費として、193万3,000円。③市町村の事務費として、91万9,000円。計2,239万5,000円となります。⑥保険料は、2,950万1,000円。⑦諸収入、4,000円で、歳入の合計は、5,190万円となります。このうち、①保険基盤安定繰入金、②広域連合事務費、⑥保険料の3つにつきましては、全額右の欄、歳出の広域連合納付金として支出となり、市町村事務費諸収入等については、保険料の徴収や被保険者証の交付事務等の窓口業務に要する事務的経費に充てられます。次に、歳出ですが、高域連合納付金として、5,097万7,000円。総務管理費、58万5,000円。徴収費は、保険料の徴収に伴う事務的経費として、23万7,000円。予備費等で、10万1,000円。歳出合計は、歳入と同額の5,190万円となります。

以上で資料の説明を終わります。

事項別明細書の290ページ、291ページをお開きください。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算事項別明細

書、別添のとおり)

〈議案第35号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第35号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第35号について説明をいたします。

平成28年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

平成28年度置戸町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,340万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足分を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

第1条の歳入歳出予算につきましては、平成28年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書で説明いたしますので、305ページ、306ページをお開き下さい。歳出から説明をいたします。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成28年度置戸町介護保険事業特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第36号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第36号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第36号について説明をいたします。

平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

平成28年度置戸町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,820万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100万円と定める。

第1条の歳入歳出予算につきましては、平成28年度介護サービス事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書で説明いたしますので、333ページ、334ページをお開き下さい。歳出から説明をいた

します。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第37号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第37号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計予算。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第37号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計予算についてご説明いたします。

議案第37号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計予算。

平成28年度置戸町の簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億9,250万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1条の歳入歳出予算につきましては、後程、別冊の平成28年度簡易水道特別会計歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

3ページをお開きください。

第2表 地方債。起債の目的につきましては、簡易水道整備事業で、簡易水道再編推進事業に対する起債です。限度額は、6億9,930万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

本議案にお戻りください。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、9億円と定める。

第1条の歳入歳出予算につきましては、別冊の平成28年度簡易水道特別会計歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

それでは、事項別明細書の349ページ、350ページをお開きください。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成28年度置戸町簡易水道特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩	10時39分
再開	11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第37号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計予算〉

- 佐藤議長 議案第37号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計予算事項別明細書、359ページ、360ページ。歳出。3款公債費。町債償還元金。

施設整備課長。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成28年度置戸町簡易水道特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算〉

- 佐藤議長 次に、議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算。

施設整備課長。

- 大戸施設整備課長 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算についてご説明いたします。

議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算。

平成28年度置戸町の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,970万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1条の歳入歳出予算につきましては、後程、別冊の平成28年度下水道特別会計歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

3ページをお開きください。

第2表 地方債。起債の目的につきましては、農業集落排水事業で、境野浄化センター改築事業に対する起債、1,730万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

本議案にお戻りください。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、3,000万円とする。

次に、第1条の歳入歳出予算についてご説明申し上げます。事項別明細書、376ページ、377ページをお開きください。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成28年度置戸町下水道特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

- 佐藤議長 これで、議案第34号から議案第38号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第 7 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度置戸町一般会計補正予算（第 8 号）から

◎日程第 1 1 議案第 1 5 号 平成 2 7 年度置戸町下水道特別会計補正予算（第 3 号）まで

————— 5 件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第 7 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度置戸町一般会計補正予算（第 8 号）から日程第 1 1 議案第 1 5 号 平成 2 7 年度置戸町下水道特別会計補正予算（第 3 号）までの 5 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第 1 1 号は、平成 2 7 年度置戸町一般会計補正予算（第 8 号）でございます。また、議案第 1 5 号につきましては、平成 2 7 年度置戸町下水道特別会計補正予算（第 3 号）であります。この間のそれぞれの議案の説明につきましては、町づくり企画課長はじめ所管の課長より議案の説明について申し上げます。

〈議案第 1 1 号 平成 2 7 年度置戸町一般会計補正予算（第 8 号）〉

○佐藤議長 まず、議案第 1 1 号 平成 2 7 年度置戸町一般会計補正予算（第 8 号）。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第 1 1 号について説明いたします。

平成 2 7 年度置戸町一般会計補正予算（第 8 号）。

平成 2 7 年度置戸町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 3 2 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 6 億 4, 5 1 3 万 3, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、後程、別冊の平成 2 7 年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第 8 号）で説明をいたします。

第 2 表の繰越明許費補正及び第 3 表の地方債補正について説明いたしますので、議案の 5 ページ、6 ページをお開きください。

初めに、5 ページ上段の第 2 表 繰越明許費補正の説明をいたします。今回の繰越明許費の補正は、本年 1 月に成立いたしました国の平成 2 7 年度補正予算に関連して、歳出予算に追加計上いたしました事業のうち、年度内の実施が不能として繰越明許費の補正を行うものです。2 款総務費の情報セキ

セキュリティ強化対策事業から、6款農林水産業費の草地畜産基盤整備事業までの4事業で、繰越予定の金額は表に記載のとおりです。

次に、第3表 地方債補正について説明いたします。下段をご覧ください。

初めに、地方債の追加ですが、情報セキュリティ強化対策事業で、限度額520万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

6ページをご覧ください。地方債の変更になります。表に記載の、道営草地整備事業から橋梁長寿命化修繕工事までの4件について変更を行うものですが、いずれも事業費の確定や起債限度額の確定により変更を行うものです。補正後の額につきましては、表の右側、補正後の限度額に記載のとおりです。なお、記載の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はありません。

引き続き、平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第8号）により説明いたしますので、事項別明細書の58ページをご覧ください。

繰越明許費に関する調書になります。先程、本議案で説明させて頂きました、情報セキュリティ強化対策事業以下4事業について、科目のほか、事業名、金額、財源内訳を記載しております。繰越理由は、いずれも年度内事業実施が不能となっております。

次に、59ページをご覧ください。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になりますが、当該年度中増減見込みの起債見込額欄をご覧ください。3、その他、(2)過疎対策事業債の欄は、今回の補正に係る変更のほか、借入種別の変更により、合わせて3,340万円減額し、1億8,810万円。同じく、(10)緊急防災・減災事業債の欄は、過疎債からの振替分として、140万円追加しております。下段の合計欄ですが、3,200万円減額し、本年度の起債見込額は、3億7,661万9,000円となります。表の欄外、米印で記載しておりますが、先程、地方債の補正で、情報セキュリティ強化対策事業、520万円の限度額を追加いたしましたが、平成28年度に繰越して実施する予定であることから、本年度の起債見込額欄には含まれておりません。次に、元金償還見込額欄をご覧ください。既に、借入を行っている起債のうち、主に特別債の一部で利率の見直しが行われ、借入利率が引き下げられたことから、償還額のうち元金分が増額となりましたので変更しております。合計欄ですが、66万4,000円増額し、本年度の元金償還見込額は、4億9,445万4,000円となります。一番右側の列の合計欄ですが、平成27年度末の残高見込額は、46億5,924万9,000円となります。

以上で、第2表 繰越明許費補正及び第3表 地方債補正の説明を終わります。

次に、第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、事項別明細書の14ページ、15ページをお開きください。

(以下町づくり企画課長説明、記載省略。平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第8号）、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 11時58分
再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前引き続きに会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第8号)〉

○佐藤議長 議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書、26ページ、27ページ。歳出。3款民生費、1項社会福祉費。介護予防・地域支え合い事業に要する経費。

地域福祉センター所長。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第8号)、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。2時45分から再開します。

休憩 14時23分
再開 14時45分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第8号)〉

○佐藤議長 議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書、54ページ、55ページ。歳出。10款教育費、5項保健体育費。スポーツ大会教室に要する経費から。

社会教育課長。

(以下社会教育課長説明、記載省略。平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第8号)、別添のとおり)

〈議案第12号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 次に、議案第12号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第12号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

平成27年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,405万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項

別明細書（第2号）により、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

（以下町民生活課長説明、記載省略。平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

〈議案第13号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）〉

○佐藤議長 次に、議案第13号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第13号について説明をいたします。

平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。

平成27年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,073万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,413万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第4号）により説明いたしますので、事項別明細書の8ページ、9ページをお開きください。歳出から説明をいたします。

（以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第4号）、別添のとおり）

〈議案第14号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）〉

○佐藤議長 次に、議案第14号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第14号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成27年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,201万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,888万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

簡易水道事業に係る起債の変更でございます。当初限度額は、5億4,880万円としておりました。事業執行により事業費の減額に伴い、5億4,710万円に変更いたすものです。なお、記載の

方法、利率、償還の方法の変更はございません。

続きまして、第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）でご説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

（以下施設整備課長説明、記載省略。平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

〈議案第15号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）〉

○佐藤議長 次に、議案第15号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第15号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,023万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,320万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

農業集落排水事業、境野浄化センター改築更新事業に係る起債の変更でございます。当初限度額は、4,380万円としておりました。事業執行による事業費の減額に伴い、2,790万円に変更いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

続きまして、第1条の歳入歳出予算の補正につきましてご説明いたします。別冊の事項別明細書、6ページ、7ページをお開き願います。

（以下施設整備課長説明、記載省略。平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

○佐藤議長 これで、議案第11号から議案第15号までの提案理由の説明を終わります。

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会とし、明日3月12日は町の休日のため置戸町議会会議規則第9条第1項の規定により議会を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 異議なしと認め、本日はこれで延会とし、明日１２日は休会とすることに決定しました。
次の議会は、３月１３日サンデー議会を行うこととし、定刻に開会します。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 １５時３９分

平成28年第2回置戸町議会定例会（第4号）

平成28年3月13日（日曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第 2 一般質問

○出席議員（10名）

- | | | | | | |
|----|--------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 前田 篤 | 議員 | 2番 | 澁谷 恒 壹 | 議員 |
| 3番 | 高谷 勲 | 議員 | 4番 | 佐藤 勇 治 | 議員 |
| 5番 | 阿部 光 久 | 議員 | 6番 | 岩藤 孝 一 | 議員 |
| 7番 | 小林 満 | 議員 | 8番 | 石井 伸 二 | 議員 |
| 9番 | 嘉藤 均 | 議員 | 10番 | 佐藤 純 一 | 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町 長	井 上 久 男	副 町 長	和 田 薫
会 計 管 理 者	鎌 田 満	町づくり企画課長	栗 生 貞 幸
総 務 課 長	菅 野 博 敏	総務課参与	東 誠
町民生活課長	鈴 木 伸 哉	産業振興課長	坂 口 博 昭
施設整備課長	大 戸 基 史	地域福祉センター所長	鈴 木 正 美
施設整備課技監	高 橋 一 史	総務係長	芳 賀 真 由 美
町づくり企画課財政係長	小 島 敦 志		

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野 毅	学校教育課長	菘 島 賢 治
社会教育課長	今 西 輝 代 教	森林工芸館長	五 十 嵐 勝 昭

図書館長 深川正美

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口博昭(兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野博敏(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 田中英規

議事係長 尾俊輔

臨時事務職員 中田美紀

◎開議宣告

○佐藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、9番 嘉藤均議員及び1番 前田篤議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長。

○田中事務局長 本日の説明員は、先日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1番 前田篤議員。

○1番 前田議員〔一般質問席〕 通告に従いまして質問をさせていただきます。

一つ目は、民有林伐採後における植栽希望面積と実施面積の推移についてであります。

民有林は、所有者個人の財産ですが、町にとっても地域生活を守るかけがえのない財産であり、皆伐後の植栽は、環境保護の意味からも大切であると思います。植栽には、植え付ける苗木と、国、道、町による植栽事業補助金、そして植栽作業を請け負う人手が揃って植栽がなされていると思うのですが、平成25年10月、季節外れの大雪被害によって、一作年度より植栽希望の面積が増加していると思われまます。そこで、平成25年度から5年間の植栽希望の面積、植栽実施面積の推移と植栽待機面積が増加している場合、その対策を伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 町長になりまして、サンデー議会がちょうど10回目になります。その前は、ナイター議会ということで夜やっていたのですが、サンデー議会になりまして10回目ということになりまして、議員も最初の一般質問をお受けさせていただきたいと、このように思います。

最初に、民有林伐採後における植栽希望面積と実施面積の推移ということではありますが、平成23年度から平成27年度までの過去5年間における植栽希望面積等の推移について申し上げたいと、このように思います。植栽希望面積、希望する面積ではありますが、平成27年度では240ヘクタール程ありました。平成23年度末で130ヘクタールでありましたので、比較しますと110ヘクター

ル増えているというような状況であります。また一方、植栽実施面積でありますけれども、260ヘクタールで毎年50ヘクタール強ぐらいであります。造林しているという状況であります。この他に、ねずみの被害だとか、あるいは雪害などで被害地造林として、この5年間で128ヘクタール造林をしております。植栽待機面積であります。平成27年度で198ヘクタールを数えておりました。平成27年度の72ヘクタールと比較しますと、125ヘクタール増加している、植栽を待機しているという面積が125ヘクタール増加しているというような状況でありました。

そこで、議員の方から、平成25年10月の雪害による植栽希望面積が増加しているのではないかなというようなご意見であります。被害地造林につきましては、優先的に実施しているわけですが、平成26年、27年の2年間で19ヘクタール植林を終えているというふう聞いております。植林希望面積の増加要因というのは、今申し上げました、雪害などの被害による伐採の影響もございますけれども、大きな要因としては、人工林の多くが伐期を迎えているということがあると思います。

町内の民有林の伐採面積であります。平成25年度の227ヘクタールを最大値として、この5年間で735ヘクタールということになっております。伐採の面積であります。以上のデータにつきましては、新生紀森林組合の方から資料提供いただいているわけですが、そこでこれらに対する対応でありますけれども、植林を進めるにあたっては、苗木、それから補助金の問題、加えて人手の問題、この3つの要件が必要であるというふうに思っております。どれか一つ欠けても進まないということは、ご承知のとおりであります。全道的にこの苗木不足ということがずっと言われてきたわけですが、最近はこの苗木不足ということが解消されつつあるというふうに聞いております。

次に、2つ目の補助金の関係でありますけれども、平成28年度、新年度でありますけれども、国の森林整備事業の予算につきましては、前年対比、27年度に対比しまして100%の1,255億円ということになっておりました。補助金がこれまで以上に多く配分されるということは、なかなか難しいんじゃないかなという状況だというふうに申し上げていいかと思っております。

それから、3点目の要件であります。人手の問題でありますけれども、林業界、それから林業労働者の高齢化、加えまして担い手の不足という大きな課題を抱えているわけがあります。この課題を解決するために、本年度、置戸地区林協傘下の事業所、それから森林組合も加わっていただきまして、林業労働者の担い手対策となるような制度創設を考えたいということを申し上げておきました。

なかなか協議が進まないというのは前段いろいろ申し上げてきましたけれども、当然といえば当然のことだと思います。しかし、何とか新しい制度を町の独自の制度としてつくっていきなというふうに思っております。この協議についても最終段階を迎えているのかなというふうに思っておりますけれども、何とか28年度、新年度ではこの制度の創設に向けて協議を進めていきたいと、このように思っております。

北海道内における状況でありますけれども、伐採跡地面積は11,800ヘクタール程あるようがあります。全国の伐採跡地の約8割が11,800ヘクタールですが、8割が北海道に集中しているという状況であります。この植林待機面積の増加ということは、今申し上げましたように本町だけの問題ではありません。北海道を初めとして関係団体とも連携しながら植林の待機面積を少しでも解消していくべき努力を今後とも尽くしていきたいと、このように思っております。また、

林業基幹産業としている本町でありますので、この森林の重要性、また町にとっても大きな財産でありますので、加えまして森林が持つ広域性というものを十分認識しながら植林について今後とも支援していきたいと、そのように考えております。

○佐藤議長 1番。

○1番 前田議員〔一般質問席〕 答弁ありがとうございます。まず、私の方から申し上げました3つの懸念のうち、苗木の不足というのは、近年問題になっているということは町長触れていただきました。私も仕事の関係でそういう話も聞いておりましたし、調べてみますと一番近いところでは、訓子府北栄にからまつ採種園があります。それから、有名なところでは旭川市雨紛に大規模なものがあるというふうに聞いております。私も不勉強で分かりませんが、勝山に新たな採種園が平成26年度より準備がなされているということも聞いたりしました。その辺私も大変期待しているところであります。

それから、2つ目の予算のことでありますけれども、国の予算と道の予算がありまして、町の予算と3つが揃って初めて植え付けられるものでありまして、町の民有林に対する予算が、昨年予算1,452万円。平成28年度予算も同額の1,452万円という金額だというふうに確認をしてみました。町長は、北海道造林協会の副会長もなされていらっしゃると思います。置戸のような今回の特殊な季節外れの雪害による事故的な要素のある突発的な事態に関しては、何とかそういうところの回復といたしますか、新たな造林の重きを置く部分の、置戸に重きを置いて植え付けられるような何か仕組みでもできないものかなというふうに考えているところであります。

最後の、森林作業の担い手の話でありますけれども、ぜひともその辺も大変人手不足というふうに聞いておりますので、森林作業担い手の事業を創設するにあたりまして我々も期待していきたいところだというふうに思います。町内外において天然更新の名目で植栽されていない林地が増えております。その中で、美幌町では、ある一定の条件のもと、森林所有者の負担がゼロの事業が組まれたりしております。また、手元でございますけれども、北見市では、これもある一定の条件のもと、所有者の自己負担のない植栽事業があったりしております。一つの方法かと思えますし、この辺について町長どのようにお考えか意見を伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 今の状況というのは、議員も私も共通の認識があるというふうに思います。そこで、美幌町、北見市における負担ゼロというような照会もありました。詳しい中身は私も分かりませんが、確かにピンポイント的に政策というのを捕らえていけば、もちろん民有林の所有者の人にすれば、負担が限りなくゼロに近いことにこしたことはないわけです。ただ置戸のように、町有林含めましてかなりの面積を植林含めてですけれども、間伐、あるいはそうしたことも含めてでありますけれども、やはり総合的な林業政策というかこれを見ないと、なかなか負担ゼロというようなことについては、積極的に申し上げるというふうにはちょっと言い切れないというふうに思っております。ただ一例として、議員もご承知のことと思えますのでお話する必要性はないのかもしれませんが、例えば、民有林の振興事業、国の制度としては、未来につなぐ森づくり推進事業ということになりますけれども、森林組合との関係といいましょうか、森林組合の方に委託するというような条件も一定程度ありますけれども、そういう条件をクリアした時には、最終的には個人の負担というのは、6%

ということになっています。国や北海道の補助金がありますのと、町の方でも10%上乘せして出しています。町が10%出しているので北海道の方としては、それを一つの条件にして、さらに北海道として16%上乘せしているというような内容のものが事業にはあります。

結果としては、所有者の人たちは6%の負担です。6%の負担が森林所有者としてどういうふうに見るかだと思います。私は山持っていませんから、6%の負担で一定程度の山を持てるんだとすれば、これはこれとして理解をしていただけないものかなというふうにも思います。しかし、先程申し上げましたように、公共財としても非常に大きな意味合いがあるんだと。それから、森林の持っている重要な役割というようなものを考えていった時に、この役割の大きさというのは一方ではあるんだけど、もう一方ではなかなかそれが財産として評価されないというのか、お父さんの代から息子さんの代にバトンタッチする時に、なかなか喜んで受け取ってもらえないというのも現実の問題としてあると。これは非常に悩ましい問題だと思います。しかし、先程申し上げましたように、3つの要件というものがきちっと確立していくということが重要なんだろうというふうに思います。3つのうち、どれも重要なことでありますけれども、この担い手という部分については、これ未来永劫続いていく課題でもありますので、先程も申し上げましたように、何とか国の制度と合わせ技みたいなことになりすけども、町の独自の制度として作り上げていきたいなど。それが置戸の結果としては、置戸の林業の振興発展に繋がっていくんじゃないかなと、そんなふうに思っています。美幌だとか北見でのそうした問題についても、なお少し見せていただいて検討を加えたいと思っています。

○佐藤議長 1番。

○1番 前田議員〔一般質問席〕 美幌町と北見市を例にとりまして、費用のかからない植栽事業の話をさせていただきましたが、他の町、具体的にということはあるんですけども、3%ぐらいの費用で条件なしに植え付けられるのは、かなりの町があるのかなというふうに思います。町長おっしゃるとおり、本人の財産であるのだから6%ぐらいの自己負担で植えられることもそれでもいいのではないかという考えも確かにあろうかと思えますけども、やはり未植栽の天然更新林が段々増えていく中で、他の町の動きがそういう形になっているのかなということを見ますと、これも一つの考え方なのかなと思います。待機面積が125ヘクタールという話が先程ございまして、1年間の植え付けられていかれている平均面積が50ヘクタール強ということに今なっている現状では、丸2年植えても届かない、また新たな面積が皆伐されるということになるものですから、ぜひともその辺何とかもう少し面積が増える、予算でいえば、もう少し1,452万円から予算が積み上がって面積が増えられるような努力をぜひとも期待したいというふうに思います。

次の質問に移ります。2つ目の質問でございますが、災害発生時における避難行動要支援者の情報の共有についてということで伺います。今年の1月20日の1メートルを超えました大雪では、避難行動要支援者に対しまして電話で安否の確認がなされまして、必要に応じて除雪ですとか、FFストーブの排気口の確認等、役場の方で対応していただいたというふうに聞いております。置戸の地域防災計画第4章の第7節では、避難行動要支援者名簿の作成、更新等、避難要支援等関係者への事前の名簿情報提供が書かれております。しかし、個人情報保護法により、避難支援等関係者といえども避難行動要支援者の情報は共有されていないのだと認識をしております。万が一、洪水等によりまして避難支持が発令された場合に、消防団、警察、自治会、避難場所となる公民館の管理責任者への避難

行動要支援者名簿の伝達をどのようになされるのか、考えでおられるのか伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 災害発生時における避難行動要支援者の情報共有についてであります。置戸町地域防災計画、今ご紹介ありましたけれども、この防災計画におきまして、災害発生時における避難行動要支援者への安全確保について定めているわけであります。

初めに、避難行動要支援者の名簿であります。要介護認定者、それから障がいを持っておられる方など、平成27年の3月時点ではありますが、164名の方を登録しております。この名簿は、住所異動あるいは介護認定の状況など情報を定期的に把握して、毎年度更新を行うということになっております。この名簿の取り扱いであります。災害発生時には避難行動要支援者を災害から守るために、消防あるいは警察、自治会などの避難支援者と関係者と言っているわけではありますが、この方々に対して名簿を提供することは、法的には可能であるということでもあります。ただ、平常時においては本人から同意を得られた場合には提供できると。しかし、あくまでも本人の同意が必要ですよということでもあります。ただし、提供する場合であっても、当然のことではありますが、情報漏えいの防止等、この情報管理に関して必要な措置を講ずるということになっております。

ご質問のありました洪水等、避難指示の際には速やかに、消防、警察あるいは自治会などの避難支援者等関係者の皆さんに対しまして避難行動要支援者名簿の提供を行って避難行動に対する支援あるいはご協力をお願いするというものであります。同じような言葉が出てきて分かりにくかったかもしれませんが、消防だとか警察あるいは自治会の方々に名簿を提供して避難行動に対して色々ご協力をお願いしますと、こういうものであります。また、平常時から情報を共有することで災害発生時に、より迅速な対応が可能ということになりますので、今後、名簿登載者の方のご理解をいただきながら、避難行動要支援者名簿の実効性のあるといいましょうか、活用というものを共に適正な管理のもとで進めていければなと、そんなふうに考えております。

○佐藤議長 1番。

○1番 前田議員〔一般質問席〕 ご答弁いただきましたように、情報の漏えいが一つの大きなリスクになろうかなというふうに思います。しかしながら、同時に情報が共有されていて、万が一の時に動ける態勢を作らねばならないでしょうし、そういう避難要支援者の避難の名簿があること自体によって、自治会の役員さんだとか消防、避難場所の管理者とかが、より現実的に避難の方法論を講じていくきっかけになると申しますか、それがやはり今、手元になくて何か雲をつかむように訓練をやらねばならない、水害の時どうしようというのが、何か一つに動きづらい部分になってやしないかなというふうに日頃から感じているところでございました。

一昨日、東日本大震災の5年になりまして、この議場で一緒に黙祷させていただきましたけれども、数日間、前後しましてテレビで当日のVTRが流れております。やはり顧みず度に、もっと事前に訓練をして、そういう地域の仲間、繋がり部分を高めていけば、もっと被害は少なくできはしなかったかなということも感じたりするところでもあります。東日本大震災を踏まえまして、新たに自助共助、公助という考え方もできまして、自ら助かる、それから近所で助け合いをする、そして消防団員等の公の者が助けるという3つが組み合わせさせて、より安全な地域をつくっていけるのかなというふうに思っておりますので、その辺も含めましてもう一度、町長に何か考えがありましたらお願いいた

します。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 情報の共有ということは、極めて重要だと思います。しかし、人それぞれ、個人情報、特に個人情報というものについて言えば、それぞれの認識、あるいは考え方の違いが当然あると思います。しかし、私共、行政を預かる立場としては、これはもう結果責任です。ですから、特にこうした問題については、私はそういう認識に立っていますけれども、しかし前提になるのは、情報の共有、もちろん極めて重要なことですが、やはり日常的な町民と行政との信頼関係あるいは町内においては、コミュニティの度合いといいたし、この関係がどうなっているのかということが極めて重要な点だと思います。お互いが信頼関係が高まっていけばいくほど、情報の共有化も進んでいくんだと思います。当然、何か災害が発生した時に、その先頭に立たなければならないのは私共でありますし、それを一緒になって応援して頂くのが消防団の人達だとか、警察の方だとか、そして自治会の役員の方だとか、そういう人達だと思います。ですから、そうした意味では、ちょっとくどい言い方ですけども、やはり日常的なコミュニティというものをきちっと確立していく、高めていく、そのことが結果としては安全安心の町といいたし、日常生活における大きなものとして出てくるんだらうと、私はそのように思っています。

○佐藤議長 1番。

○1番 前田議員〔一般質問席〕 お話いただいた趣旨はよく分かるつもりであります。地域の自主的な意思で防災に向けた地域防災が立ち上がって、お互いに声を掛け合って、それでそういう形が一番理想であるということでありましょう。ただ、ほぼそれで網羅されたとしても誰かを忘れていてということの危険性とかもある。それが99人が無事避難し終えて、1人が忘れられて取り残されてだとか、そういう可能性もあるかもしれませんし、名簿があるということ自体は、私はやっぱり配付されているということは必要なのではないのかなと思います。開封しなくても届けられているということに意義があるという考え方もないでしょうか。例えば、水害で離れた地域に、離れた自治会に、離れた消防組織にそういう名簿を届けられないような、その位の災害と考えられた時に、封を切らずに閉まって置いて、いざというとき開封してその名簿を使う。何もなければ未開封のまま次年度の封印された名簿と入れ替える、そういう個人情報の保護と名簿の配付との両方成立するような折衷案というものも考えられないかなとも思いますので、ひとつ検討いただきまして、常に誰を確認しているという必要性はないのかもしれないかもしれません。ただ、いざという時にすぐ手元で分かるものがあるということが大切かと思しますので、検討いただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 個人情報が公になるということについて言えば、やはり私共はそうした問題について、いつも謙虚であらなければならないと私は思っています。前田議員、先程申し上げている、大きな役割を担っている、しかも地域的にはその先頭に立っているという立場もありますからおっしゃることはよく分かります。よく分かりますけれども、それじゃあその開示をする責任を消防の分団長に与えてしまっているのかという問題も、また別な議論としてあると思います。先程、実効性のあるというふうに申し上げましたけれども、まさにその事だと思っています。私共は情報が開示されなくても、その人はやっぱり、いざ災害の時には助けに行かなければならないという立場にあるというこ

とだと思えます。それをより確度の高い形で救出できるには、情報というものがどういうふうにあることが望ましいのかと、そういうことに繋がっていくんですが、冒頭申し上げましたように、非常に難しいところがこの問題にはあると思えます。しかし、私共3, 100人の町民の生命財産を預かっているわけでありますから、その人達が日常どういう状況にあるのかということも含めて承知しておく必要があるというふうに思えますし、そのことは同時に、その周辺の隣近所の人達といいたましようか、こういう人達においても、そうした心配りといいたましようか、そんなことも必要なんだろうなと。特にこれだけ高齢化社会を迎えている状況を考えますと、その重要性は、ますます高まっていくんだらうというふうに思えます。いずれにいたしましても、関係団体一緒になってそうしたことを認識しながら、より安全性を高めていく、そうした町づくりをしていかなければならないということで今後とも考えていきたいと、このように思えます。

○佐藤議長 1番。

○1番 前田議員〔一般質問席〕 今直ぐの答えは出なくても、将来的に地域住民の皆さんの安全をい

かに守っていくかという目的で考えた時に、どうやっていけばいいのかというのを日頃の中から考え、また提案をさせていける問題があればさせていきたい、させて頂きたいというふうに思っておりますので、機会がありましたら発言させていただきます。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○佐藤議長 6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

仮称木道プロムナード、この整備の実施についてということでお伺いいたしますが、昨年6月、定例議会においても一般質問いたしました。その年の3月にも質問したと記憶しております。過去数回にわたって、この木道プロムナードのことについては、町長に質問して、順次完成に向けて色々進めてきたというふうに思っています。また、平成27年度では、実施計画の予算600万円ほど組みまして、6月に聞いた手順ですと、進めていくんであろうというふうに思っておりましたけれども、今回、600万円は執行せずに補正を組んだというような形になりました。それを受けて6月定例議会の時の答弁としては、一定程度の時間をかけながらも町民との意見交換をして、コンセンサスを得て実施に向けて進めていきたいというような答弁をもらったと思っております。

それで、改めて今回、補正を組んで600万円程、残したという形になったわけですが、今後どのような方法で進めていくのか。また、どのような町民との意思の疎通、コンセンサスを得るためにどんな方法を取っていくのかを含めて、どのように進めていくか、また目指す完成年度はいつなのかも合わせてお伺いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 まだ、仮称ということでありますけれども、木道プロムナード整備の実施についてであります。置戸市街地の中心部のふるさと銀河線の跡地につきましては、ご承知のように、これまで全体構想について町民の皆さんからいろんなご意見をいただきながらイベント広場の整備だとか、あるいは町営住宅のまちなか団地というのも整備してきたわけであります。この木道プロムナードにつきましても、市街地中心部の一体化あるいは鉄道の保存と活用というだけでなく、森林工芸

館ゾーンの繋ぐエリアの整備ということに位置付けしまして、基本設計あるいは試験施工などを行ってきたわけでありまして、また、今後のオケクラフトの新たな展開あるいは秋岡資料、それから郷土資料、こうした資料の保存あるいは活用というものについて、その方法等も視野に入れながら27年度木道プロムナードの実施設計費を予算化したところであります。

議員から6月定例議会でご質問いただいた際に、町民との意見交換等も少し時間を要するというのも申し上げさせていただきました。その上で判断をしたいというふうに申し上げておりましたが、内部協議も含めてであります、最終判断には至っておりません、少し延びて、結果としては延びてきたわけでありまして、従いまして、本定例会において、実施設計費については減額をさせていただいたところであります。

そこで、今後の進め方でありまして、試験施工のアンケート調査でいただいたご意見、随分いろいろな意見をいただきました。それから、試験施工をやった再生木材についてのご意見もいただきました。どうせやるんだったら、置戸の素材といいましょうか、木材そのものを使ったらいいんじゃないかというような意見もありましたし、ご意見は様々なご意見いただいております。また、議員の皆さんにもそうしたアンケートの事についてもお話を申し上げながら、議員の皆さんからもいろいろご意見もいただきました。森林工芸館のゾーンとしての整備、これらと木道プロムナードを一体的に進めたらいいんじゃないかというようなご意見もいただきました。当然ながら、私共としてもその一体的な整備ということとは当然のことだというふうに思います。あそこには、ご承知のように中央公民館、それから図書館、スポーツセンター、こうした公共施設が並んでいる、あるいは集約されているゾーンでもありますので、これらとの一体的な整備をしていかなければならない、あるいは念頭に置いた整備を進めていくことが必要であろうということは当然のことでありまして、今まで多くの町民の方々からいただいた意見も含めてでありますけれども、そろそろ決めていかなければならないというふうに思っております。

森林工芸館の周辺整備につきまして、一体的なというお話がありますが、この森林工芸館のこともそうですけれども、周辺整備については総合計画の後期計画で平成30年度、31年度、この2カ年を予定しております。従いまして、これらの周辺整備と合わせまして、木道プロムナードの整備方法等も含めてでありますけれども、考えていかなければならないというふうに思っております。新年度、平成28年度で、この整備方法等についても明らかにしていきたいというふうに考えております。完成年度はいつかということではありますが、試験施工や地元の木材使用といった点も合わせて検討を加えまして、29年度に完成を目指したいと、そのように考えております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕町長の方から平成29年度を完成ということで目指したいということが答弁としてあったというふうに思います。それに向けては住民との懇談ですとか、町内の方のご意見をその中にいろいろ取り込んで進めていくというようなことだとは思いますが、平成29年度完成ということになると、平成28年度に実施設計をしなければならぬのかなというふうに思いますが、新年度予算は、600万円実施設計費、昨年度の額ですけれども、それは盛り込んでないわけですけれども、その辺り町長、時系列的にいうと、町長改選期ということもありますので、それを終えてから正式な予算を組んだ時にというお考えなのか、その辺りも含めて答弁いただきたいと思

います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 お話がありましたように、改選期に当たっておりますので、当然ながら改選が終わった後に、6月の定例あるいは9月の定例、そのような時期になってくるだろうと、このように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 改選期ということで、正式に新任期になってからのということだと思えますけれども、ただ今回、議案第31号の過疎計の計画で出されていますけれども、その表の中には28年度の計画の中で、実施設計費ということで600万円、数字上がっているんですね。そんなことを考えますと、改選期だからといって当初予算に上げないというのも別に問題じゃないのかなと。上げて良かったのではないかなというふうにも思います。別段、木道プロムナードのことについては新規事業ではありませんし、銀河線廃止になってからずっと続いてきている問題ですので、速やかにというか、去年1年間、ある意味時間をかけて住民の意見を盛り込んでというようなことで時間をかけたわけですから、28年度、当初から僕は進めていくべきではないかなというふうに思うわけでありませう。

そこで、去年1年間、一冬4ヵ月ばかりですか、試験施工を行ってアンケートを基にしてということで、1年間基本的に先延ばしになったというような形だと思えますけれども、今年の冬の状況というのは担当課としては、試験施工した木質プラスチックの部分、その状況というものは確認されているのでしょうか。状況ですね。6月の時に言ったと思えますけれども、路盤の上下ですとか、その辺のことは出ているんですが、木質プラスチック自体の縮みですとかそういうものというのは、数字的には表されなかったと思っています。せつかくという言い方はちょっと変ですけども、1年間計画を伸ばしたことによって、さらに1年間試験施工の科学的データを取ることが可能だったというふうに思います。それで、その辺りのこと、多少なりともあったのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思っています。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 率直に申し上げまして、通常の生の木といいましょうか、板材で整備することがどうなのかという中で再生木材の方が期間的には少し長く持つんじゃないのかと、そのようなことで試験させてもらいました。これは、条件は違いますが、札幌の伏古でしたっけ、そちらの方の公園で随分使っております、そちらのデータとしてはあるんですが、置戸でやった部分での数値的になっていか色んな強度のこと、それから親水性の問題だとか、このような問題についてはかなりの費用が必要だというようなことがあって、そんなこともあってなんですが、まだ具体的に数値としてデータ集積はしていないという状況であります。この問題は、1年というものではなくて、随分時間かけました。結果としてははかりすぎたというふうに言っていると思うんですが、率直に言って、どういう材、整備の方法といいましょうか、どういうようなものを使って整備をするのかということが最大のポイントというか悩みでありました。しかし、再生木材というのも一つの方法ということで検討しましたが、これからどちらがいいかなというふうに検討したいと思っておりますが、私としては、置戸の町の歴史といいましょうか、これから木材というものについていろいろ考えていった

時に、再生木材の方が期間としては長く持つのかもしれませんが、置戸の材を使って整備をしていくということについて、さらに検討を加えたいなというふうに思っているところであります。しかし、この周辺の線路の周辺だけの整備じゃなくて、先程から申し上げているように、ある種、町の中心部の整備ということに関わってきますので、単なる線路、沿線だけの問題じゃなくて、周辺のいろんな部分での整備にも直接、間接関わってきますので慎重な判断を下していきたいなと、そんなふうに思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 本当に町長言われるように、本当に時間かけて進めてきたなというふうに僕自身は、本当にそう思っているところですけども、平成25年に基本設計ということでパースの絵が初めて出来上がってきたと思っています。平成26年度に実施計画見送って、木質プラスチックの試験施工と。そして27年度というふうに移り替わっていくわけですけども、住民懇談会、昨年自治連主催の住民懇談会の中では、置戸地区の中で木道の事については出てこなかったわけですけども、昨年、議会懇談会と称して置戸地区で開催したその中では、どうもその町内の方といますか、大通り近辺の方といますか、ちょっと誤解されている部分がありまして、木道プロムナードという呼び方が、どうもあの一帯の開発すべてを言っているのではなくて、単純に鉄路の部分はどうしたらいいか、鉄路を今のままの形で残すことがいいのか、それとも試験施工やったように鉄路だけを見せて枕木の部分は隠してしまうのがいいのかという、その辺りに視点が、重きが行っていて、全体の構想ですね、図書館含めて駐車場をどこにするだとか、人の導線がどうなるであろうとかっていう部分には、あまり意識がいてないようなんですが、その辺りも含めて町内の方と意見交換をする必要があるんだというふうに思います。6月の議会の時には、木道部分の工事自体で約7,500万円ぐらいの予算がかかるだろうと。全体の事業費としては2億円前後あるいは2億円を超えるかもしれないというような答弁だったと思います。そのことも含めて、きちんとした形で住民との懇談というものを進めていかないと、この周辺整備というものは、乱暴な言い方をしますと、あのままほっといた方がいいんじゃないかという方まで出てきてますので、その辺りの事を含めて、どういう手段で町民との懇談、意見集約というものをされていくのか、昨年は100周年ということで、担当課も大変忙しくてそういう時間がなかったのかなというふうにも思いますけれども、ぜひとも平成28年度中には進めていただきたいというふうに思いますが、町長その辺りいかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 現段階で申し上げるならば、一定程度の説明会もやってきたつもりですし、構想もお話してきたつもりです。ですから、改めて皆さんに集まってくださいという形での話し合いといいたいでしょうか、説明会というのは今の段階では考えておりません。一定程度の集約、意見をいただいたと思っていますので、そうした中で判断していきたいと、このように思っています。ただ、議員の方からもおっしゃられましたけども、この議会でもご質問にお答えしてきたと思うんですが、単なる線路の周辺といたしまして、2本の線路を残すだけの整備じゃないんだと。ハード事業のように見えるけれども、実際には、むしろソフト事業に近い事業の進め方なんだということも申し上げてきたと思います。しかし実際には、木道プロムナードを整備することによって、その線路と今でも生涯学習情報センター通り線と言っているのかな、図書館との間、東側の方には歩道がついてますけれども、

逆の反対側については歩道もない、しかもかなりの車が駐車しているというような状況もあります。従いまして、木道プロムナードを整備していくというのは、図書館と間の整備も合わせてやらなければならないというふうに思っています。そのことは結果としては、駅のところのイベント広場、そしてさらに奥の方の公営住宅のまちなか団地、これらの方ともきちっと繋がっていかなければならないわけですし、合わせて先程来申し上げておりますように、森林工芸館、さらに言えば、中部森林管理署、ここまでのエリアについて一体的に整備をしていかなければならないと。むしろそういう意味では、木道プロムナードっていうのは、あの辺一体の整備のことでいえば、その一部だというふうに考えていただくのがそういう意味では分かりやすいといいたいまいしょうか、理解していただく上ではいいのかなというふうに思っています。しかし、いずれにいたしましても、通常の建物を建てるだとか道路を整備するとかっていうことの意味合いとは少し違うものですから、ハード事業であり、またイコールっていいですか、同時にソフト事業としての色彩というか意味合いがこの整備にはあるんだという認識の中で考えていただければなというふうに思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長、6月の時にもハード事業というような考え方よりもソフト事業というような考え方の方が強いかなというように言っておられました。確かにものを建てるだとかそういうことだけじゃなくて、完成に向けてどのような意見を中に入れて、そして将来的には、森林工芸館とどのように繋いでいくのかというようなことを念頭に置きながらということでのソフト事業というようなことなんだと思いますけれども、やるべきこととかやらなきゃならないことってというのは、着々と進めていかなきゃならないというふうにも思いますし、銀河線廃止になってからちょうど今年で丸10年ですか、その時に大分配当された銀河線の跡地利用の計画の基金、約5億円が今3億円少し切るぐらいな金額になっていると思いますけれども、早い時期に有効に使うべきだというふうに思っています。そういう意味も含めて、町長総合計画の中で森林工芸館の周辺整備が30年、31年というようなこともおっしゃられましたけども、それと前後というか、それと同じになっては木道プロムナードは遅くなってしまふのかなというように気はします。29年度完成予定だというふうに町長言われましたので、なるべくそれに本当に今まで時間かけましたけれども、住民の意見きちんと聴取してその中に入れ込んで、試験施工はしましたけれども、260万円ですか、試験施工費かかってますけれども、その辺も再考することもありだぞということも踏まえまして、平成29年度完成に向けて進めていって頂きたいと思います。いかがですか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 町づくりの話しますとちょっと長くなりそうなので、私の答弁で終わらせて欲しいなと思うんですが、町をつくっていくというのは、当然ながらハード事業がどうしても避けられない事業として出てくると思います。しかし、私はどちらかというと、町づくりを進めていく、町を整備していくっていう、一番最初にくるのは、ソフトっていいまいしょうか、そういうものが最初にこななければならないというふうに思っています。そうした中で、それに付随してというか付帯してハード事業どう考えていくのかっていうのが順序としてはそういうもんだというふうに思います。ですから、今のまんまでいいじゃないかっていうのは、もちろんあると思います。しかし、置戸の町がこの置戸に住んでいる人達にとって誇りにできるような町をつくっていかなければならないというのは、これ

は共通の目標としてあると思います。そんなふうなことを考えると、今の町よりも少し良くしていくっていいのか、そういう町づくりを目指していくべきだろうと思います。先程来、木材といいですか、森林のことについて少しお話をさせていただきましたけれども、私はやはりある意味では、この森林っていう意味合いといいましょうか、町にとっての大きな財産であり、それをどう活用していくのかっていう、この辺のこだわりっていうのは、今以上に私は持つ必要があるんだぞというふうに思っております。しかし、それは行政や議会だけが考えればいいということじゃなくて、町民全体が森林資源を最大活用していくんだと。それをベースにして町づくりを考えていくんだと、ある種それぐらいなこだわりを持って考えていっていいんじゃないかというふうにも思っております。それだけに森林工芸館、この建物の問題も当然出てくると思います。それから、郷土資料館の問題も当然出てくると思います。先程も申し上げましたけれども、いろんな資料をこれから活用していく中での施設整備ということが課題として当然出てくると思います。しかし、それが単発的なものになっちゃいかんというふうに思ってます、それはやはり繋ぎ合わせていく、連携を結果として取られた整備になっていく、そういうものでなければならないというふうに思ってますので、その辺をきちっと心掛けて木道プログラムナードのことも考えていきたいと、このように思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 以上で終わります。

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩	10時39分
再開	11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番 澁谷恒壹議員。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 それでは、通告に従いまして私の一般質問に入りたいと思います。

今回の一般質問については、井上町政4期16年の実績を踏まえた中で課題も見えてきていると思います。先の講演会の集いで町長は、5期目に向けた町長選へ出馬の意向を示しておりますので、これからの町政に向けての思いも含めた答弁をお願いしたいと思います。

それでは、最初にゆうゆの指定管理者と今後についてということで質問いたします。いよいよ改修工事も28年度より始まりますが、運営をお願いする指定管理者の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。過去には二度の管理者撤退という厳しい実態でありましたので、いろいろな角度から検討され、同じ鉄を踏まないよう検討していると思います。置戸の観光の目玉でもありますので、今後はゆうゆ周辺環境整備も当然していくものと思っております。また、将来的には観光産業に結び付けられるようなことも取り入れ、総合的に進めていくべきと思いますが、町長の思いなどをお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ゆうゆの指定管理者と今後についてということですが、勝山温泉ゆうゆの

大規模改修につきましては、本年2月末で実施設計が完了いたしましたので、その全体像というのは整いました。改修工事費につきましては、骨格予算ということもありますので、6月定例会で補正予算として上程しご審議をいただくということになると思います。

さて、指定管理者の選定についてということですが、過去2回の選定経過を検証いたしまして、新たな募集要項あるいは協定の内容等について検討する必要があるというふうに思っております。指定管理者の募集あるいは選定等についてオープンになるというのは、改修工事の内容が決定した後ということになるだろうというふうに思っておりますので、その点のご理解はお願いしたいと、このように思います。

指定管理者についてですが、当然ながらできるだけ長い期間にわたって経営を担っていただきたいということなんですけれども、こうした施設の特徴といえば特徴なんですけれども、温泉特有の水周り、あるいは電気回路、こういうことについての老朽速度というのか、やはりどうしても早いというふうに言えますし、当然ながら施設における不具合というのがいろいろ出てきやすいといいたまうか、生じやすいというふうに言っていると思います。そうした意味では、日常的なチェック態勢といいたまうか、これが大切だというふうに思います。今までの経験からしても特にそうした部分が重要であろうと、このように思っております。

次に、観光産業に結びつけるような将来展望をということですが、今更申し上げるまでもありませんけれども、ゆうゆは町内唯一の温泉施設でありますし、多くの町民に愛され、そして利用いただける施設としていかなければならないというふうに思っております。議員の言われるとおり、本町の観光の目玉の一つでありますし、財産であることに間違いはございません。しかし、そのことを町民皆が意識するということが極めて大切だというふうに思っていますし、勝山地域としては重要な活性化としての資源であるというふうに言っていると思います。鹿の子沢、虹の滝あるいは三本桂、おけと湖と周辺の景観、風穴となきうさぎなどの豊かな自然環境の提供、そして夏まつりにおける人間ばん馬大会、これらの地域イベントといいたまうか、これらとの連携ということも重要なことだというふうに思います。と同時に、パークゴルフ場、これはあんまり置戸の人たち意識したことはないかもしれませんが、一つのエリアの中であれだけのコースを保有しているというのは全国的にもないわけでありまして、そうしたことも含めてこのパークゴルフ場の、ある種、ある意味での新しい活用の仕方、そうした新しい視点といいたまうか、そんなことも含めて施設運営をしていく必要があるだろうと。そうした中で観光の拠点施設の一つとなるような企画力といいたまうか、あるいは機能的なアップというのか、そういうこともやっていかないと観光産業というふうに言ってもなかなか結びつかないんじゃないかというふうに思います。少なくとも今より一段階、二段階アップするようなそうしたものが必要であろうというふうに思っております。そのためには、ゆうゆが一つの大きな拠点といいたまうか、そういう部分になるんだらうというふうに思ってますけれども、何回か議会でもお話してきておりますけれども、このゆうゆの経営の町民による経営というのが、この可能性というのを私はひたすら願ってますし、まだ諦めてないところです。しかし、現実はなかなか厳しいというのは多くの方々も承知しているというか、なかなか難しいと思います。難しいと思いますけれども、これだけ重要な、しかも町にとって欠かすことのできない施設だというふうな認識があるんだとすれば、自ら一緒になってこれをやってみようじゃないかっていう気構えというか迫力というか、

そんなことも期待したいというふうに思っていますし、その可能性っていうのももう少し探ってみたいというふうに思っております。と同時に、期待する指定管理者といいましょうか、この人たちとも十分な議論をしながら、魅力と賑わいのあるゆーゆを追求していきたいと、そんなふうに思っております。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 基本的には町長がおっしゃいましたとおり、私も同感でございます。しかしながら、先程来申し上げました、指定管理者が二度の撤退があったということから、町民の皆さんがその辺が一番心配されていることだと思っております。従って、今町長は、町内の町民の方でそういった意識の方が出てくるのを持っていると、そのようなお話がございましたけれども、それも確かにそうでありますけれども、やはり他の方にも目を向けるような時期がくるんじゃないのかなと、そういうことを思った時に、自治体としてもやはりいろいろな考え方をしてこのゆーゆを何とか運営していかなくちゃならない、そのような考え方も必要ではないのかなと思っております。どうか5億数千万円かけてやる事業につきましては、町民も非常に期待もしておりますけれども、不安も何処かしらあると思いますのでその辺十分、5期目に向けてそういった道筋をきちっとして進めていってほしいなと思っておりますので、今骨格予算でスタートしております28年度でございますので、6月の定例会には具体的な数字が出てくるということでございますので、指定管理者の関係については、以上で私の質問は終わらせていただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 まだ時間も少しありますので、建設費等についてはもう出来上がっておりますのでよろしいかというふうに思いますが、やはりこれだけ高齢化が進んでいることも含めて考えますと、施設をつくったからそれでいいというものではないと思います。どうぞお使いくださいだけでは、なかなか難しいと思います。従いまして、北見バスが走っていますけれども、ゆーゆまでの足をどう確保していくのか、この辺のことも重要な要素としてあると思います。そうしたことも含めて、ある種、先程来の話じゃないですけども、やはりソフト面でのより充実した形、そうしたものを含めて検討していきたいと、このように思います。過去2回指定管理者の人たちが辞めていったといいましょうか、それなりに理由があります。一つは、こういう産業というか、こういう施設でありますから先行投資をしたいというのがありました。確か私の記憶でいくと、1億円近い投資だったと思います。しかし、その1億円を投資したいんだけど、その保証を町としてしてほしいというのがありました。しかし、数年やってその実績が一定程度あれば別だけれども、1年ぐらしか経ってない中で、それを町が保証するというのは、ちょっとできないというふうに申し上げたわけでありました。その結果として辞めていったというのが一つあります。もう一人の方は、かなり長い間やっていただいたというふうに思います。しかし、施設そのものがまさに今回に符合していくわけでありましたが、やはりいろんな施設そのものの総体に言えるのですが、老朽化してきていると。従って、相当な施設の改修をしなければ継続して続けていくというのが、経営をしていくっていうのは難しいということでの辞めていかざるを得ないといいましょうか、辞めていかれたという経緯があります。

いずれにいたしましても先程申し上げましたように、こういう施設、通常の施設以上に老朽速度が早いということが言えると思います。と同時に、ある種観光施設でもありますので、時々この施設の

改修といいましょうか、そういうことも心掛けていかなければ、利用者サイドの人たちに良い施設として映らないといいましょうか、そんなこともあると思います。そうした意味では、きちっとチェックすることも必要ですけれども、併せて投資も含めて今後考えていくことでないと、なかなか観光産業なんていうことは言えないものなんだろうと、このように思っています。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 確かに、ゆうゆの施設だけでは、今後の見通しというものにつきましては大変かなと思います。そういった中でも、やはりやっていかなきゃならないのが町の宿命でもあると思いますので、どうか今後に向けていろんな面から検討していただくというのと、やはりある程度専門的な知識を持った職員あるいは従業員の人も必要じゃないのかなと思っておりますので、十分検討していただきたいなと思っております。それでは、ゆうゆの関係につきましては、以上で終わりたいと思います。

続きまして、2番目の専門的な職員の配置についてということで質問いたします。この件については、人事権の関係がありますので、あくまでも参考意見にしかならないと思いますが、私の考え方としてお聞き願いたいと思います。人口が減少するということは、地域はもちろん、人材不足と言えるのではないのでしょうか。そのような中、職員対応の部分では、昨年勝山公民館の嘱託主事配置に時間を要し大変苦慮されているようですが、今後は職員の退職者を向け配置し、現役時代とは違って外から行政を各地域の人たちと同じ目線で見ることにより、新しい事柄が見える時があると思いますので、先に向けては各地域のことも考慮し十分検討され実践してほしいものであります。また、特にぶどう園については、昨年議会研修の道内視察の中で北海道ワインより置戸のぶどう園の現状と今後の取り組み方等を聞いた時、基本的な栽培技術の向上はもちろんですが、土質、排水等の重要さを強く感じたわけでありまして、30年も指導を受けながら自立できていない現状を見た時、町として今まで費やしたことが無駄にならないためにも真剣に取り組むべきと思います。今日までの町の執行者としてどのように考えておられるのか、町長にお聞きします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 専門的な職員の配置についてということではありますが、ご質問の趣旨を少し分けて答弁させていただきますが、公民館の嘱託主事のあり様と町職員の退職者の配置、さらにはぶどう園への専門職員の配置についてであります。最初に町職員の採用についてであります。オホーツク町村会の統一試験というのがあります。そこで第一次試験に合格した人、この人から面接等の二次試験を行う場合と、それから専門職あるいは臨時職員の採用においては、職種毎に条件というのを明示しながら募集を行って書類選考、そして面接試験等を行って決定をする場合の2つに区分されると思います。平成27年の4月採用で募集いたしました勝山公民館の主事についてであります。募集から決定まで、そしてその後の着任まで時間を要したのは事実であります。着任してからは、地域の方々と意思の疎通も図られておりました。信頼も高まっているように思います。

そこで、将来に向けて各地区に町の退職職員の配置を検討すべきとのご意見かというふうに思いますが、退職職員については、再雇用職員としてこれまでの経験あるいは職歴、そして特性といいましょうか、こうしたことを勘案しながら各部署に配置をしているわけでありまして。過去に退職後の職員あるいは学校長が公民館主事を担っていただいたということもございました。今後、地域の実情とい

うものを勘案しながら検討したいというふうに思います。ただ、今のそれぞれの各地区の公民館主事の方については、大変評判が良いといひましようか、別な人に交代してもらったというふうには全く今のところ考えていない状況があります。年齢的なこと以外は今申し上げたようなことなものですから、すぐに退職者を配置するというにはならないのかもしれませんが、将来的にはそういうことも含めて検討してみたいと、このように思っております。

次に、ぶどう園のことではありますが、専任の正職員は配置しておりませんが、常用職員1名、作業員1名を配置して管理運営にあっております。正職員の配置がないことによって小まめな圃場管理ができていないとのご指摘もあろうかというふうに思いますが、担当の職員は努力して、真面目にという表現がどうなのかという感じはしますけれども、頑張ってくれているというふうに思っております。しかしながら栽培技術の習得あるいは先進ぶどう圃場の視察等、研修の機会が少なかったことは確かでありますので、そうした意味では反省をしなければならぬことだなというふうに思っております。昭和58年から指導あるいは協力をいただいております北海道ワインとの関係強化を初めとして、苗木の供給だとか、あるいは土作り等、これまで以上に指導あるいは協力をいただく中で、これまで積み上げてきたことが無駄にならないようにしていきたいと、このように思っております。自立できていないというような指摘もありますし、そうしたことで言えば、本来もっと華やかなものというのか、という性格のものだと思うんですが、少しというか大分というか動きが地味だというふうに言っていると思います。しかし、これには出来上がったワインが焼酎もそうでありますけれども、町内での限定販売ということにも起因しているんじゃないかというふうに思います。だからといって一足飛びに、それじゃあ町外に打って出てというには相当難しい整理をしなければならない、あるいは条件を整備しなければならないことがたくさんありますので簡単なことではありませんけれども、いわゆる町内での販売、そして消費ということが基本になっているということからすると、もう一つ苦労している割には多くの町民の人から見ると、映りがもう一つよくないというのか、そういう印象は抜け切れないんだろうなというふうに思っております。

それと、今後まだ正式に決まっているわけではありませんけれども、原産地表示ということでラベル等の問題が話題として出てきそうな感じが致します。こうした動きもありますので、置戸のワイン作りの方向というものも含めてでありますけれども、きちっと見定めなければならないという認識を持っているところではあります。中途半端のそしりはぬぐえない状況でもありますので、それを解消しなければならないだろうというふうに考えておりますので、人材の確保も含めてでありますけれども、今後対処していきたいと、このように思います。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 ただ今、町長の方から先に向けての考え等もおっしゃっていただきました。勝山公民館の嘱託主事の関係につきましては、私自身も今のところ問題は別にあるわけではございませんので、将来的にという前置きをしながら言ったのは、当然これからそういったことが起こるであろうと、そういうことを何時も感じていたわけで、特にその辺も考慮しながら今後に対応していただきたいなど。やはり地域が活性化しないと町全体にも波及効果といひますか、周りの方からくることによって町全体が潤うと、そういうような感じもしておりますので、ぜひその辺は今後も検討してやっていただきたいなどと思っております。

また、ぶどう園の方につきましては、先程、岩藤議員の方からも議会懇談会の時のお話ということでありましたけれども、当然この中でもぶどう園の関係については、町民の方からも厳しいご意見も頂戴していることを伝えておきたいなと思っております。町長が言いましたように、採算性とかそういったものからすると、ほど遠いものであるというふうに思っております。しかしながら町長よく口にしておりますけれども、置戸の顔といいますか、そういった部分の一つにワインもあるんじゃないかと。クラフトはもちろんですけれども、そういった類のものと同じだと、そういうような考えを常々申しておりますので、やはりその辺をきちっとした中で今後に向けて職員を育ててやってほしいなど。特に、私も去年初めて議員という立場で町内の公共施設の視察等をさせていただきました。その中にぶどう園もありまして、実際に我々町民という立場でいた時の感覚と、実際にぶどう園に行って説明を聞いた時には、かなり差があるなど。その差はどういうことかという、やはり認識度の不足といたしますか、町民に対して今どのような状況でぶどう園がなっているのかという、その状況が分からない。行ってみて私も驚いたというか、初めて見たものですから、このように綺麗に整備をされて更新圃場もきちっとなされていると。こういうことが町民がもし確認をしているならば、いろいろな不安めいたことについては払拭されていくのかなと。そういう情報も逐次流してもらおうというのも一つの方法ではないのかなと、そういうことを感じております。特に職員は、担当職員の説明を聞きますと、結構いろいろな面で検討もし苦勞もしやっていると見た時に、これはやはり専門的な技術職に近いそういった人間を一人でも置くことによって、かなり変わってくるのかなと、将来に繋がっていくのかなと、そういうふうに感じましたので特にこれはお願いしたいと、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ぶどう園については、私自身も先程申しましたように、初めてですけれども、北海道ワインの方で話を聞いた時も、最初に申し上げましたけれども、栽培の基本である土質とか排水、先般の新聞を見ますと、端野の方で農家の方が2～3年前から始めて、今年辺りから軌道に乗いつつあるみたいな話の情報も出ましたけれども、やはりそういったところを気にしながらでも置戸の歴史が先だということと頑張っていたきたいと、そのように思っておりますので、その辺町長はどういうふうに考えているのかお聞きします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 ご承知のように、置戸のぶどうというかワインの始まりというのが川南での圃場がスタートでした。それから、どこが適地かというようなことで、もちろん霜のことが最大の問題でもありまして、最終的に現在地をぶどうの栽培する場所としては適地だろうということで選定されたというふうに思ひます。しかし、必ずしもそこが気象上の問題はクリアしているとはいっても、土質の問題あるいは傾斜の問題、それから排水の問題、そういうことを含めて考えると、必ずしも十分な圃場の整備が隅々まで行き届いていないという反省はしなければならぬというふうに思ひます。しかし、この間現場を預かる人たちは、そうしたことを含めて圃場の整備をやってきたということも事実だと思ひます。率直に申し上げまして、出来上がったぶどうを北海道ワインの方に持ち込んで、そしてワインにしてもらって、それを北酒販を通して町の酒屋さんの方に下りてくるということでもあります。従ひまして、なかなかワインそのものが多くの町民の方々の目に触れられないというのも事実としてあると思ひます。それと、3年程前になりましたら、ジーガレーベに特化したらどうか

ていうようなことで、かなり冒険ということはないんですけども、かなり大胆に、それじゃあジーガレーベに特化してやってみようかっていうようなことでやりました。しかし、この苗木についても委託をしていたんですが、なかなかそこでもジーガレーベの苗が上手く着果しないといいたいまいしょうか、そんなこともあって、私共が期待しているような苗木もなかなか手に入らなかったというのも現実であります。そんなことから、ジーガレーベをゼロというふうには思っていませんけれども、元に戻してといいたいまいしょうか、従来からやってきたアムレンシスが中心になるワインといいたいまいしょうか、そういう形で今再スタートを切っているというような状況であります。

そこで、専門の人っていか職員ということなんですが、なかなか難しいです。何て言いたいまいしょうか、短い期間でやれるというものではないと思いたいいます。やはり10年、20年のスパンで考えなければならぬという雇用だと思いたいいます。何よりもその専門の人が見つかるかどうかということがあると思いたいいます。しかし、現場に今一生懸命関わっている2人についてのいろいろな経験をさせる、あるいは研修を積ませる、そんなことを中心にして今の段階としては、やらざるを得ないのかなと、こういうふうには思いたいいます。同町もワインに力を入れようというふうなことで、将来的には北海道大学と同町の方で連携を取って、北海道としてもワインに力を入れようと、そのためのいろいろな人づくりといいたいまいしょうか、専門職をつくるという動きもありますので、いろいろな研修等の案内もあると思いたいいますので、そうした中での研修もこれから積ませていきたいというふうには思いたいいます。

いずれにいたしましても先程申し上げているように、期待していただける程の確固たるワイン作りにはなっておりませんけれども、将来を見据えながら何とか繋いでいきたいなど、そんなふうには思っております。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 将来を見据えてということで期待をしているわけですが、専門職員の育て方といいたいいますか、そういうこともありますが、民間委託的な、あるいはそういった専門の人を雇う、臨時的に雇うとか何かしらそういった専門的なことを進めていかない限り、今のままではあんまり変わらないのかなと、そういうふうには感じておりますので、いろいろな面から検討して置戸のワインが計画的に生産されるようなことにしていかなきゃならぬんじゃないのかなと、そう思っております。ただ今町長の方からは、それに向けて検討していくということでございますけれども、そういった専門職については、やはりできるだけ早くそのような形を取っていただきたいとそうように考えておりますので、よろしくお願いたいと思います。それでは、ぶどう園の関係については、以上で終わりたいと思いたいいます。

次に、定住対策についてということで質問致します。まち・ひと・しごとを基本とした創生総合戦略がスタートされようとしておりますが、人口減少を止めなければと言いたいながら、将来を担う若い世代の人たちが公営住宅に住むことができないという現実を見た時、いろいろな決まりの中で難しいのは分かりますが、若い人たちが安心して置戸町に住んでもらえる、そんな対策が急務だと思いたいいます。今後の町の行く末に大きく影響してくるものと強く感じております。創生総合戦略の中で検討されていくと思いたいいますが、町としても自治体として工夫、改善できる町営住宅的なことを検討すべきで待ったなしと思いたいいますが、町長の考えをお聞きたいと思いたいいます。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 定住対策についてであります。まち・ひと・しごと創生法による人口減少対策に取り組むため、本町の総合戦略というのは、この3月3日をもって策定致しました。策定にあたりまして、内部の検討会議といいたしめようか、もちろんでありますけれども、町民の方々から参加していただきました有識者会議というものを設置いたしまして、各界の方々からも多くのご意見をいただきました。

本町の総合戦略であります。4つの基本目標を定めました。1つ目は、基幹産業を中心とした雇用の創出であります。2つ目は、人口流出の抑制と定住促進。3つ目は、安心して子育てができる環境づくり。4つ目は、安心して住み続けることができるまちづくり。これら4つの基本目標を定めまして取り組むことといたしました。

ご質問の定住対策における住宅環境の整備についてであります。今申し上げましたように、この総合戦略4本の基本目標のいずれも基本となるのは、住宅政策であります。また、有識者会議においても同様のご意見を多くいただきました。現在、置戸町が行っている住宅政策では、個人の住宅建設への支援の他に公営住宅は低所得者対策として、また、特定有料賃貸住宅は単身者向けに整備しております。特に、共働きの若い子育て世代が公営住宅へ入居するには、収入要件から難しい場合も見受けられます。公営住宅の整備は、公営住宅等長寿命化計画というのがあります。これにより進んでいるわけですが、5年毎に見直しをするというふうにしております。現在では、高齢者世帯や子育て世代を対象とした地域有料賃貸住宅制度、これもスタートしておりますので、この制度も含めまして今後の住宅整備に向けた検討を進めたいと、このように思っているところであります。

また、現在、所有者等の調査を進めております空き家の利活用であります。さらには、民間事業が経営する賃貸住宅も少ないという現状にありますので、民間住宅の建設促進に向けた対策というものと併せて検討したいというふうにして思っております。既に個人の方といいたしめようか、いろいろ住宅を建てて、そしてやっていただいているところもあります。しかし、それだけでは十分でないという住宅事情もありますし、また、町は基本的には公営住宅を中心にして建設しているわけですが、今申し上げたようないろんな要件で入居できないという方もいらっしゃいますので、民間企業の方といろいろと協議をしているところでもありますけれども、一定程度の何て言いたしめようか、10年、20年というスパンの中で、空き室にならないように町が一定程度の保障といいたしめようか、いうことをできるとすれば、民間企業の人たちも建設することは可能だというふうにして思っておりますので、民間企業の方々とその辺のことを前向きに詰めていきたいなど、少しでも住宅に困窮している人たちに寄与できるような住宅政策をつくっていきたいなど、このように思っております。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 前向きに検討するということではございますけれども、私自身いつも感じていることは、例えば、これから3月人事異動の時期、そういう時に出てくるのは、住宅の問題が結構出てきます。また途中で我が町置戸町に行きたい、あるいは入ったんだけれどもなかなか家がないという話をよく聞くものですから、現実的に今置戸にいる人たちの中でも住宅には困窮している人もいないわけではございません。ましてや若い人たちが子育て世代、先程町長も言いたしめけれども、そういった人たちの現実の問題として、先程、民間の方と検討していくということですが、5年、10年先よりも、今が何とかできないのかなということも若干感じております。先程申しまし

たように、今後の置戸の町を背負って頂けるそういう年代ですし、子育て世代ということは、子供さんも当然いることですので、教育施設の関係もございまして、いろいろな面で早急に検討してやらなければならないことじゃないのかなというふうに感じておりますので、その辺お聞きします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 年齢に関係ないと思いますが、誰もがやはりどういう住宅を求めているのかっていうことを考えますと、私共が若い時に考えていた住宅というのは、もう今は違うと思います。ですから、家は新しく、家賃は安くってということです。それが今の求めている住宅なんだろうというふうに思います。それを念頭に置かなければならないというふうに思います。従いまして、先程、民間の力を借りてというふうに申し上げましたけれども、民間の人たちにおいても、建設費が例えば、10年で資金を借りたとすれば10年で返す、その間での家賃収入がどれだけ得られるのかっていうこととの兼ね合いだと思います。従いまして、空き家にならないような担保といたしましうか、保障といたしましうか、そういうことを明示してやらなければ、民間の力を借りてなんていうことも言えないだろうと。従いまして、私共からすると、町の職員もいろいろと住宅を求めているという現実もあります。ですから、役場で働いている職員の部分については、一定程度結論は出せると思います。しかし、一般の人たちの部分をどう考えていくのかっていうことになりますと、やはり政策的な議論が必要だというふうに思います。従いまして、民間の力を借りるということは、一定程度の担保を保証するといたしましうか、結果としてはそういうことも含めての住宅政策を打ち出さなければならないというふうに思っております。

一方では、持ち家、自分の家なんだけれども、ここでは古い住宅に住んでいるという方もいらっしゃいます。これについては先程来申し上げているような、町としての住宅改修での支援策というのを3年ほど前からやってきましたので、随分活用していただいているというふうに思っていますけれども、そうした人たちの部分も併せ持って住宅政策というものをもう一度検証する必要があるだろうと、このように思っています。

いずれにいたしましても、若い世代の人たちというのは、子供の生活環境といたしましうか、そんなことも当然ながら期待像として持っていると思いますので、そうしたことも含めて今後検討していきたいなというふうに思います。それをできるだけ早くというふうにおっしゃられましたけれども、精力的に検討していきたいと、このように思います。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 ただ今、できるだけ早く精力的に動いて対応したいというような答弁だったのかなと、そう思っておりますけれども、いずれにしろ毎年のようにそういったことが、先程私が申し上げた、住宅の問題については取りざたされておりますので、できるだけその都度でよろしいですが検討して頂きたいと、そういうふうに思っております。やはりこの町から若い人たちが少なくなるということは、非常に忍びないこととございまして、どうかよろしくお願ひしたいと思います。以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 しばらく休憩します。議会は、午後1時から再開します。

休憩 11時51分

再開 13時15分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、嘉藤均議員。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告に従い教育長に質問させていただきます。置戸町文化財保護条例の現状と今後の課題、町の歴史についてということでお伺いをいたします。

今年度は開町100周年ということで多くの事業が開催されました。まだ一部の事業が残ってはおりますが大変忙しい1年でした。町民の皆さんには大変お疲れになった節目の100年ではなかったかなというふうに感じているところであります。若者が企画して実施した、道東最大級の野外音楽コンサート、OGFや厳粛に執り行われた記念式典、出演者、スタッフ、観客合わせて1,000人以上の参加と、町民の3人に1人が携わった記念町民構成劇、他にも開町100周年の冠が付いた事業が目白押しでありました。なかでも町の歴史を繋いで上演された町民構成劇は、住人第1号の平村エレコーク、教育発祥の起統教授所、平野鈴太郎の話、秋田開拓史、戦後の社会教育の始まり、勝山森林鉄道、獅子舞や木遣り、人間ばん馬誕生など、会場にいた全ての人たちが置戸の歴史を再認識した感動の3時間でした。改めて関係者に感謝と敬意を表したいと思います。

そこで、平成21年4月に条例化されました置戸町文化財保護条例ですが、私は歴代の教育長に条例をつくる教育長、実施する教育長と質問をした経緯があります。平野教育長は、私が議員になってから3人目の教育長であります。平成24年10月18日に、大矢ボッコと旧石器の藤川資料が町の文化財に指定をされました。その当時は、町民にも周知をされ展示をされておりましたが、今では貴重な資料ということから、なかなか人の目に触れることもなく開かずの部屋に収納されているのが現状と聞いております。私の訪れた道内の市町村では、郷土資料館はもとより役場のロビー等にも指定品を展示しており、来客者の関心を引いておりました。第1号指定がされてから3年半近くなる今も文化財の保護審議会や教育委員会でも議題に挙がって議論をされているものと思いますが、今後新たな指定展示の検討がなされているのか、以前に教育長にお聞きした、学校の副読本の改訂時の記載の検討は進んでいるのかをお聞きします。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 置戸町文化財保護条例の現状と今後の課題、町の歴史についてということですが、最初にこの場をお借りしまして、置戸町の郷土資料、それから文化財の保護にあたっては、置戸町の郷土史研究会の厚いご支援をいただいていますことを、この場をお借りしてお伝えさせていただきます。

3点にわたっての質問ですが、最初に、平成24年10月18日に町の文化財指定となった大矢ボッコ靴と藤川コレクションについてですが、平成24年度町民文化祭において指定を記念しての中央公民館で特別展示を行いました。その後、文化財の展示は引き続き中央公民館で行うこととして、希望を受けての公開として現在に至っています。また、藤川コレクションの方ですが、研究紀要作成の

ために札幌学院大学に貸出中であり、それが返却されてからは、再度特別展示を行ってほしいというふうに思っております。これら貴重な文化財の展示については、老朽化しています郷土資料館の移転を視野に入れて常設展示の方向で、その方法等について、文化財保護審議会、郷土資料館協議会、郷土史研究会と協議したり、また魅力ある展示を行っている資料館等の視察ですとか、また専門職員の話等を伺いながら検討していきたいというふうに考えています。

2つ目の、新たな文化財の指定についてですが、現在、文化財保護審議会において検討いただいているのは、候補として11点を調査中であります。

次に、学校の副読本についてです。平成28年度改訂の予定です。以前、嘉藤議員からご指摘のあった置戸町の歴史についての記載ですが、現行では歴史の表のみの記載となっておりますので、100周年を迎えたこともありますので、文章化をしてもっとボリュームをアップして記載していきたいというふうに考えています。

最後に、構成劇を見ての感想、思いですが、話をし出せば長くなるほどとても感動しているところなのですが、この取り組みの中で、やはり世代を超えて新たな繋がりが生まれたというふうに思っています。そして、その活動の中でその絆は強さを増して広がったというふうに感じています。また、構成劇の上演を通して、町民全員が置戸の歴史に敬意を表し、感謝し、そして幕が下りた時には、自らの町に誇りを持って置戸町の発展を願う力が結集したと強く感じました。多くの町民が置戸の大きな力を再確認し期待を持って101年目をスタートできると強く感じたのではないのでしょうか。置戸100年物語、命の繋がりに、最初企画を聞いた時には、本当にできるだろうかというふうに思いましたが、今は置戸町民だからできた、置戸町でなければできなかったという、そんな構成劇だったというふうに強く感じています。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 ただ今、教育長の方から答弁をいただきました。指定については今後の郷土資料館の絡みもあるということでもありますけれども、過去に伺いますか、今回の教育方針の方にもありましたけれども、札幌学院大学の鶴丸学長の方から、小さな博物館構想というのがありまして、それについても教育委員会の方でこれから検討してくれることとは思いますが、その辺の教育長の考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 どこの町でもそうだと思うんですけども、郷土資料館については、なかなかもう一度見たいという気持ちにさせる資料館が少ない、いかにリピーターを増やすかっていうのが郷土資料館を持っている時に大きな課題となっているというふうに思います。ですので、郷土資料館を新たに組み立てていく時に、魅力ある郷土資料館の展示、リピーターをいかに増やすかっていうことをまず第一に考えていかなければならないというふうに思いますし、また、嘉藤議員おっしゃっていましたが、子供たちに置戸の歴史を知ってもらいたいという思い、私もあります。

それで、授業等でいかに使ってもらえるか、使って使いやすい資料館、そんな2点を重点的に考えていきたいというふうに思います。また、そのためには専門職員の手も必要ではないかなというふうに考えているところです。そのリピーターを増やすという観点でいくと、鶴丸学長の小さな博物館があるまちづくり、これと連動して郷土資料館ができると、他の地域にはない魅力になるというふう

に思いますので、この部分については、この提案については、大切に考えながら十分その資料館と連動を考えながら進めていきたいなというふうに思っています。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 博物館構想については、今後の課題か検討ということになると思いますけども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。また、文化財の保護条例ということで新たに11点ぐらいいろいろ検討されているという話がありました。私も郷土史研究会の会員ということでいろいろ郷土資料館あるいは置戸の歴史、文化ということで少しですけども研究をさせていただいております。中でも郷土資料館にあります、ちょっと珍しいと思ひますけども、高師小僧という褐鉄鋼の鉤物なんですけども、そういうのが北光から出土したものが資料館に展示をされております。これについては大変貴重なものでして、昭和14年に名寄市においては、国の天然記念物に指定をされております。それから、置戸町にはもともと鉤山、水銀の鉤山あるいは春日の方に春富金山とかもありましたし、有形無形問わずに相当歴史があり、文化財が相当あるのかなというふうに感じております。また、森林鉄道ということでは、森林鉄道の跡のピュアなども春日の奥にはまだ残っておりますし、まだまだ展示だけじゃなく指定するということは、たくさんものが置戸の町に財産として残っているというふうに感じておりますし、私初めに文化財の保護条例をとお願いしますということで質問した時には、やはり置戸の町から相当の石器、あるいは貴重な財産が他の町へ流出するということがありましたので、これを何としても防がなければならないという思いからの質問でしたし、今に至っては、それだけでなく、去年の11月29日の構成劇ではありませんけど、本当に町民皆さんと歴史を共有して、それを前に進めていくのも、町、郷土史研究会の仕事かなというふうに考えております。そんな中で、もちろん郷土史研究会も町の歴史を繋いでいくということは、当然やっていくことではありますけども、もちろん町としては教育委員会が主導してやるべきではないかというふうに考えておりますけど、教育長のお考えをお聞かせください。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 今お話のあった高師小僧ですけども、葦などが化石化したもので展示品として資料館にありますけど、出土箇所など情報不足で調査中であります。また、今文化財の指定候補として11点ありますが、このように情報不足でその価値がまだしっかりと把握されていないものもあると思ひますし、いろいろな方の話を聞きますと、こんな資料を持っておられるんだという、これは貴重ではないかっていう資料、今までたくさん話を聞かせていただきましたので、そこら辺も情報収集しながら、やはり情報が大事なかなと思ひますので、そこを重点にこれから判断していきたいなというふうに思っています。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 町の歴史を繋いでいくという意味での教育委員会の対応といひますか、仕事といひますか、その辺について教育長の考えがあればお聞かせをいただきたいと思ひます。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 私、学校現場上がりですので、これからこの町を支えていくのは今の子供たちだというふうに思っていますので、100周年で見た置戸町の歴史の重さ、そして先人の偉大さなどをしっかりと伝えて、これからの置戸町の町づくりに誇りを持って望んでくるような、そんな子供

たちを育てていきたいというふうに強く思っております。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今、誇りを持ってという言葉がありました。確か町民構成劇の最後の方でしたか、トドマツ爺さんが学校給食のふき取りを皆さんで行くような場面があり、ハンターを従えて山からたくさんトラックに積んで帰ってくるという話、こんな町は他にないぞというような言い方をしておりました。自分の町を自慢できることは、郷土の文化を愛し、歴史を守ることに繋がると思います。今後とも教育委員会の方でそういうことをやっていって頂きたいとお願い申し上げて質問を終わらせていただきます。

○佐藤議長 4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 本日の一般質問の最後となりました。ちょうど昼食挟みでの睡魔に襲われる時間帯になると思いますが、今しばらくご辛抱願いたいと思います。それでは、質問に入らせていただきますが、最初に町長に質問する前に、議会といたしましては、この教育大綱につきましては、総務常任委員会等で、担当部局との議論や意見交換等やっておりますので、過日、一部報道記事等で私の質問が重複する場合もあろうかと思いますが、その点についてはご理解をお願いしたいと思います。それでは、質問に入らせていただきます。

置戸町教育大綱について町長に質問いたします。平成26年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年4月から、新しい教育委員会制度に移行されました。このことにより本町におきましても、地域の実情に応じた総合的な教育に関する施策の大綱の策定が義務付けられたところであります。これにより今年1月に、平成31年までの5ヵ年計画として置戸町教育大綱が策定されました。この教育大綱が去る1月22日に、町の総合教育会議におきまして決定されたところであります。またこのことにつきましては、新聞等でも報道されておりますし、町のホームページにもこの大綱については公開されております。

この大綱の中では、策定の趣旨、大綱の位置付け、大綱の期間、基本目標、基本方針の5つに大別されております。この5番目の、大綱の基本方針の中におきましては、生涯学習の推進、学校教育の充実、生産教育の推進、スポーツの振興、芸術文化の振興、国際地域間交流の推進など大きく6つの基本領域が設定されております。いずれも本町の教育確立文化の振興に欠かせない重要なものと認識いたしますが、この中から次の3点について、より具体的な推進の方策と実施の方向性について町長に考えを伺います。1点目につきましては、生涯学習推進の中での、生涯学習ボランティアの育成についてであります。2点目につきましては、学校教育の充実の中の小中一環教育の推進。3点目は、国際地域間交流の推進の中の国際感覚の育成、地域間交流、以上この3点について町長に今後の方向性についての考えを伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 置戸町教育大綱の具体的な推進、方策についてということですが、ご案内ございましたけれども、議員もご承知されていることでもありますけれども、法律が変わりまして、その施行が今年の4月1日から施行されるということになりました。

この改正内容でありますけれども、一つは、教育行政における責任体制の明確化を図るために、教育委員会の教育委員長と教育長を一本化した新しい教育長を設置するということが一つであります。も

う一つは、地域の民意を代表する市長、町長ということでありまして、この町長との連携強化を図って、教育政策の方向性を共有するために全ての地方公共団体に、首長と教育委員を構成する総合教育会議というのを設置することが、この改正法律の中で義務付けられたわけでありまして。また、その総合教育会議において、教育に関する大綱を市長が首長が策定することなどが義務付けられたわけでありまして。本町では、昨年8月26日に置戸町総合教育会議を設置しまして、これまで2回の会議を開催し、その中で置戸町教育大綱というものを策定したわけでありまして。この教育大綱は、平成5年に制定されました、置戸町教育目標、それと第5次の置戸町総合計画に基づいた内容としまして、計画期間も総合計画と同じく、平成27年度から平成31年度までの5年間としたわけでありまして。また、この大綱では、第5次の総合計画の町づくりの基本目標の一つでありまして、ふるさとを愛する人と心を育む町づくりを基本目標としまして、議員からもご照会がありましたように、6つの領域を基本方針として定めたところであります。

そこで、ご質問の3点について具体的な推進方策と実施の方向性ということでありまして、初めに、生涯学習ボランティアの育成ということでありまして、生涯学習の推進のために社会教育関係団体等の活動を通して得た経験といいたいまいしょうか、そうしたことを活かして社会参加あるいは地域づくりを進めることが大切だというふうにも考えております。町内には、置女協あるいは置青協、子ども会、文化連盟、体育協会等の団体活動がまさしく生涯学習ボランティアとしての活動でありますし、地域づくりの一翼を担って頂いているというふうにも思っております。また、自治会や福祉ボランティア団体の他、図書館では複数のボランティアが活動しております。このように本町では、生涯学習ボランティアに相当する活動が今日まで長く継続されておりますので、これらの活動をさらに進展するような支援をこれからもしていきたいというふうにも思っております。

次に、国際地域間交流の推進では、外国語指導助手、通称AETと言っているわけでありまして、引き続き配置をして、こどもセンターどんぐりを初め、各学校へ派遣することで幼少期から外国の言葉や文化に触れることによって、少しでも国際感覚の育成に繋がるよう期待しているところでもあります。また、一般の方を対象に海外旅行で使えるトラベル英語教室と言っているかどうか分かりませんが、そんな英語教室などを開催して、AETと交流しながら学ぶ機会ができれば、お互いに刺激になるのかなというふうにも考えているところでもあります。他の地域との交流では、ご承知のように東京や札幌のふるさとおけと会との交流、それから置戸町ふるさと運動としての機関紙「常呂川」やふるさとカレンダーの発行など、置戸の情報を発信して交流をこれからも継続してまいりたいと、このように思っているところであります。

最後に、今回新たに基本方針に掲げました、小中一環教育であります。現在の小学校・中学校という独立した枠組みを維持したまま、小中一環教育学校に準じた形で教育を行う小中一環型の小学校・中学校を考えているわけでありまして。小学校・中学校が目指す、子供像を共有し、義務教育9年間を見通した教育過程の編成が必要だというふうにも考えているわけでありまして。そのためには、小学校の教員は自らが指導する内容が中学校における学習にどのように繋がっているのか。また、中学校の教員は小学校における学習の程度というものを把握した上で生徒指導をするために、互いの教職員が授業を見学したり、あるいは合同研修会などを行いながら、学力観、授業観というものを共有することが重要であろうというふうにも思っております。加えて、一貫した義務教育9年間での生徒指導上

の成果と児童生徒の変容などを可視化し、共有し、改善に繋げていかなければなりません。小中一環教育を推進する上での課題は、他にも地域との連携など多くあるわけではありますが、具体的には、平成28年度中に学校の中に推進委員会を立ち上げまして、共通理解を図るところから始めていきたいというふうに考えております。いずれに致しましても、今回策定した、置戸町教育大綱を町民の皆さんと共有して、基本目標であります、ふるさとを愛する人と心を育むまちづくりの発展に向けて、全ての教育関係者、さらには保護者や地域の方々と広く連携して本町教育の一層の充実に努めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 まず1点目ですが、生涯学習ボランティアの育成ということで、町内にはたくさん関係団体があるということで、それらを含めて今後具体的にそういった形の団体の力を借りながら生涯学習ボランティアの育成に努めていきたいということですが、基本的にはそれを取りまとめるといいますか、それらをしっかりと束にしていく、行政側といいますが、その発揮するためのシステムといいますが、それが不要でないかと思えます。特に、中心になるのは社会教育課といいますが、公民館といいますが、そっちの方が中心になろうかと思えますけど、町内だけでなく、置戸町には4地区ありますので、それぞれの地区にそれぞれの特色があるそういった団体もありますので、ぜひその辺の特色がある地域の力を出しながら上手く社会教育課の方でリードしていければ、この生涯学習ボランティアの育成ということでは、新たな団体の育成になっていくのかなという、そういう思いもしております。

それから、国際感覚の育成ということで、AETを中心にした英語教育をさらに推進していきたいということなんですが、かつては高校生の海外ホームステイ授業というのが、アメリカのベレア市ですか、交流したことがあります、過去に。これは経ち切れになったんですけど、基本的にはこういったある程度回想は別として、一定程度町民のこういった海外に出向いていろんなことを研修、検討することも必要ではないかと思っています。今年といいますが27年度の100周年の事業の取りまとめの中で、企画課の方で取りまとめを行ったわけですが、私は個人的に一住民として、せっかく100年ということなので、以前に北海道の方では、道民100年の船だとか、あるいは中学生、小学生といいますが、子供の海外ジェットツアーとか、そんな事業をやった記憶があるので、ぜひこの100年を記念してそういったこともどうかということをご提案したことがありました。当然これは、費用のかかることだし毎年ということにはなりませんけど、そういったとりあえずは英語ってということになるかと思えますけど、そういったことを身に付けた町民が現実的に海外に行って、自分の身に付けた英会話とかを実証できるような、そういう交流事業をやれたらどうかというのが1点あります。

それから、国内的にはずっと続いてきました、多摩市との隔年での小学生の交流訪問をやったわけですが、なかなか相手があって相手の方も、こえを永續できないというような話ではありますが、非常に町内の子供にとっては、町から出てそういった他所の大都会ですか、そういったところでいろんな見聞を広めていくっていうのは、子供のうちから大事なことではないかと思えますので、今回、多摩市とはどういうことになるのか分かりませんが、いずれにしろこういった事業というのは、地域間交流の中でぜひ国内的にも何らかの形で進めていただけたらどうかと思っています。この2点につ

いて町長の考えがありましたら伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 1点目の、生涯学習ボランティアの育成に関係することでありますけれども、生涯学習云々ということも含まさるんですが、ボランティアの部分で申し上げるならば、置戸の中での4地区共通のある種悩みでもあるし課題でもあるんだと思いますが、やはりボランティアに関わってきている人たちが大分高齢化してきたという現状があると思います。それには当然ながら次の世代の人たちが、その役割を担っていくということが流れとしては非常にスムーズなわけでありますが、しかし現実にはなかなかその次の世代に上手くバトンタッチが遅れているという感じがあると思います。その辺のことは現在中心的なボランティア活動をやっている人たちのご意見を伺いながら、そして次の、そしてその次の世代も含めてでありますけれども、このボランティアのあり様というものについて、やはりもう少し掘り下げて議論していく必要があるだろうというふうに思います。すべてのボランティアという部分についていえば、そういうふうに申し上げていいんだというふうに思います。生涯学習に関係する部分で申し上げるならば、先程申し上げましたように、長い置戸の地域活動と言ってしまうとそれまでのことだと思ってしまうんですが、長い間培ってきた、また蓄積というものがあるわけでありまして、そうしたことがこれからはやはりベースになっていくんだらうなど、こういうふうに思います。

それから、国際交流あるいは地域間の交流のことですけれども、国際化というか国際交流という部分で考えますと、やはりお互いが、地域間の交流もそうなんですが、やはりお互いがウインウインの関係でないと、なかなか進展するというのは難しい状況にあるのかなというふうに認識しているところであります。特に、国際交流という部分になりますと、国際感覚といいたまうかそういうものを身に付けるといっても、決められた期間の中で出かけて行ったから、あるいは外国のどこかに何日かいたから、それで一定程度何か生まれるというものではないと思います。そういった意味では、やはり今申し上げましたように、お互いが行き来をする関係、こういう関係を結ぶことによつての交流事業を考えていかなければならない状況なのかなというふうに思います。国内の地域間の交流の部分もそうでありますけれども、多摩市と長い間お付き合いをしていただいて、今日もまだそれは続いているわけでありますけれども、子供の交流については、なかなか多摩市の方での受け入れ態勢が十分対応しきれないというようなこともあって、これから具体的にどうしていくのかという検討をしなければならぬというのが今の状況であります。ただ、今日まで受け入れていただいた多摩市の永山地区の皆さん方も、先程、置戸のことで申し上げましたけれども、永山地区の人たちも非常に高齢化してきてまして、受け入れるという気持ちはあっても、現実的に言えば、ホームステイとして受け入れてくれる家庭が非常に少なくなっている。また、そういう状況でもなくなっている。いわゆる小学校の生徒が永山地域の中においても、非常に少なくなっている、というような現実の問題も相手側として抱えているということも含めて考えますと、これからの新しい交流といいたまうか、国内交流といいたまうか、そんなことも考えていかなきゃならないのかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、新しい交流先といいたまうか、そんなことも含めて考える上では、やはりお互いがプラスになる、そういうものがないとなかなか踏み切れないんじゃないのかなと、それ

はお互いがいえることなんだろうというふうに思います。いずれにいたしましても、いろんな機会を通して置戸の子供たちももちろんそうでありますけれども、置戸の町民の人たちが他の地域の人たち、あるいは他の町の人たち、あるいは外国のことも含めてでありますけれども、そうしたことが検討するそうした状況に今あるのかなと、そんなふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 生涯学習については、非常に今年100年の歴史を一つの契機として、また新たな一世紀に踏み出したということの中では、非常に幅の広いことだと思いますが、この100年の置戸の歴史というものを次の世代に十分に繋いでいく、そういった一つの先人の思いを置戸の歴史として是非繋いでいってもらいたいと思います。それがどういう形なのか別として、この中で置戸の歴史が途切れないように伝わっていく、それをぜひ何らかの形でこの生涯学習の中で繋いでいってもらいたいなど、そういう思いがあります。

それと、地域間交流につきましては相手があるということで、なかなかこっち側の思いだけでは上手いかなというかそういったこともあって、多摩市との交流については、20年以上の歴史があるわけですが、非常に残念というか新たなこの課題を見ながら、次のステップにその課題を取りながら、今現在では模索しているということですが、置戸的には姉妹都市があるわけでもないし、具体的に置戸と本州なり、他の地域との具体的な繋がりがないので、この問題についてはなかなか面倒なものかなとは思いますが、是非これからの地域間交流とは大事なことだと思いますので、お互いの文化を知ることでも今後の置戸の歴史を築いていくということにおいても大事であると思いますので、ぜひ今後もこれについては模索して新たな展開を探っていっていただきたいと思います。

もう1点、最後の一番町民の方が注目されている、小中一貫教育の推進ということについて質問したいと思います。これは、置戸タイムスでも教育長のコメントなんかも入ってまして、札幌の方では、中高一貫というのも、私立ですか、札幌の市立高校と中学校の関係で、そういったことも聞いたことがあります。置戸は、小学校・中学校町立ですので、こういった一貫教育の推進ということで新たな注目される一つの教育システムかなと考えております。この教育的な効果、それから狙い、そしてその仕組みを今後1年間推進委員会を立てて、小学校・中学校それぞれ先生方が自分の領域の中でやっているわけですが、それを小中一貫ということでいろんな課題も出てくるのではないかと思います。その中で特に専門的な教科、英、数、体、教育長のコメントの中に入っていました。その他に他の教科として小さい時からこういった教科が子供の将来の教育効果を伸ばすというものを他に何か探るものがあれば、その効果の狙いっていいですか、それらについて考えがあれば伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 小中一貫、それから中高一貫というようなことがそれぞれの地域の中で、それぞれの市町村の中でそうした動きがあるのは、私も承知しております。ただ、置戸の場合における中高ということになりますと、ご承知のように、高校は福祉科ということで、ある種職業高校という位置付けになっておりますから、そうしたことも含めて考えますと、現状なかなか難しいかなと。難しいかなというのも、むしろ高校としての特性を活かしながらさらに伸ばしてあげることが、私は少なくとも今の段階としては正しい方法なんだろうなというふうに思います。ただ、小・中・高それぞれでありますけれども、少子化が非常に進んでいるという現状は、やはりきちっと認識しなければならな

いというふうに思っています。そうした中で、置戸の教育をどう考えていくのかというこの議論は、いつも必要だろうというふうに思っております。その手始めにという言い方は正しいかどうか分かりませんが、小学校・中学校の関係で言うならば先程申し上げたような、お互いがきちっと今の現状含めて理解し合う中での、この小中の教育をどう考えていくのかというこの、ある種スタートを今まさに切るような状況でありますので、これからも私共の立場としても、また教育委員会の立場としてもそうしたことに積極的に関わっていかねばならないと、こういうふうに思っております。

それから、国内といいましょうか、東京の多摩市もそうでありますけれども、災害等における関係、お互いが助け合おうじゃないかという連携、そうした中でも多摩もそうありますし、また、秋田県の湯沢もそうありますけれども、特に湯沢の場合というのは、ピンポイント的に言えばいろいろご意見あるかもしれませんが、しかし間違いなく秋田県の方から置戸町の方に移住をしてきて、そしてこの集落を形成し、置戸の町のその一翼を担っているという地域も現実あるわけありますから、そうした歴史的な関係も大事にしながら、この国内における市と町の関係について、より関係を強くしていきたいというふうに思っております。また併せて、他の地域との中で、置戸の町と共通するような、またお互いが共有できるような特色、特徴を持った市や町があれば、そういうとこと交流を図っていくような検討も加えてやっていくことはやぶさかでないだろうと、こういうふうに思っています。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 小中一貫教育の推進の狙いということで、当然教育的効果を小中一貫体制の中で効果を上げているということでのこれからの推進なんですが、最近といいますか日本のノーベル賞の科学技術の分野で単年度で複数の学者の方が受賞、そういった状況にあります。これはその先生方のいろいろ話を聞きますと、小さい頃からの動機付けといいますか、そういった自然や科学のそういった関心をいかに小さい時に動機付けるかという、そういうことも大事だということも一部新聞報道等載っておりました。そんなことから、これからいろいろ推進委員会をつくっていろいろ小中の先生方と協議しながら進めていくということなんですが、先程申しました、英、数、体の他に、こういった自然科学の分野にもぜひ、特に理科なんかは興味付けていうのか、そういうものが将来の子供たちの科学の分野に進出していったらというか、日本もそういった科学、いわゆるそういった技術の分野に立国として、これからは世界に刻印していくという政府の方針もあるようですが、そんなことでぜひそういった自然科学の分野に取り組んで、小さいうちからそういった子供たちの関心や情勢、それをぜひこの機会にどんなことも議題の中で議論していただければ、立派な小中一環教育体制ができると思います。これで私の質問を終わります。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日3月14日、明後日3月15日は、置戸町議会会議規則第9条第2項の規定により議会は休会

にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

明日3月14日、明後日3月15日は、休会とすることに決定しました。次の議会は、3月16日に議会を行うこととし、定刻に開会します。

◎散会宣言

本日はこれで散会します。

ご苦勞様でした。

散会 13時53分

平成28年第2回置戸町議会定例会（第5号）

平成28年3月16日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 3 議案第12号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第13号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第14号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第15号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第19号 置戸町行政不服審査会設置条例の制定について
- 日程第 9 議案第20号 置戸町行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 日程第10 議案第21号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第22号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第23号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第24号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第25号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第26号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第27号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第28号 置戸町まちづくり基本条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第29号 置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第30号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第31号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 日程第21 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算
- 日程第22 議案第33号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第34号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第35号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第36号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第26 議案第37号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第27 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第28 報告第 1号 専決処分の報告について

- 日程第29 報告第 2号 定期監査の結果報告について
 日程第30 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について
 日程第31 意見書案第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める要望意見書

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 (諸般の報告)
- 日程第 2 議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第8号)
 日程第 3 議案第12号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 日程第 4 議案第13号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
 日程第 5 議案第14号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
 日程第 6 議案第15号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)
 日程第 7 議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
 日程第 8 議案第19号 置戸町行政不服審査会設置条例の制定について
 日程第 9 議案第20号 置戸町行政不服審査関係手数料条例の制定について
 日程第10 議案第21号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例
 日程第11 議案第22号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
 日程第12 議案第23号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
 日程第13 議案第24号 置戸町税条例の一部を改正する条例
 日程第14 議案第25号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 日程第15 議案第26号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 日程第16 議案第27号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 日程第17 議案第28号 置戸町まちづくり基本条例の一部を改正する条例
 日程第18 議案第29号 置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
 日程第19 議案第30号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 日程第20 議案第31号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
 日程第21 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算

○出席議員(10名)

- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 前田 篤 議員 | 2番 | 澁谷 恒 壱 議員 |
| 3番 | 高谷 勲 議員 | 4番 | 佐藤 勇 治 議員 |
| 5番 | 阿部 光 久 議員 | 6番 | 岩藤 孝 一 議員 |
| 7番 | 小林 満 議員 | 8番 | 石井 伸 二 議員 |
| 9番 | 嘉藤 均 議員 | 10番 | 佐藤 純 一 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	鎌田満	町づくり企画課長	栗生貞幸
総務課長	菅野博敏	総務課参与	東誠
町民生活課長	鈴木伸哉	産業振興課長	坂口博昭
施設整備課長	大戸基史	地域福祉センター所長	鈴木正美
施設整備課技監	高橋一史	総務係長	芳賀真由美
町づくり企画課財政係長	小島敦志		

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	蓑島賢治
社会教育課長	今西輝代教	森林工芸館長	五十嵐勝昭
図書館長	深川正美		

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口博昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野博敏（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	田中英規	議事係長	尾俊輔
臨時事務職員	中田美紀		

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、2番 澁谷恒壹議員及び3番 高谷勲議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 本日、議会から提出された事件は、次のとおりです。

・意見書案第1号。

本日の説明員は、先日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第8号）から

◎日程第 6 議案第15号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）まで

————— 5件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第8号）から日程第6 議案第15号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）までの5件を一括議題とします。

11日の議案説明に続き、これから質疑を行います。

〈議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第8号）〉

○佐藤議長 まず、議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第8号）。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第8号）。

14ページ、15ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

16ページ、17ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

18ページ、19ページ。

3項戸籍住民登録費、4項選挙費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

20ページ、21ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

22ページ、23ページ。

5項統計調査費

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

24ページ、25ページ。

3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 臨時福祉給付金に要する経費のところで、満額でなくて16%ぐらい支払いできていないというのがあったというふうに聞きましたけども、その辺の理由を分かっていたらお知らせください。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 臨時福祉給付金に係る給付の状況でございますけれども、ご説明したとおり、予算上の人数に対しましての実施率を84%ということでご説明したところでもございます。そのほかに、条件に当てはまらない方の申請が、実はそのほかに122名ほどおられまして、単純に予算の人数に対しますと、99.3%の申請をいただいたところでございます。予算上の人数を抑える時に、町民税の非課税が何人いるか、確実な数字も抑え切れなかったと。それに合わせて、課税者の扶養になっている場合についても対象とならないということ等もございまして、あくまでも予算上は見込の数字で計上していたということでございますので、そういうことご理解いただければと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

26ページ、27ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

28ページ、29ページ。

2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 29ページの老人福祉事業支援に要する経費の委託料ですね。指定管理者の委託料が1,260万円ほど追加されたんですけど、その理由としては、4,160万円の収入減ということなんだけど、収入減の主な要因というか、そういったものがあれば教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 指定管理委託料の収入の減の関係のご質問でございますが、特別養護老人ホームと養護老人ホームの特定生活介護の部分で申し上げますと、これが介護報酬ということで収入が見込まれてございますけれども、やはり入所者の長期の入院が主な要因になるのかなということでございます。合わせて、どうしても入院が長引きますと退所ということになりますけれども、入れ替わりが非常に多くて、現在は、特別養護老人ホームは満床の57人が入ってございますけれども、なかなか50人に至らなかったということでの大きな介護報酬、収入の減になるのかなということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

30ページ、31ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

32ページ、33ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

34ページ、35ページ。

2項清掃費。6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

36ページ、37ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 37ページ。負担金補助及び交付金の、強い農業づくり事業の補助金で伺います。1億590万円ということで大きな補助事業で、ちょっと中身について聞き漏らした点があったんですが、北見市の方にも施設をつくるということでの、北見市での施設の内容についてお知らせ願いたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 丸富青果さんの方、北見事業所持ってまして、北見市で行う事業といたしましては、集出荷貯蔵施設810平米の施設整備と玉ねぎの選果設備でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 これは国の補正予算で、TPP関連予算ということで承知していますけど、この事業計画の採択というか交付申請だとかその辺の運びってというのは、どのようになっているのか。一定程度もう既に国の方から内示ってというか交付の内示を受けている事業なのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 これの申請につきましては、事業主体であります、有限会社丸富青果が農業のコンサルタント契約を結んで、計画書の作成から進めています。それと、もう1点であります、計画書を出しまして、平成28年3月1日付けで計画の承認、それから補助金の割当て内示がなされています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 国の補助金で町を通すということでの事務作業が町の方でやる形になってますけど、現実的に例えば、これから内示を受けて、概算払い、精算払い、事業関連ということで町として道の方にあがっていくという形になろうかと思うんですけど、こういった事務手続きの中で、一般的には国の補助事業については、当然補助金は付くんですけど、そのほかに市町村に対する事務補助とか事務経費だとか、それに対する経費というのは、今回のこの事業については付いていないんでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今回の事業につきましては、そういうような経費は付いておりません。あくまでも事業主体から上がってきたものを間接補助事業者として道の方に経由進達してまいります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 そうすると、この補助申請の流れとしては、全く市町村としては、振興局に対して進達業務のみということで足を運ぶとか、交付申請についての事業者と事業主体と一緒にヒヤリ

ングを受けるとか、そういった作業は一切ないということによろしいですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 この計画につきましても、申請段階においても振興局で1回、それと最終ですね、補正決まった時には振興局の方が置戸町に来ていただいてヒヤリング等は、私も同席して受けておりますが、今言った、この補正予算決定後の補助事業者としての流れについては、一般の補助事業と一緒にの流れというふうにご理解ください。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 今回の補助金のこと関連してなんですが、平成27年度の補正予算の分ということの中からの補助金だというふうに思いますけれども、28年度も同じようなTPP絡みのいろいろな事業に対する国の補助というのがメニューとしてあると思うんですけれども、例えば、今回1億円を置戸町分ということで補助金いただいたという形になると思うんですが、これ道なり、国なりっていう方からの目線で見ると、27年度分で置戸町さんに1億円補助金を出しましたよねと。28年度で例えば、ほかの事業で手を挙げる方がもしおられた時に、置戸町さん1億円もういつているので勘弁してくださいとかっていうことにはならないんですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 議員がご心配のようなことはありません。農業のTPP対策含めて大型補正ございましたが、28年度についても当然TPP対策ですね、農業経営者の体質強化という、経営安定対策ばかりではなくて、体質強化という部分で多くの予算が付いてますが、あくまでも事業ごとの計画に基づく計画承認でございますので、この民間事業者への補助というのは初めてのケースがありますが、これは説明したとおり、あくまでも農畜産物の輸入拡大ということで、平成27年度に当初予算では特別枠で30億円と。補正予算で農畜産物の輸入拡大を早めようと。1兆円目指してということで、平成32年までにそれを達成しようということで補正組まれたものですので、ほかの事業に影響を及ぼすということはありません。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

38ページ、39ページ。

2項林業費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 39ページで、岩藤議員の関連になるかと思うんですが、草地畜産整備事業に要する経費ということで、これも基本的にはTPP対策の一環の事業かと思われるのですが、12月にTPPの関係で影響ということで町長に質問したんですが、今後、このTPPが発効されると、北海道的に言えば、酪農畜産に非常に大きな影響を及ぼすという懸念がされております。そんな中で、今回、草地畜産整備事業、公社営事業がスタートするわけですけど、この事業全体を見ますと、5年間ぐらいで122ヘクタールということで全体事業が置戸的には、8,800万円という総事

業費なんですけど、いかにも少ないかなという気はしているんですね。そういったことを比較すると、置戸は酪農畜産で非常にウエイトが高いので、今後において特にいろんな面で国の方も農水省も畜産クラスター事業のことを踏まえて総体的に酪農も力を上げようという、そういう施策が見えているんですけど、今後においてもこれに関連して置戸的に27、28年予算を含めてそういった畜産酪農に対する大きな支援事業ということで現場の方でそういった声が挙がっているかどうか聞きたいのですが。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 議員のおっしゃるとおり、今回の公社営の事業につきましては、平成26年度補正から始まった、畜産クラスター事業を後押しするという形で、当初は28年度新規事業でありましたが、畜産クラスター事業を後押しする飼料畑の改良ということであります。議員ご指摘のとおり、きたみらい全体通しても、草地基盤改良、置戸町が多い状態になってはいますが、草地の状況を、この辺は基本だということで置戸町としても草地の整備は重点を置いて進めていきたいと思っております。

議員のおっしゃるとおり、TPP対策で農水省の方、予算措置されていますが、まず一つとしては、置戸町としては昨年からは始まっています、置戸町畜産クラスター協議会で進めております計画に基づきまして、本年度も酪農家さんたちの機械リースの事業の方を、今、農水の方に申請書を上げている段階であります。これにつきましては、置戸町からは要望聞き取りをして、21名の酪農家、畜産の方が機械リースに手を挙げている状況であります。予算の配分内示等については、まだない状況であります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

40ページ、41ページ。

7款商工費。

1番。

○1番 前田議員 一般質問の中でお話させていただきましたが、負担金補助及び交付金の中の置戸町民有林振興事業補助金が130万円執行残になっております。この予算については、植栽だけでなく、除伐、間伐等の財源になっていることも知っておりますが、残るとするのは非常にもったいないことだと思しますので、なぜ残ったのか理由を教えてくださいたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 説明させてもらいましたが、当初計画80ヘクタールが62ヘクタールに実施面積が少なくなったということですが、これも道の補助金の割当て等含めてであります。ただ、これについては、造林事業で減額して説明していますが、森林組合と連携を取りながら、うちの町有林ばかりということにならないものですから、民地の植林等に補助金がいくように、地拵えを1箇所、1年繰り延べにして、森林組合さんの方の植林に使えるような形でという努力をしていますが、道からの予算配当、これの減額によってということでご理解いただきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

42ページ、43ページ。

8款土木費、1項土木管理費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

44ページ、45ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

46ページ、47ページ。

3項河川費、4項住宅費。9款消防費。10款教育費、1項教育総務費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

48ページ、49ページ。

2項小学校費、3項中学校費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 小学校、中学校もそうなんです、電気使用料ということで減額されております。

灯油の部分、燃料費ということで燃料費が安くなってということで、各項目で施設で減額というのは理解できるんですけども、電気料が安くなってというのが分からないんですが、その辺り説明お願いいたします。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 今回の電気料の関係でご説明いたします。当初、平成27年度予算計上の時には、その前に4月から、北電から電気料金20%値上げの通知がきておりました。それで20%値上げの予算計上をしていたところでございますけども、実際に電気の使用を始めますと、使用料に対して20%の値上げということで、基本料はそのままの料金でございました。そのため、全体的に電気料金の値下げ、余剰が発生したところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 ほかの施設では出てこないんですよね、電気料というのは。これ学校教育というか教育委員会側だけがそういう情報でということだったんですよね。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 一応、小学校管理、中学校管理につきましても、電気料は割りと大きな金額です、それに対する影響というのが大きかったかなというふうに理解はしています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

50ページ、51ページ。

4項社会教育費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 51ページ、森林工芸館に要する経費の委託料で570万円ほどの減額になって
いますけども、当初の予算額は1,000万円です。570万円だから半分以上の減額ということなん
ですが、この委託料の経費については、一般財団法人の person 費に相当額を充当するということ
を聞いておりますが、一般的に今この充当している法人に対する販売員が何人で、専務も person 費に入
っているのかどうか、その内訳といいますか、教えていただきたいのですが。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 ただ今の議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

昨年より、オケクラフト流通普及協会が一般社団法人置戸森林文化振興協会に変わりましたとい
うお話は既にご理解いただいているところでございます。この一般社団法人の森林文化振興協会に
対しまして、森林工芸館の販売業務を中心とした素材調達業務を含めた業務を委託しているところ
でございます。

この委託料として1,000万円を予算で見させていただいております。現実的には、person 費相
当ということで、議員が今おっしゃられたとおりの話でございますが、その充当分、積算根拠とし
ましては、専務理事の person 費、それからパート販売員1名の person 費、そして作業員1名の person 費、
この3名分の person 費を積算根拠充当分として数えているところでございます。残り、社員としまし
て、販売員2人おりますが、この2人につきましては、社団の中の経費の中から支出をしていると
いう状況でございます。専務理事、パート販売員、それから作業員の賃金で12ヵ月で積算をして
おりまして、それが1,000万円近い数字を弾いていったところなんです。4月10日に社団
は立ち上がっているんですが、事業会計年度としましては、7月、6月という流れの中で3ヵ月マ
イナス分があるものですから、その部分で700数十万円を委託契約をしております。さらに、
先日の説明で申し上げましたとおり、予定しておりました作業員の雇入れができなかったとい
うことによりまして、その作業員賃金相当分になります、380万円程度、これが減額となりまして、
今回減額補正をさせていただいた次第でございます。以上です。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 分かりました。今の説明の中で、3名のほかに販売員2名分、その方は法人の経
費の中で person 費を充当するということだったんですけど、収入は何処から出るんだろう。例えば、そ
の手数料だとか法人のほかの収益事業の中からその person 費を充当するという、そういう考え方で、
ほかの2名の person 費の充当というのは、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 お見込みのとおりでございます。いわゆる売り上げ等の中から2名分の販

売員の経費を支出してございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

52ページ、53ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 公民館教室行事に要する経費ということですが、健康と長寿を祝う集いの集まりが非常に悪いという話をお聞きしました。確か52%という説明でしたけども、その辺について、今後の対策といいますか、今後もそういう推移でいくのか心配なところもあるんですけど、その辺のお考えをお聞かせください。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 ただいまの健康と長寿を祝う集いの参加率の向上についてということですが、52%という数字を報告させていただきました。今年度27年度は52%ということですが、参考までに過去3年ほどの参加率を報告させていただきますが、やはり50%、52%、53%、その辺りを上下しているような状況でございます。地区によって大分数字が違っていて、置戸地区がちょっと落ち込んでいるというような状況でございます。各地区は、秋田や勝山ですと7割を超えているというような状況がございますので、そういう意味では置戸地区の参加率が問題かなというふうに考えています。ただ、高齢化に伴って足の問題がありますので、バスをというお話なんかもいただいているんですが、なかなかそこまでできていない状況でございます。その辺も含めて今後検討の必要があるのかなというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

54ページ、55ページ。

5項保健体育費。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 体育施設管理に要する経費の委託料についてなんですが、ここで18万2,000円の減額というふうになっておりますが、まず、この根拠というか、なぜ減額なのか教えていただきたいんですけど。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 南ヶ丘スキー場の整備管理等委託料でございますが、この契約は、毎年単年度契約ということで、毎年予算も諸経費の計上分ですとか、人件費の値上げ分ですとか、そういうものも含めながら積算をしておりますして予算を計上させていただいています。その都度、契約行為をしておりますので、その中で見積もりの中で契約額と予算額の差が出たということで、その分の金額ということでご理解いただきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 ちょっと厳しいことを言うので、もし正しい答弁ができなければ後程ということをお願いをしたいのと、あえて言うておきます。まず、昨年の予算の中で、修理費、ここで圧雪車の総合メンテナンス50万円という予算がありました。実は、今シーズンのスキー場のオープンが遅れた理由が、当初は、雪不足だというふうに理解をしていたんですが、1月8日にオープンしました。実際に、スキー場のゲレンデ状況を見ると、これは12月25日でもオープンできたと。それ以降、あまり大きな雪は降っていませんから、それでなぜ1月8日まで遅れたかという部分については、実は、圧雪車の修理、正常に動くまでのこの期間がこの時間に要したというふうに理解をしました。そこで、総合メンテナンスはいつ、圧雪車の総合メンテナンスはいつ行われたのか。それに対する対策はいつやったのか、そこを教えてくださいたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 圧雪車のメンテナンス50万円の関係でございますが、手元に資料持ち出せておりませんので正確な日にちまで記憶していないんですが、11月に実施をしております。11月の下旬だったと記憶しておりますが、当町も業者さんになるべく早い日程でお願いしたいということをお願いしていたんですが、それを受けています業者さんのほかのスキー場等も予定が入っているということで、順番的に11月下旬ということになりました。この時点では、一定程度の点検をしていただいて、悪い部品等見つかった部分は交換等もしていただいたというふうに思っているんですが、今、議員からお話がありました、シーズン当初の遅れという部分は、あくまでも雪不足というふうに考えておまして、機械の修理でオープンが遅れたということはなかったかなと思っております。ただ、ご存知のとおり、シーズン途中で2回ほど圧雪車の調子が悪くなりまして、日数でいいますと、圧雪車としては夜間で1日、日中で1日と、2日間休業になったというふうに私たちの方では押さえています。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員 先程も言いましたように、1月8日オープンの時点で判断をした限り、その前に大きな雪は降っていないですから、12月25日から。それで、昨年のシーズン終わった時点で問題点はあったんですよ。これは、要するにシーズン終わってから、この11月にメンテナンスするまでの間にも改修する機会があったはずなんですよ。それがここまで遅れた原因というのは、そういうことではないというふうに思います。それは一端部品を取り寄せたけど、結局それが合わなくてまたということで3回やってますから、ここで3回。正しい答弁が欲しいんです。今日もし分からなかったら後日でもいいですから、その辺ははっきり教えてくださいたいというふうに思います。

それで、この18万2,000円については、いわゆる委託契約を結んだ時に、あえて言いますよ。委託契約結んだ時に、全体の予定日数からある程度の割合で、要するに営業日数が減った時には、お互いの協議の中で見直すと、委託料。これは実は、委託料3%分ですよ、これ。18万2,000円というのは。あえて言わないつもりだったけども、言いますよ。実質は、昼、夜合わせて平均で18.3%営業日数減っているんですよ。それで、どういう協議の中で18万2,000円というのは決められたのか、そこも伺いたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 今回の委託料の営業日数との関係でございますが、今回の補正に関しましては、あくまでも契約金額と見積もりいただいた予算額との差額ということの減額でございます。おっしゃられたとおり、営業日数の関係で3%以上の変動が起きた場合は、見直しをするということがございます。実は、それをやっております、営業が終わりました後に業者さんと協議をしている最中でございます。まだ完全に結論は出ておりませんが、大よそですが、40万何がしの金額は減額になろうかなと思います。ただ、ご存知のとおり、補正予算を上げる時点では、その金額はまだ分からないということで、それはご理解いただいて、決算段階で減額をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 改めてこの部分については減額補正出るというふうに、出るというかそういうことですよ。今後のあれを見させていただきたいというふうに思いますけれども、冒頭の部分については、もしそういうことであれば改めて、後日でもいいですから答弁いただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 圧雪車の修理の関係等は、後日また改めて報告させていただきたいと思います。補正に関しましては財政との協議なんです、補正予算を議会にかけるのは難しいと思いますので、決算段階になるのかなというふうに担当では考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

56ページ、57ページ。

12款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款町税、1項町民税、2項固定資産税、4項町たばこ税。9款地方交付税。11款分担金及び負担金、1項負担金、2項分担金。12款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

6ページ、7ページ。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金、4項社会資本整備総合交付金。14款道支出金、1項道負担金。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 中程の国庫補助金の中の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業の補助金で、525万円ということの計上でございますけど、後との関連も出てくるんですけど、3,000数百万円のマイナンバー制度の中での支出が大きく出ているわけですけど、今回は3,277万円支出ですね。そのうち繰越明許で3,700万円ほど繰り越しになるということなんですけど、非常に大きな支出というか、この小さな自治体に対して国のこういった制度に対して、国だけの問題ではないんですけど、大きな支出が発生していると。それに対する国の補助金が525万円ということで、非常にわずかな国の補助だなというふうに見ているんですが、あと地方債が520万円ほど見て、残りは一般財源ということだと思んですけど、こんな小さな町に対して、これほどの大きな負担を掛ける割には、国の補助金が小さいんでないかと、そういうふうに私は理解しているんですが、そんな中で一般財源に対する特別交付税の措置だとか具体的な国の支援措置ってというのは、考えられているのかどうかお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまご質問いただきました、このセキュリティ強化対策事業の財源を含めた町としての財源対策のお話ですけれども、今回この事業につきましては全体で約3,700万円程度の事業費になってございます。そのうち、補助対象になっておりますのは、1,050万円です。1,050万円の2分の1が国庫補助金で措置をされます。補助対象経費から補助金を引きました残りについて過疎対策事業債を見込んでおります。それから、その他の部分、2,900万円ほど形上一般財源という形になりますけれども、これの約50%程度を特別交付税の方で措置をするというふうに情報を頂いております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 分かりました。それで補助対象経費の2分の1ということで、通常はそういう予算の仕組みになると思うんですけど、対象外ということは、何ををもって対象外ということなんですか。対象外っていうのが理解できないというか、マイナンバー制度、基本的には国と市町村と一緒にこれを制度化してやっていこうということなので、何か特別な町独自のもので国の対象外になるような負担金というのは、何かあったんでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 今回の事業に、補助対象は全部なんですけれども、補助基本額というのが設定をされております。これは全体事業に単純に補助率が係る場合と、基準額が設定をされてそれに対する補助率で補助金が交付される場合がございます、ちょっと先程の説明不足でありましたけれども、補助基本額が1,050万円に設定をされているというふうにご理解頂きたいと思えます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

2項道補助金、3項委託金。15款財産収入、2項財産売払収入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

16款寄附金。17款繰入金、2項基金繰入金。18款繰越金。19款諸収入、3項受託事業収入、4項雑入。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 聞き漏らしたのかもしれませんが、一般寄附金の中で、流通普及協会から389万円ですか、寄附があったというように記憶しているんですけども、それで間違いはないでしょうか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 間違いありません。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員 ちょっと不思議に思ったのは、法人化に伴う精算か何かでこの寄附金が発生したのかどうか。従前、オケクラフトが流通普及協会ですよ。貸付金といいますか運営のためのお金を町で貸し出していたもので、法人化に伴う、その中で余剰金というかそういったものが発生をして、それを一般寄附の方に回したというようなことで理解してよろしいのでしょうか。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 ただいま流通普及協会からの寄附ということのご質問でございます。28年やってまして、その間の精算による389万円ほどの、協会を解散したことによる余剰金が出たということです。28年の積み重ねの中で、その中で単年度収支の中でそれぞれ払うべき税金等精算した中でやって、その最終がこの金額になったというところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 本来であれば法人化に進む場合、そういった余剰金というものがあるのであれば、会社設立のための資本金なり予備的な部分で持っている方がいいのかなというふうに思うんですけど、ちょっと寄附金にするというような決断といいますか、経緯が分かればお知らせを願いたいというふうに思います。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 当然、流通普及協会材料です。それから製品、そういうものも持っておりました。それで、新法人に引き継げるとは引き継いでいくというような形で収支を見ておりました。ただ、どうしても精算したところでこのように28年の中で多いか少ないかは別としましても、先程も申し上げましたように、金額が出てくるというふうなところでございますので、これを新法人に寄附という形にもなりませんし、そうなりますと、またそちらの方での制約等もございますので、それよりは町の貸付金を原資として運営をしていたという観点の中から、当然残った部分については、町の方に寄附をするのが妥当であろうというふうなところで協会の方からそのように聞いておりま

す。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

12ページ、13ページ。

20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻り願います。

第2条 繰越明許費の補正。

第2条 繰越明許費の補正は、議案の5ページ。

上段、第2表 繰越明許費補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の最初にお戻り願います。

第3条 地方債の補正。

地方債の補正は、同じく議案の5ページ。

下段、第3表 地方債補正をお開き下さい。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 地方債の補正で、今回、520万円のセキュリティ対策事業の地方債が予定されてますけど、これは繰越明許費っていうことの扱いの中で、今回59ページの、先程企画課長、過疎対策債に充当するっていうようなことを聞いたのですが、この部分については、59ページとは連動はしてませんよね。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまの520万円の起債ですが、私、先程誤って説明をさせていただきました。過疎対策事業債というふうにお話したんですが、ここでは記載をされておりませんが、3のその他の11番目に空欄として作ってございます、一般補助施設整備等事業債、これの該当になりますけれども、欄外のところで説明をさせていただきました。本年度繰越して来年度で実施をいたしますので、本年度の借入額欄には入ってございません。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

7番。

○7番 小林議員 57ページの町債の償還利子がかかなり400万円ほど減っておりますけども、その理由についてお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 12款公債費の、今のご質問は利息の関係だと思えますけれども、その上の元金の方とも関連しておりますので、もう一度説明をさせていただきますけれども、町が借入をしている大方のものにつきましては、元利均等償還で一回に返す額が固定をされております。その中で、近年の借入方式としては、5年ごとの見直し方式というのを取っております、その時点での金利情勢に合わせて引き上げになることもありますけれども、最近では引き下げになっている場合の方が多いという状況になってございます。

そこで今回は、平成16年度に借入したものの3件と、平成22年度に借入したものの合わせて4件でこの見直しが行われておりまして、例えばですけれども、16年度債辺りは、2.05%であったものなどが1.05%ぐらいまで落ちております。そのほかにも1.2%のものが0.2%というふうに、1%近い見直しによって率が下がっているという状況がございまして、ご説明いたしましたけれども、利率の見直しで、今回この減額補正の中では、金額としては150万円ほどがこの利率の改定による減額でありまして、そのほかにつきましては、主に平成26年度の借入分というのは、27年度の予算で概算利率で見積もっておりますことから、平成26年度の借入を終了いたしまして率が確定したことによりまして、その他、約200万円程度ですか、これが不要額として減額をしているというような内容になってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありますか。

8番。

○8番 石井議員 今回、開町100周年記念事業に要する経費等々で補正がございました。実行委員会に対しては、8,160万円の支出で今回減額が950万円と。確か今月の末に、実行委員会の解散総会等があるようですが、既に今回の100周年記念事業に関わる決算が終わっているのかなというふうに思って質問いたしますけれども、この実行委員会に対する支出以外に、各事業に対して100周年事業に伴う負担金や補助金で増額計上されている部分等々もございまして、27年度における開町100周年記念事業に対する支出総額と執行残というものが分かれば参考までにお聞かせを願いたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 100周年記念事業の実行委員会の決算については、まだ終了していません。見込みということで950万円の減額をいたしました。実際には事業としては、今月の20日の日に境野で演芸会があったり、今、皆さんのお手元の方にお配りをさせていただいております要覧は、DVDの作製を含めまして、手元に届いて直ぐに今皆さんのお手元に1日でも早くということでお配りをしているんですが、その書類はようやく整ったところでありまして、それらの支出が実はこれからということになってございます。

それから、30日に、100周年記念事業実行委員会の最後の総会を開催をさせていただく予定になってございます。この中で最終決算をお示しいたしますけれども、その時に若干の慰労会といましようか、ご苦労さん会的なものを総会後にも予定をしております、それらの経費はまだ発注をしておりますので、それらも含めた最後の決算を30日にお示しをすることになると思います。それから、直接町の方の一般会計予算に計上いたしました関係ですけれども、今きちっとした数字持ち合わせておりませんが、ほとんどの事業が補助金、交付金などに上乗せをした額、その

まま実行されてきているというふうにも今のところそんな認識をしておりました。最後、精査をしてそのことも含めて実行委員会には報告をさせていただく予定でございますので、その中できちんと報告をさせていただくということでよろしいでしょうか。ちょっと今は、まだ補助事業等の確定の書類も全部終わっておりませんので、そういう処理をさせていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第12号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第12号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)。

6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。3款後期高齢者支援金等。6款介護納付金。7款共同事業拠出金。

続いて、8ページ、9ページ。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。2款国庫支出金、1項国庫負担金。4款前期高齢者交付金。5款道支出金、1項道負担金。6款共同事業交付金。7款繰入金、1項基金繰入金、2項他会計繰入金。8款繰越金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時38分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第13号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)〉

○佐藤議長 議案第13号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第4号)。

8ページ、9ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2項介護予防サービス等諸費、4項高額サ

ービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

6項特定入所者介護サービス等費。4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、2項包括的支援事業任意事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款保険料、1項介護保険料。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。3款支払基金交付金。4款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。5款繰入金、1項一般会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

6ページ、7ページ。

2項基金繰入金。6款諸収入、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第14号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 議案第14号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)。

6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 簡易水道施設管理に要する経費等で、調査委託料、各地域割りでいろいろ漏水の調査が行われてきたと思いますけども、その結果といいますか、漏水率といいますか、そういったものが今のところ分かっている部分があればお知らせを願いたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 今年度、漏水調査した区間なんですけども、中里・安住地区の営農用水地区です。

この地区におきましては、今後簡易水道に移行するために事前調査ということで今年度実施しており

ます。ただ、当初想定していたよりほとんど漏水がなくということで、今、毎分何リッター漏水しているか頭の中になんていってすけども、中里・安住地区については、ほとんど影響ないほどの程度の漏水でありました。来年度につきましては、北光・愛の沢地区に移行していくことになっております。細かいデータ持ち合わせていないので、申し訳ございません。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

3款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。2款国庫支出金、1項国庫補助金。

3款繰入金、1項他会計繰入金。4款繰越金。6款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の2ページ。

第2表 地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第15号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 議案第15号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)。

6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。2款下水道費、1項公共下水道事業費、2項農業集落排水事業費。3款公債費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 農業集落排水事業に要する経費。工事請負費なのですが、境野浄化センター改築工事。この説明もう一度お願いいたします。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 工事請負費、2,724万2,000円の減額につきましてご説明いたします。当初、平成25年度に、機能強化事業として一度調査しております。機能強化事業というのは、言ってみれば概略設計という範囲でして、補助事業を採択するための基本調査というような位置付けです。それ以前に、置戸の浄化センターですと、国土交通省補助で長寿命化計画の計画を策定して、それが平成21年度からやっております。位置付けはそれと一緒になんですけども、農林水産省補助の農業集落排水につきましては、当初、この改築工事については、補助事業がなかったんですけども、この機能強化を立てれば補助採択しますよというような位置付けでようやく始まった事業でございます。この機能強化っていう名前のものでありますから、壊れたものをただ直すという事業制度ではなく、適切な維持管理が行われているかどうかというのを判断しながら、もし適切な維持管理をしていながらも支障が生じたものについては、直すというのが大前提でございます。この境野浄化センターにつきましては、硫化水素による影響が非常に大きかったものですから、これは脱臭装置の改築、改修を行うべきだろうと、この基本計画の時に計画を行ったんですけども、翌26年度ですね、26年度、詳細設計ということで、もう一度、細部まで詳細設計を行った結果、この脱臭装置につきましては、当初は、勝山と同じような土壌脱臭という方法を検討していたんですけども、ではなく、今ある施設の活性炭による吸着法の改修で十分対応できるというふうな判断のもと実施しました。ですから、この減額となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款分担金及び負担金、1項分担金。2款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。

3款国庫支出金、1項国庫補助金。4款繰入金、1項他会計繰入金。5款繰越金。7款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻り下さい。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の3ページ。

第2表 地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案第11号から議案第15号までを通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

休憩	11時13分
再開	11時21分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、施設整備課長から漏水の質問に対して答弁があります。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 先程のご質問でした漏水調査の内容ということでご説明いたします。平成27年度に調査いたしました中里・安住区域なんですけれども、全体で1時間に0.8トンの漏水がございました。うち0.2トンにつきましては、自宅宅内での漏水でして、そこを改修して直ぐ漏水が収まっております。あと1箇所は、道道北一線ですか、置戸・勝山線上で1箇所漏水がございましたけれども、これについても修繕は終わっております。

この漏水調査は、毎年のように行っておりまして、平成26年度につきましては、置戸市街地の国道を挟んで上側ですか、大美、拓殖地区っていうんでしょうか、あちらの方を行っております。こちらにつきましては、時間的にいきますと1時間当たり、1.6トンの漏水がございました。1箇所は、時間1トン。もう1箇所は時間0.6トンということで、こちらについてもすぐに修繕は終わっております。25年度につきましては、国道から下地区っていうんでしょうか、本当の市街地区ということで漏水調査を行っております。総体でいきますと、約5.6トン、5箇所ございました。これらにつきましても、全て漏水の修繕は終わっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○佐藤議長 議案第11号から議案第15号までの5件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第8号)から議案第15号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの5件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第11号から議案第15号までの5件について討論を終わります。

これから、議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第8号)から議案第15号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの5件を一括して採決します。

議案第11号から議案第15号までの5件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第11号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第8号)から議案第15号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの5件については、いずれも原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてからから

◎日程第27 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計
予算まで

————— 21件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第7 議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてから
日程第27 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算までの21件を一括議題とし、
質疑を行います。

〈議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について〉

○佐藤議長 議案の順序で行います。

まず、議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第19号 置戸町行政不服審査会設置条例の制定について〉

○佐藤議長 議案第19号 置戸町行政不服審査会設置条例の制定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第20号 置戸町行政不服審査関係手数料条例の制定について〉

○佐藤議長 議案第20号 置戸町行政不服審査関係手数料条例の制定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第21号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第21号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第22号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第22号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第23号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第23号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第24号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第24号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第25号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第25号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第26号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第26号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第27号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第27号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第28号 置戸町まちづくり基本条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第28号 置戸町まちづくり基本条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第29号 置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第29号 置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第30号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例〉

- 佐藤議長 議案第30号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第31号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の策定について〉

- 佐藤議長 議案第31号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の策定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算〉

- 佐藤議長 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算。
質疑は条文毎に進めます。

別冊の予算書を用意願います。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の35ページ、36ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

37ページ、38ページ。

2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

39ページ、40ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

41ページ、42ページ。

6番。

- 6番 岩藤議員 毎年聞いていることですが、職員の健康検査手数料、メンタルヘルスについて
ですけれども、これの実績を教えてくださいと思います。

- 佐藤議長 総務課長。

- 菅野総務課長 職員の健康検査ということで、議員のまず最初にお話されたメンタルヘルス健診の件
から説明したいと思います。実は、27年の当初予算でも、労働安全衛生法が改正されて、平成27
年12月から労働者が50人以上いる事業所では、毎年1回ストレスチェックの検査をすべての職員
に対して実施することが義務付けられたということで、27年度から、22年から26年度に行って

いましたメンタルヘルス、隔年に一度職員が精神科医に面談というか、そういう健康検査を行っていたのを、このストレスチェックに定められたのを踏まえて、27年からストレスチェックの健康診断に切り替えております。実は、27年12月からということで、今年の2月、3月からこのストレスチェックを行って、結果は事業所としてまだ把握しておりませんが、今まで平成22年から26年度間のメンタルヘルス健診で再診まで必要とした職員はおりません。

ストレスチェックの中身なんですが、実は、インターネットを使いまして、それぞれの項目チェック、ストレスチェックの質問表に職員がそれぞれ答えて状況を判定、職員に今の状況を通知するものであります。事業所としても、職員の同意を得て結果を保健師さんなりと相談して、場合によっては受診を勧めるというような形で行うものであります。26年度までのメンタルヘルスの再健診はありませんでしたし、今回のストレスチェックで、3月の末になると思いますが、結果を踏まえて次のその状況によって次の結果に進んでいく形になっていきます。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 今、課長の方から説明ありましたが、民間の企業でも50人以上のところは、ストレスチェックをしなければならないっていう、去年から変わったと。当然、役場も50人以上ですからやらなきゃいけないということなんでしょうけども、そうすると隔年じゃなくて毎年っていうことになるんですか。また、合わせてネットの方でチェックを入れてってというような説明でしたけれども、医者との面談とかそういうことでのストレスチェックということではないってということなんですか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 まず、第一段階でストレスチェックの結果、例えば、要素があるという場合は、保健師なり事業所としてまずその人と話し合っ、医師の面談指導という方向に行くという形になっていきます。まずは結果がどう出てくるかということで。検査は毎年行います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 そうだとすれば、この予算額というのは、こんなにかかってくるのかなって思うんですが、いかがですか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 実は、27年の3月に新年度予算を計上するわけなんですけど、それまではメンタルヘルスの予算計上して、ストレスチェックがいかほどかかるか、それとストレスチェックの検査の内容等詳しい項目が、その時点で把握していないというか、病院に依頼するのか事業所の保健師がやれるのか、そういった部分を踏まえて、実は、1人2,500円で計上しておりました。実際、新年度入りまして、いろんなストレスチェックの検査方法があると。インターネット上でもできますと。それは個人の秘密もありますから、それぞれパスワードを個人ごとに与えて、その人がそのパスワードを開いて、国勢調査と似たような感じですね、そしてその検査を行ってもらうというシステムで行うようにしたものですから、実は、結果までは格安でできるという経過がありました。500円という部分であります。当然、毎年この部分でやっていく予定でおりますが、いろんな問題が出たら都度改善していくという方向でおります。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 予算のことも暫定的にっていうことなんでしょうけども、目的は職員のきちんとしたメンタル面のチェックっていうことなんだと思います。今、新聞等でほかの町でいろんな話題出てますので、また、置戸町内でもいろんな噂っていうか、そういうのは職員のことについては、いろいろ聞いているところもありますので、きちんとぜひやっていただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 承知いたしました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

43ページ、44ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 北海道自治体情報システム協議会負担金、493万7,000円ですけども、昨年度、1,600万何がしですか、予算が組まれてますけども、この辺りもう一度、金額がこれだけ減ったという理由の説明をお願いしたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 番号制度導入に要する経費の負担金補助及び交付金。北海道自治体情報システム協議会負担金ということでお答えいたします。この予算の経過についてまず説明させてください。この予算につきましては、平成26年9月定例議会におきまして、番号制度導入のための業務システム改善費として補正予算を計上させていただきました。システム関連では、住民票への個人番号の記載や個人番号のカードを交付のため、また、既設のシステムの改修や個人番号の利用分野では各申請の様式変更や個人番号の検索機能など、社会保障業務のシステムに関わる業務であります。

このシステム改修については、情報連携開始が平成29年7月となるため、導入テスト等を考慮いたしまして、平成29年3月まで整備しなければならないということから、補助金が26年から28年度の3年にわたって補助制度で組まれております。住民基本台帳システム団体内の宛名管理システム、地方税務システムとか国民年金システム、そういった部分を3年間の中でやりなさいということで、26年度は460万3,000円。27年が1,187万5,000円。28年、最終年度として493万7,000円の2,141万5,000円が国の方から事業費として計上しているものであります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

45ページ、46ページ。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 前田議員 備品購入費の一眼レフカメラ、あまり古いようには感じてなかったんですけど、更新する理由を教えてくださいたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 一眼レフの現在使用しているカメラは、平成24年6月に購入をしまして、購入後3年間経過しております。今の日本のカメラはすごく性能が良くて、すぐ壊れるということはありませんが、今は広報広聴係2名体制で仕事をさせていただいています。今使っているレンズが、遠くと中距離を撮るレンズなものですから、どうしても近くを撮る子供たちに接写をするというレンズではないものですから、そういうものを含めて、そういうものの撮れるカメラを1台購入したいということで、行事が重なるものですから、外で取材をする人間と中で取材をする人間とが重なった場合に、それぞれのカメラを持って行ってきちっと記録をしていくということで、もう1台購入したいということで予算計上させていただきました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

47ページ、48ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

49ページ、50ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 委託料の一番後段ですね、防犯灯設置委託料なんですけど、これの詳細聞き漏らしたので、場所だとか個数だとかその辺教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 今年度、防犯灯設置委託料ということで25万円計上させていただきました。実は、郷土資料館からお寺と山側は電気が付いていないということで暗くて危険という、防犯上の問題で取り付けるといふものです。人感センサー付きで、LED小型角型投光機といいまして、2台設置を予定しております。設置場所、向きにつきましては、郷土資料館山側と即成寺に向けて人感センサーにて照射します。人感センサーは、人に対応するため出入りの際に点灯するというもので、付け忘れや消し忘れの心配もありませんので、省エネ、防犯、危険防止に役立つという考えで設置するものであります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

51ページ、52ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

53ページ、54ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

55ページ、56ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 今回、この項目部分には載っていないんですけど、昨年まで行政改革推進委員会に要する経費ということで4日間ほどの報酬といえますか、経費がのっかってはいたんですが、今回のこの予算書には削られてますけど、この行政改革推進委員会そのものが既に役割が終わって、本年度は開く必要性がないという判断で落とされたのか、あるいは何年かに一回行政改革推進委員会を開いて、その行革大綱に基づいて審議していただくという、そういう時期が今年はないからということなのか、ちょっとその経過についてお知らせください。それと、昨年度、委員会が開催されたのか、実績も合わせてお願いしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 行政改革の取り組みについてのご質問ですけれども、ただいまの行政改革の推進委員会の委員さんにつきましては、5年に一度今まで予算を計上してまいりました。平成27年度に予算を計上したところであります。現在の行政改革大綱につきましては、平成27年までを期限とした大綱になってございます。

従前の例でいきますと、この行政改革の取り組み、引き続き進めていくところではあるんですけども、近年の状況を踏まえまして、この取り組みが行政としては当たり前の取り組みだということで、最初のスタートの大きなところは、平成17年の集中行革プランに基づきまして、いろいろと強化をなささいということであったんですけども、取り組みとしては当たり前のことになったということで、他の市町村でも実は、この大綱とかそういったものを策定しない中で取り組みはきちっとやっていくという方向も少し出てまいりました。正直申し上げまして、平成27年度中、いろいろと他の仕事と重複いたしまして、会議は開催はしておりませんが、内部で協議を続けまして、引き続き行革については取り組む予定であります。なお、必要があれば改めて予算の計上もお願いする場合があるかもしれませんが、よろしくご理解の方お願いいたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

57ページ、58ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

59ページ、60ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

61ページ、62ページ。

質疑はありませんか。

5番。

○5番 阿部議員 交通安全対策に要する経費の中で修繕料49万7,000円みえますけども、その他に1点お伺いしたいのは、置戸の交通指導車があるわけですけども、それぞれの町で既に青灯に変化をしていると。それと、パトカーに後付けで行灯を付けている、あのこと自体が車検の基準を満たしているのかどうかということが他所から指摘をされていますので、その辺についてお伺いします。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 車載の赤色灯についてのご質問だと思います。車載の赤色灯につきましては、走行時の点灯は違法であると、置戸の駐在所長さんからも指導を受けております。また、停車中の赤色回転灯の回転につきましては、問題ないと言われておりますので、街頭啓発等、交通啓発等の時には停車中に赤色灯を回しております。自動車本体への赤色灯の継続設置につきましては、適法かどうかということは、まだ確認をしておりませんので、この後、警察の方にもご相談をさせていただきたいと思っております。なお、現在の交通安全指導車は平成10年車で、走行距離が14万キロとなっております。財源の関係もございしますが、そろそろ更新時期にきているのかなということでもありますので、内部協議を進めて、それに合わせて赤色回転灯の部分についてもきちっと対応して、警察の方にも事前に相談をして対応してまいりたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

63ページ、64ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 元気なまちづくり活動支援補助金について、昨年の実績と、今年もまだ3件組んでいるようですが、その他にいろいろ情報といたしますか、問い合わせがあるのかないかをお聞きしたいと思っております。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 元気なまちづくり交付金、平成28年度、昨年度3件予算計上させていただいていますが、問い合わせというか、やりたいなってご相談受けているのは、秋田地区で1件ございます。補助の規定が経費の3分の2以内で20万円限度とあるので、20万円の補助を受けるとすれば自己負担が10万円必要となってきます。確かに、10万円を自己負担して30万円の事業を行うということは大変なことだと認識してますので、今後そういった要望にできるだけ応えるように我々も使い勝手のいい交付金っていうんですか制度にしていきたいと考えていますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 今、課長の答弁にありましたけど、本当に最近といたしますか、使い勝手がよろしく

ないということで、非常に件数が少ないという事例になっています。今後とも使いやすい方に改めて
いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 予算査定時にも、そういう議論をいたしました。100%補助がいいのか、負担
金や使用料をきちっと取って運営してもらう方が、そういう方法もないのかって、いろいろ正直言っ
て議論はしましたが、予算査定時には結論が出てませんので、1年間かけて議論しようということに
なってますので、しばらくの間、時間をいただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

65ページ、66ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 委託料のところでシステムデータ作成等委託料、今年新しいと思うんですが、もう
一度説明をお願いできますか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 委託料、新たにシステムデータ作成委託料として今年計上させていただきました。内
容につきましては、予算額を134万5,000円で、そのうち介護保険支援システムプログラム修
正業務委託料として124万2,000円。介護予防日常生活支援総合サービスの対応、またはバー
ジョンアップに対応するものです。もう一つは、新年度、保健師を採用します。それで、健康管理シ
ステムのインストールに係る委託料です。健康管理システムの末端を増設する経費として、10万3,
000円を計上して、合わせて134万5,000円を本年度計上させていただきました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 ここでしばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	12時00分
再開	13時00分

○佐藤議長 休憩前引き続きに会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算事項別明細書、67ページ、68ページ。
歳出。2款総務費、2項町税費。固定資産評価審査委員会委員に要する経費から。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

69ページ、70ページ。

3項戸籍住民登録費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

71ページ、72ページ。

4項選挙費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

73ページ、74ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

75ページ、76ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

77ページ、78ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

79ページ、80ページ。

5項統計調査費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

81ページ、82ページ。

6項監査委員費。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

83ページ、84ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

85ページ、86ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

87ページ、88ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 システムデータ更新委託料700万円。これについてももう一度説明をお願いいたします。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 養護老人ホーム管理に要する経費の13節委託料のシステムデータの更新委託料の関係についてご説明を申し上げます。このシステムについては、平成23年度にハード、それから、ソフトウェアということで、23年度に導入してございます。導入後5年が経過いたしました、ソフトウェアのライセンスが終了となるということで、ソフトウェアとハードウェア含めまして、今回、システムデータの更新委託料ということで予算を計上してございます。老人ホーム全体で、ハードウェア、パソコンですけれども、19台ございまして、そのうちの養護老人ホームに関わる分、10台についての費用をここで計上しているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 その上の修繕料、460万円についても、もう一度お願いいたします。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 修繕料の460万円についてご説明申し上げます。この内訳といたしまして、非常用の発電機の始動用の蓄電池の取り替えがそのうち65万円ございまして、老人ホーム開設以来交換されていなくて、耐用年数なり経年劣化によりまして、据え置きの鉛蓄電池12台の取り替えを予定しているところでございます。その他に、非常灯の蓄電池取り替えということで310万円を予定してございまして、これも経年劣化によりまして、据え置きの鉛蓄電池54台の交換を予定してございます。その他に、暖房用の制御盤、デジタル調整指示計の取り替え、85万円ということで予定してございまして、事務室とか機械室にこの暖房用の制御装置がございまして、これも経年劣化によりまして、デジタル指示調整計というものを8個取り替えるということで考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

89ページ、90ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

91ページ、92ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

93ページ、94ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

95ページ、96ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

97ページ、98ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

99ページ、100ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

101ページ、102ページ。

2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

103ページ、104ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 委託料の地域子育て支援拠点事業委託金、780万円。毎年同額で計上しているものですが、昨年の実績を教えてください。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 ご質問の、地域子育て支援事業の実績でございます。その前に、この事業についての事業内容をご説明させていただきます。ご存知のとおり、この事業については、こどもセンターどろぐりの方に委託をしてございまして、子育て親子の交流、それから一時預かり事業、特定保育事業、子育てに関する相談、地域子育て関連情報の提供、その他子育て支援等に関することについて事業を実施をしております。

平成26年度の実績でございますけれども、交流遊び広場ということでの子育て支援事業、らっくるームの方でやってございますけれども、これについては、登録の方26人に登録をいただきまして、

年間延べ1,058人の利用をいただいているところでございます。それから預かり保育ということで実施してございますけども、これについても延べ31人のご利用でございます。それから一時保育については、延べ14人の利用ということで、子育ての相談については、26年の実績としては個々での相談は受けていないというふう聞いております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

105ページ、106ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

107ページ、108ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 児童遊園地に要する経費のところの備品購入費で、遊具を買うというような説明だったと思いますが、ここの遊具というのは、一体どんなものをいうのか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 児童遊園地、これは境野の遊園地の方に設置を予定してございますけれども、ここで見ているのは、対象年齢が3歳から12歳の、ジャイロ効果、自転運動を利用した回転遊具2台を考えてございます。その他にも設置済みの遊具ございますけども、新設ということで2台を考えているということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 先般行われました、こども子育て会議の中で、児童遊園地7箇所を置戸町内どこか一箇所に集約をしようという素案が出されました。また、今回提出されております置戸町過疎地域自立促進市町村計画参考資料でも、28年度事業の中で児童遊園地整備事業4,110万円というふうな事業見込みが記されています。今回出されている分は、整備委託料等、一本化された遊園地が実質使えるのが来年度というような考えの下で今回予算計上されているのでしょうか。実際に、遊園地の一本化というのが28年度の中でなされるのかどうかお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 先般のこども子育て会議の中で、事務局から提案をさせていただいて、今いろいろと町内の児童遊園地についても、なかなか遊具が老朽化している分、なかなか遊んでいる姿も見えないことも含めまして、会議の中でも提案をして皆さんの意見をお聞きしたいということで話をさせていただきます。この後、もうちょっと時間を頂いた中で、場所、遊具の内容をどうするかというのは、ちょっと時間をいただいた中で検討していきたいというふうに考えてございます。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員 28年度中に実施をされる予定なのでしょうか。

○佐藤議長 鈴木地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 今しばらくというお話をしたところでございますけども、まだ28年度にするかどうかというのは、それを含めて検討したいと、もうちょっと時間はかかるというふうに考えています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

109ページ、110ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

111ページ、112ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

113ページ、114ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 赤十字の施設充実事業補助金と。これは、例年町が補助している1,000万円のほかに、この3,000万何か事業があるというふうに思うんですが、中身についてお知らせください。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 赤十字病院の医療充実事業の補助金の中身でございます。まず一つ目には、血圧脈波分析装置等で395万円。それから全自動の散薬分包機464万8,000円。それから血管のアクセス用の超音波診断装置、これが192万6,000円。それから上部消化管用の内視鏡スコープが279万1,000円。それからワクチン管理とかのシステム、院内のセキュリティの整備等で669万5,000円。それから従来補修管理をやっていますエクセルのCT用の保守料ということで、1,026万円。その他、病院の暖房ポンプ他393万円でございます。これら合わせて3,420万円が医療機器等の整備、先程議員からお話がありました、通常年の1,000万円合わせて4,420万円ということになります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 今の関連ですけど、直接ではないんですけど、去年の決算委員会で、日赤の先生、医師の確保ということでずっと募集しているんですけど、4ヵ月に1回のローテーションで旭川医大から先生が来ているのと、それから毎週ですか、火曜日から金曜日ぐらい先生が来ているということで、その経費が細かい数字忘れたんですけど、数千万円というお金を支出しているというような、記憶が定かでないんですけど決算委員会の中で資料をいただきました。それで、現状の中で、日赤のホ

ームページを見ますと、医師確保ということで、町長もその中で、何ていうんですか写真出てきているんですけど、そういった中で、今後っていうか医師の確保っていう状況で、どういう状況になっているのか。いつまでもずっと置戸赤十字病院が旭川医大の支援を受けて派遣して、これからもずっと今のところそういう状況になるのかどうか。それと膨大な旭川医大に対する日赤からの委託金っていうのか、そういう経費がかかっているということなんですけど、その辺の状況っていうのは、どういうふうに押さえていますか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 日赤病院の方からお話を聞く中では、27年ですね、昨年、実は募集をしていたということで、福井の方から医師の方が置戸町を見に来たといいたまいますか、そういうことで来たことがございました。地域医療の中身とか各施設をご覧になっていったわけですけど、ご家族をお持ちの方ですけど、そういうこともあってなかなか置戸の方に来ていただくっていう状況にはなっていないということをお聞きしてございます。今については、今お話あったとおり、旭川医大から研修医を派遣いただいて診療をしているほかに、研修医の方も日赤の方で受け入れまして、そういう方を含めて病院の方で医療を行っているということで、なかなか今の段階では新たな先生が着任されるっていうお話は今のところ聞いていないということでもあります。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それで、継続的に今後も置戸赤十字病院と旭川医大との提携っていうのか、何ていうのか、その支援は医師が定着するまでは、今のところ続けられるという判断でよろしいですか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 日赤病院としてもそういうことで医大の方をお願いをしているというふうには聞いております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

115ページ、116ページ。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 前田議員 予防接種に要する経費の中の予防接種委託料で、説明の中で、子宮頸がんワクチンの話があったかと思えます。ワクチン接種による障がいも近年報道される中、町として摂取している実態が昨年度あるのかどうかお聞きします。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 子宮頸がんワクチンの関係につきましてのご質問ですけれども、ご存知のとおり、子宮頸がんワクチンを打つことによる副反応ということで、今現在、国の方では、積極的接種の勧奨の一時中止ということで平成25年から勧められてきて、まだいろいろと検討されているところでもございます。ただ、希望される方については、予算化して接種をしてもらうということでございまして、平成27年度、今年度については、今までの実績としては、中学生の2年生でありますけれども、お1人の方が接種を受けているということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

117ページ、118ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

119ページ、120ページ。

2項清掃費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 北光パークのトイレのことですけれども、毎年のようにっていうか、少し綺麗にした方がいいんじゃないかとかっていうことで、意見っていうか質問が出ているわけですけども、銀河線跡地利用っていうことに合わせて、あのパークをちょっと今後新しくするとか、いろんな計画なり話があってというのが前提にあって、このパークトイレの改修なり、改築しないっていうことでできていると思うんですが、その跡地利用計画の話がいつになるか分からないというような、今の状況だとすれば、できるだけ使い勝手のいいっていうか綺麗なトイレに、お金はかかるでしょうけれども、置戸の入り口の一番メインの顔になる部分なので、何とかもう少し綺麗にした方がいいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 北光パークのトイレの関係のご質問です。経過等については、今お話のあったとおりでありまして、あの周辺に残してございます銀河線のレールにつきましては、活用の際には膨大なお金がかかる、安全対策が必要であるという判断から、町としてはあの辺の周辺整備については一時凍結をすると、現状のままにするという結論をご報告申し上げます。

それで、今ご質問のあった公衆トイレなんですが、管理につきましては週3回程度清掃をさせていただいてまして、衛生上は綺麗だというふうに認識はしています。ただ、汲み取り式でありますので、やはりいくら綺麗にしても臭いがするといったようなことから、今お話ありましたとおり、置戸の市街地への入り口部分にある公衆用トイレでもあるので、ぜひとも綺麗にしてほしいというご意見はずっと伺っていました。私共として、いろいろと検討を重ねている部分についてお話申し上げますけれども、その結論をさせていただいたのは一昨年の12月でございまして、12月の議会で報告をさせていただいております。その後、昨年の3月に一度そのことをもって、あそこのパークの管理者であります開発局の方と一度協議をしましてまいりました。その後、雪解けの6月に現地にも来ていただきまして、現状を見ていただいた中で、例えば、現在は駐車場用地の一段高い縁石上のところに実はトイレが建っているんですけども、現状のスペースを利用して、例えば、色を塗り直すとか多少中身を直すということであれば、問題がないというか、そんなに経費もかからずできるんですけども、直すとなれば、こういう時代でございまして、いろいろとバリアフリーのこととかいろんなことを想定してまいりますと、どうしても現状の用地では奥行きが足りないっていう、ちょっと簡易的な図

面なんかも描いたりしました。そんなことがございまして、さらに、例えば、どの程度前出しができるのかということ等も、技術的なちょっと図面なんかを引いてもらった結果として、最終的な向こうの判断といたしましては、現状の中でいくら前出しをしても、30センチ程度以上はできませんというお答えを頂きました。これは、置戸側から北見に向かって大型トラックが、北見側の入り口から中に入るっていった場合に、一定程度の入り口の幅ですとか奥行きを確保していないと回りきれないというようなことがありまして、その辺を確保するとすれば現状の中では難しいという判断でございました。

従いまして、本当にあの場所に新たなものをとを考えていくとすれば、新たな課題として、その間口部分の拡大っていいでしょうか、ちょうど入り口の角に水銀灯も建っているんですが、これらなんかも撤去した上で間口を少し広げて前出しをしていかなければならないような状況がございまして、これはルール上原因者負担ということになってますので、これらも考えた時は、単なるトイレの建物のことだけではなくて、それらも含めたこともきちんと考えた上で対応を決定していかなければならないなということで、現在そこまでの段階でいろいろ協議を進めて、今後の方向性については、これからいろいろとまた協議をしたいなというふうに思っている現状にございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 畜犬対策等に要する経費の委託料の野犬掃討というところで、去年は1月末で12頭の実績ということでありましたけども、27年度の実績についてお伺いをします。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 27年度の野犬掃討等の実績ということでお答えしたいと思います。予防接種ですが、登録頭数が190頭。新規登録数が17頭。注射頭数が145頭となっております。次に、野犬掃討の実働日数でございますが、27年度、30日。野犬捕獲頭数が8頭。野犬係留日数が45日となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

121ページ、122ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

123ページ、124ページ。

5款労働費、1項労働諸費。6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

125ページ、126ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

127ページ、128ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 一番下のグリーンファームの利子補給なんですけど、20万円を予算見ているわけなんですけど、当初年度の借入金に対して利子補給するということなんですけど、この利子補給というのは、2分の1とか100%とか、あと期限が何年とか、そういう交付要綱はどういうふうになっているのでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 置戸町の農業生産法人の補助金の交付要綱で見えておりますが、すいません。交付要綱置いてまいりまして、正確な限度額と年数と決めておりますが、後程回答させていただきます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

129ページ、130ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 勝山ふれあい農園管理に要する経費。また観賞用のひまわりを植えるというような説明でしたけども、もうそろそろひまわりじゃなくて違うものにしませんか、課長。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 議員の方から、ひまわりでなくてというご意見いただきましたが、一つにはふれあい農園借り手も段々減ってきてということで、道道沿いの前の区画、2区画、約6反ぐらいになると思うんですが、その区画は毎年景観作物ですと。第1点としては、未利用の畑の雑草対策ということ含めて、それと、ゆうゆ、来年3月下旬、4月まで休業であります、道道を通過して鹿の子沢、おけと湖に通過されるお客さんのおもてなしということでひまわりを、そして緑肥をということで計上させてもらっております。前に、いろいろフラワーシステムでいろんな花の咲く種を植えたりということもしましたが、雑草対策等含めて、ひまわりでいかしてほしいなと、ひまわりでいきたいというふうにさせていただいておりますので、ご理解ください。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

131ページ、132ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 12節の役務費のところ、手数料、汚泥の汲取り料が昨年よりも随分金額が増えているということなんですけども、その内容についてお知らせください。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 交流センターの浄化槽の汚泥汲取り手数料、昨年度より90万5,000円増えていると。それですね、27年度、コテージの5人槽3基と6人槽1基、全量汲取って養生してと。それで、ゆうゆ本体の480人槽の方が我々も休業での汲取りの予算見積もりの甘さもありまして、ふたを開ければ、本体の方の汚泥量が非常に多くて手戻りにならないように、減水ポンプ槽と流量調整槽の汚泥だけという形で、本体の接触ばっ気槽、沈殿槽の汚泥は、28年度に見越したということであります。そういう形で27年度で量測りまして、今年度は150トンという形で480人槽、本体の汚泥の汲取りを整理するという事で増額になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

133ページ、134ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

135ページ、136ページ。

質疑はありませんか。

2番。

○2番 澁谷議員 16番の原材料の関係よりも、昨年のぶどうの収量お知らせしてほしいのですが。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 平成27年度のぶどうの収穫実績というご質問です。セーベル等の白混合で134キログラム。アムレンシス等の赤混合用82キログラム。ジーガレーベが16キログラム。山ぶどうが283キログラムの合計515キログラムとなっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 今の関連なんです、説明で苗木のところで、ジーガレーベの苗木250本。それから、アムレンシスが250本というふうにありましたけども、今後、現状のジーガレーベの収量では、なかなかワインに繋がらないし、非常に作りづらくて難しいと。そんなこともあって、今後アムレンシスに特化してというようなお話でありましたけれども、この分は従来から委託していた分の苗木の250本というふうに理解してよろしいんですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 はい、そのとおりでございます。一応、前年度で北海道ワインさんの方には、ジーガとアムレンということで、ジーガも置戸から持って行って接木しております。それで先週、3月7日ですか、北海道ワインさんから連絡もらってまして、今年もジーガレーベの接木も生育しているというようなことで連絡が入っております。それで先般、町長一般質問でも言っていますが、この更新の方遅れてますが、次のぶどう棚の更新時には、白ぶどうの品種とも北海道ワインさんをご相談して検討して、置戸に適した品種に替えていこうというようなことで考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。
(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。
137ページ、138ページ。
質疑はありませんか。
(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。
139ページ、140ページ。
質疑はありませんか。
4番。

○4番 佐藤議員 道営土地改良事業に要する経費の中で、分担金に直接ではないんですけど、道の方でパワーアップ事業については、平成27年度で終了ということが約束っていうか、そういう状況の中できてたということなんですけど、今回のTPPの対策で、新聞記事だったんですけど、高橋知事が、更にパワーアップ分については5年間延長するという、そういう記事が載っていたんですけど、これには当然市町村も絡んでくるので、置戸町としても新たに28年度から5年間ということで、こういった道営事業に対するパワーアップ事業がそれに道と足並みを揃えて5年間事業を進めるという、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 議員のおっしゃるとおり、置戸町としても議員言われるとおり、5年間の時限で参りましたので、北海道がコストパワーアップという形で、名称は食料供給基盤強化対策事業補助金から農業競争力強化基盤強化特別対策事業補助金という形で変更になってますが、置戸町としても農家受益者負担7.5%守るために継続して実施してまいります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。
(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。
141ページ、142ページ。
2項林業費。
質疑はありませんか。
(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。
143ページ、144ページ。
質疑はありませんか。
(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。
145ページ、146ページ。
質疑はありませんか。
(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

147ページ、148ページ。

7款商工費。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 前田議員 商工業振興に要する経費の中の貸付金の利子補給になりますが、50%利子補給だ
ったと思いますが、設定利子のパーセントはいくらに設定されていますか。教えていただきたいと思
います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 利子の補給につきましては、設定利子50%ということではなくて2%を超えた
部分のという制度でやっております。その中には、保証協会の保証料含んでというような形になって
おりますので、北見信金さんに預託してというような形で実施しておりますので、長期プライムレー
ト等を基本に利率の方は設定しておりますが、どうしても運転資金の借入れが主で、設備投資の資金
等が減少している実績等を勘案して、前年度より減額しての計上になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

149ページ、150ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 おけと湖周辺の関係で、ちょっとこのあれには載っていないんですが、最近のメモ
リーハウスの状況ということで、かなり老朽化というか傷みが激しい状況になってきているというこ
とで、これら今後どのような対策を検討しているのか。場合によっては解体して更地に戻すと、そう
いうことは考えていないのかお聞きします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 メモリーの老朽化というようなことでございます。ご存知のとおり、メモリーハ
ウスの宿泊棟部分、林業構造改善事業での林業者休養福祉施設ということで補助金を借りて建ててい
るという関係で、そういう関係も含めて、一昨年から振興局、林務課等が整理をしておりますが、老
朽化が著しくてというようなことで、今年もちらっと屋根の破風部分が、今雪載ってて分からないん
ですが、ちょっと壊れている状況等ございますが、一昨年の総務常任委員会の方でもお話をさせてもら
ったと思うんですが、補助金の関係ですね、道振興局と整理して、やはり今もおけと湖周辺の委託業
務の中で、中に誰か入っていないかっていうのは、5月から委託期間の間は見てもらうようにはして
いるんですが、そういうようなことも含めて安全対策等含めて、その辺、補助金関係の整理をしな
がら安全に管理できるような方向で検討を進めていきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 その上の方に街路灯の運営事業補助金ってありますけども、一つは去年からLED

の取り替えをやって料金がどのぐらい減っているのかということと、まだ、町内で大分取り替えていない所があるように聞いてますけども、その辺についても2つお願いいたします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 27年度の電気料の実績としては486万1,467円ということで、26年度の実績と比較しますと、26年度が556万4,000円ということで、70万2,000円程度減額になっています。それでは灯数の関係でしたが、平成26年度には北電柱共架の100ワット契約のものの132灯と、平成27年度に9月補正合わせて179灯実施させてもらってまして、今残っているのが143灯。平成28年度、今回組ませてもらったのが、道道沿線、どうどうさんが道の建設管理部の方とも置戸町進めているんでということで、一昨年からどうどうさんもという要望はしてきたんですが、道道の方やはり数が多くてということで、順番いつくるか分からないということがあるんですが、道道沿線の分は29年度に回して108灯。それと道道分合わせて143灯が残っているという状況です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤委員 その上の商工会の補助金なんですけど、聞き漏らしたかもしれないんですが、前年度より260万円ほど増額になっておりますけど、その増額の理由っていいですか、何か具体的に既存の事業に対する上置きだとか拡充だとか、そういった理由があつてのことかどうか。その辺の内容についてお知らせください。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 まず一つには、商工会職員の給与等の町の補助金、商工会の職員、道の職員に準拠してということで、昨年まで道の独自削減を商工会の職員もされてたというようなことも含めて、職員の給与、手当、福利厚生合わせた人件費の町補助金で84万2,000円の増額。それから少子活性化事業として実施しています、特・得商品券事業。これは通常500万円ですってやっていたんですが、100万円アップの600万円ですってスタンプ会含めて負担も増えるんですが、27年度プレミアム商品券事業ということもあつたんですが、今回特・得の方でスタンプ会と連携して活性化事業の上置きとして100万円と。それから商工会としては管理費になりますが、パート職員1名の配置分として85万円の増額というような内容になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

151ページ、152ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 公園管理に要する経費、南ヶ丘公園のことですけども、本来であれば一般質問か何かでしてぐらいの大きな話なのかもしれないんですけども、今、非常に公園自体が傷んでいます。魚がいる池の辺りも車で行けるような状況じゃないくらい上から水が流れてきてたりですとか、あと、昔うさぎ飼ってた辺りで下の部分も、もう4駆の車で行ってもはまるぐらいな状況になってます。桜の次

期もきますけども、本当に桜を見るような公園っていう雰囲気にはなっていない状況ですので、昔でしたら専従の職員っていかパートの方々がいて整備してたっていう時もありましたけども、今そういう状況じゃないので、なかなか難しいっていうのも分かりますけども、ぜひ一度確認していただいて、多少なりとも直営でも管理、整備していただきたいなというふうに思いますけども。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 議員から言われたことにつきましては、昨年の置戸地区の地域懇談会の方でも、池の周りだとか折れた枝の整備等と。折れた枝の整備等はやっているつもりだったんですが、なかなか委託の中で追いついていない部分もあるのかなというふうに思います。そんなこと含めて議員から言われたように、若干ですが委託料の方も7万円ですが、環境周辺を見ていただく日数も増やせると思いますので、それら含めて現場確認しながら、施設整備課の直営事業等お願いしながら、できるものから整理してまいりたいというふうに考えています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

153ページ、154ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 若者交流センター管理に要する経費なんですけども、基本的に、長期、短期という形と宿泊施設という形で利用されていると思いますけども、これも本当にここで予算のことだけで課長に答弁もらうっていうのもそんな簡単な話じゃないのかなと思いますけども、長期で入っている方、役場の職員もいると思います。その辺りの改善ですとか、もう少し宿泊施設がないっていうような状況を考えたら、お客さんが普通に泊まれる状況とかっていうふうに将来的にはしていった方がいいのかなと思いますけども、課長どうお考えでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 若者交流センター管理の立場として現在の利用状況から言うと、3月までちょっと3月見込みありますが、長期の利用者が12カ月で割ると17.6、23室あって、グレードアップした部屋が3部屋、そういうような形で、空き室がそれを抜くと2部屋ぐらいしかない状況ということで、長期利用が非常に多くなって、27年度は100周年効果というか短期利用も計画より増えてということになってますが、そういう意味でいくと、単身者の住宅政策については、私の立場では言えない部分ありますが、今この現状を考えると長期利用の部屋を減らして、観光客、お客さん用の宿泊施設にすると。それを増やすというのは、現状を考えると非常に厳しいのかなというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

155ページ、156ページ。

8款土木費、1項土木管理費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 夏まつり人間ばん馬大会、40周年ということで何か企画されているのか、検討されているのか伺います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 本年は、おけと夏まつりの人間ばん馬大会の40回記念ということで予算説明でもさせていただきましたが、記念誌の発行。30回の際には、DVDという形にしたんですが、やはり映像も大事ですが、やっぱり40回の節目は記念誌ということで発行を企画しております。

それと、記念事業としまして、ちょっと昨年大変好評だった、子供さん連れの親御さん方も楽しんでもらえる子供のコーナー、ふわふわどんだったんですが、それら含めてそういうような家族連れ対象のような記念事業を計画したいというふうに考えています。

それと、40回の記念の品物ということで、記念品をとということで、以前はポロシャツとかキャップというようなこともあったんですが、町長査定等含めて、記念品については、選手、それからスタッフだけでなく、40回続いてきたのは来てくれるお客さんがあってここまで来たんだろうということ含めて、来場者、来ていただいたお客さんも含めた記念品をとということで、中身としては決まっておりますが、ちょっと人間ばん馬部会の商工会青年部中心となって検討している段階でございますが、そういうようなこと含めて、約430万円ほど予算をいただいております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 観光協会の補助金の中で、管内の広域観光の連盟に観光協会を經由して置戸分の負担金を払っていると思うんですけど、大よそどの程度の負担金か、分かれば教えてほしいのと、僕がいつも気になるのは、女満別に行ったら必ず誰か迎えに行った時、あそこのカウンターに各市町村の観光パンフが置いてあるわけですね。そして、必ず自分の町の観光パンフがどんなふうになっているかって見るんですけど、いつ行っても置戸の観光パンフがないように思っているんです。前も話したことあったんですけど、広域的にあそこに置かせてもらっているんだと思うんですけど、少なくともゆうゆは今休んでいるとしても、置戸には置戸のまだいろいろな、鹿の子沢中心とした観光地だとか、鹿の子ダムだとかいろいろ宣伝する観光地はあると思うので、その辺の対応をですね、ちょっと目配りが足りないのかなという気がしますけど、その2点ですね、お願いします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今、女満別空港の観光パンフの件、以前にも言われてということで、大変他力本願なんですけど、空港とかオホーツク観光連盟の方から委託して、なくなったら連絡いただいて送ったり、網走に行く人間に持って行ってもらったりという対応はしているんですけど、ちょっとお願いばかりになっていて、佐藤議員見られた時には、いつもないという状況になっているというようなことで、議員言われるとおりに、その辺については注意しながら対応してまいりたいというふうに思います。

それと観光協会の負担金なんですけど、すみません、私、今観光協会の総会の議案持っていなくて、総額なんですけど、道とオホーツク観光連盟、それから東北北海道ですか、含めて32万円ということで、

ちょっと細かい内訳持っておりません。後程ご説明させていただきますが、負担金としては、32万円というふうになっています。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 この32万円っていうのは、一時的に今年2年目になるんですけど、ゆうゆが休むということで、これの基本的には休止している部分については、広域観光の部分については、減額されてもっているというか配慮されているかどうかお聞きします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 ゆうゆの休業でという部分で、パンフなんかも全体で作っているパンフにも、休業中というようなことも入れてもらったり、外してもらったりしていますが、ゆうゆがなくなったということで負担金が減額しているというふうに、減額はしていないと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

157ページ、158ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

159ページ、160ページ。

2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

161ページ、162ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

163ページ、164ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 備品購入費のところ、除雪トラックを今回格安で購入という話がありましたけども、それについての経緯をお知らせください。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 経緯といいますと、昨年、一昨年ですか、北海道の方から払い下げ車両がありますということで各市町村の方に通達がありまして、その中から手を挙げる、各自治体で手を挙げて要望聞き取りという形になっております。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 きっと多くの市町村からというか、町村から手が上がったものだと思いますけど、上

手く置戸に当たったということですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 そのとおりでございます、現在も隣町の建設会社の方で走っている車両でして、実際のところ写真も見ております。説明の時に申しましたとおり、状況としてはかなりいい車体です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

165ページ、166ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

167ページ、168ページ。

3項河川費、4項住宅費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

169ページ、170ページ。

9款消防費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 170ページの一番上段の町営住宅管理に要する経費の中の修繕料についてお聞きしたいと思います。

今回この修繕料については、大美、それから林友団地の方の修繕を主にということで聞いてますが、去年、決算委員会で時間がありませんでしたので、若松の第7団地、一番老朽化している団地なんですけど、そこを参考のためにぐるっと回ったんですけど、非常に屋根とか傷んでいるということで、たまたまそこにいる住民の方と話して、どうなんですかって話したところ、何か突風で、強い風で屋根が上がったりなんかして修繕が必要だということがあったんですけど、それを役場の方に連絡してまわってということだったんですけど、もうここ古いし、いずれは引っ越しになっちゃうので特別は言いませんという話でした。多分、その後、役場の委員の方が役場の担当の方、施設整備課の担当の方に伝えたと思うんですけど、状況をですね。確かに、古くなって次の建て替えになると思うんですけど、入っている方はそれなりに家賃を払って、そして町営住宅の住民としてここで生活しているわけですから、もう少し目配りというか配慮が必要ではないかと思うんですよね。それなりに巡回なんかはしていると思うんですけど、その状況を見て、ある程度そのことを配慮していただきたいということと、あそこの柵周りっていうのか花畑、鉄骨というか鉄骨アルミか何か造っているんですけど、1軒1軒ね。それが錆びて曲がっていて非常に見苦しいっていうか、そのことも頭にあったんですけど、もう少し何とか入っている住民の方の気持ちっていうのを察してやれないものかなと思って、そういうふう感じてきたところです。

今回の300万円の中に、そういった第8団地の多少の修理だとか、壁の塗り替えだとか、そういったことも配慮されているのかどうか。あるいは今後、前回そのことがあったことによって対応したのかどうか、屋根をです。そのことについてお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 第7団地の若松の高校側の屋根の関係だったかと思うんですけども、それにつきましては、緊急といいますか、いくら建て替えだとしても、そういう部分につきましては修繕かけております。それと、ほかにもドアの不都合とかもあつたりした時についても、こちらの方で修繕をかけて対応しております。それと、修繕料の300万円についてなんですけども、一般修繕200万円のほかに、大美の屋根の部分の補修とか、林友の車庫の部分について100万円追加で考えております。あと、高校の方の若松の柵につきましても、ちょっと危険なこともありまして撤去しているところがございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 高校の下ですね、その一番古い団地のとこの屋根については、その後、修繕っていうか対応したということによろしいですか。それともう一つ確認しますが、柵、鉄骨で造っている柵については、取り払って何らかの措置をするっていう、そういう対応を考えているということですか。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 取った状態になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 15節の工事請負費の関係なんですけども、今、3棟6戸建てるということなんですけども、一つは、坪どのぐらいになるのかということと、それから、からまつだとかとどまつですね、どういうふうに3棟6戸をやるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 公営住宅の建設につきましては、28年度につきましては、2LDK4戸と3LDK2戸を予定しております、建設費につきましては、平成26年度に建設した部分につきましては、人件費の高騰等によりまして、建設費の上昇がかなり13%ほど見込まれております。その他に、地質調査を行いまして、現地の調査を行ったところ、平成25、26年に建設したところより、ぼつぼ側に向けて地盤のシーソーが深くなっている部分もありまして、2メートルから2メートル50ほどなんですけれども、杭までは必要ないのでありますけれども、柱上に砂利を地盤の補強する必要がありますので、その分の補強も加算した工事費となっております。工事費につきましてはですけども、後程でもよろしいでしょうか、すいません。

○佐藤議長 しばらく休憩します。2時45分から再開します。

休憩	14時23分
再開	14時45分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、議案第11号の質疑の答弁漏れについて発言を許可します。

社会教育課長。

○今西社会教育課長 社会体育の圧雪車とスキー場のオープン次期の関係でございますが、当初の総合メンテナンスの次期が私11月下旬と申しましたが、誤りでございまして、12月の9日、10日でございました。その時に、油圧ポンプの不調が見つかりまして部品を発注しております。その部品が届きましたのは12月29日。ですが、届いた部品も不良品ということで、また再発注をしております。ただ、この時に圧雪車の方は万全な状態ではありませんが稼働は可能な状態でございます。通常のスキー場の圧雪作業も順次行っていたということでございます。雪不足のため、年が明けて1月の5日、6日、この2日間に施設整備課をお願いをしまして雪の搬入をしております。その雪の搬入をした雪を圧雪車で雪面に押し上げて整地をするということで、圧雪車も稼働しております。1日再点検の日を設けまして、1月8日からオープンということに至ったということで、あと、圧雪車の油圧ポンプの関係ですが、実は、多少障害があったということで、1月14日、15日、改めて不備が出まして稼働できなくなったということで、2日間圧雪車の不調のためにスキー場の運営を休んだということになっています。その後、応急処置をしまして、16日以降はスキー場また開催いたしまして、圧雪車の部品については、1月25日に正式に修繕終わったというような形になっています。

○佐藤議長 ただいまの発言に対し質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 次に、議案第32号の答弁漏れについて発言を許可します。

産業振興課長。

○坂口産業振興課長 初めに、置戸町農業生産法人事業支援補助金交付要綱の事業運転資金利子補給ですが、経営開始から5年間になります。利子補給は2分の1以内で、限度額が33万円というふうになっています。なお、制度資金は除くということになっております。それともう1点、商工費の負担金の関係であります。置戸町観光協会から上部組織への負担金の関係であります。27年度の置戸町観光協会からの負担金の歳出であります。置戸町暴力追放推進協議会の会費として2,000円、それからオホーツク観光連盟の会費として26万4,000円、北海道観光振興機構へ6万円、それから北見広域観光推進協議会に3万円、合わせて35万6,000円というふうになっております。

○佐藤議長 ただいまの発言に対し質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 次に、議案第32号の答弁漏れについて発言を許可します。

施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 公営住宅の建設費の坪当たり単価なんですけれども、地盤補強含めて70万6,000円を計上しております。その他に構造材としましては、とどまつ材の集成材を考えております。

○佐藤議長 それでは議案の説明、質疑を続けます。

7番。

○7番 小林議員 今、とどまつの集成材だけだというふうに聞いたんですけども、からまつは使わないんですか。

- 佐藤議長 施設整備課技監。
- 高橋施設整備課技監 25年、26年とからまつ使っていたんですけども、作業的にかなり硬い材質なものですから、釘とか刺さり具合も悪いものですから、施工面的には、とどまつの集成材でいきたいと思っております。
- 佐藤議長 議案に入ってますので、次第に従って進めますので、後程発言してください。
議案の説明、質疑を続けます。
(議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算)
- 佐藤議長 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算事項別明細書。
169ページ、170ページ。
歳出。8款土木費、4項住宅費。公営住宅建設事業に要する経費から。
7番。
- 7番 小林議員 今言ったように、とどまつ集成材だけが認証材ではないので、できれば、からまつのSGEC材も使ってPRする方はいいんじゃないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。
- 佐藤議長 施設整備課技監。
- 高橋施設整備課技監 単価的には、どちらも変わりありませんので、ちょっと内部で検討しながら進めていきたいと思えます。
- 佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。
8番。
- 8番 石井議員 北見地区消防組合に要する経費の部分なんですけども、参考までにお聞きしたいんですけども、今回、消防団員に対する年報酬が大幅に上がったと。これは近隣の組合、もしくはほかの地区の状況を踏まえた上での消防団員の報酬が上がったのかどうか。また、北見地区消防組合のオリジナルといいますか独自の上昇なのか、参考までにお聞かせを願いたいと思えます。
- 佐藤議長 総務課参与。
- 東総務課参与 この消防団員報酬の値上げというか改正の部分なんですけども、北見、それから網走、紋別、遠軽、それぞれ管内の情報を取りながら、勘案しながら北見地区消防組合の方で協議をなされ、この額としているところであります。
- 佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。
6番。
- 6番 岩藤議員 素人考えでお伺いします。実施設計委託料なんですけれども、公営住宅の。昨年ですか、専門の職員を配置したと思えますけれども、この実施設計というものは、委託しないとできないものなんじゃないかな。専門の職員さんで、例えば、同じような形態の公営住宅を造るのであれば、そんなに設計し直さなくてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。
- 佐藤議長 施設整備課長。
- 大戸施設整備課長 こちらで計上いたしました、実施設計料200万円なんですけれども、これにつきましては、29年度以降、ト部組さんの裏に建てる土地の造成及び取り付け道路に要する設計で住宅の設計ではございません。
- 佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 住宅の部分じゃないということは理解しました。とすると今後、例えば、公営住宅出てくる、または、ほかの建築物とかもそうでしょうけども、その辺りは設計料というのは、ある程度はかからないっていうふうに考えてもいいんですか。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 同じようなものであれば多少は変わらなくなりますけれども、特殊なものとかについては、1人の建築士だけでは難しいのかなと。団体が専門的にやっているところでないと難しいのかなと思いますので、違う種類になる時は、そういう委託料っていうのは出てくると思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

171ページ、172ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

173ページ、174ページ。

10款教育費、1項教育総務費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

175ページ、176ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

177ページ、178ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

179ページ、180ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

181ページ、182ページ。

2項小学校費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

183ページ、184ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

185ページ、186ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

187ページ、188ページ。

3項中学校費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

189ページ、190ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

191ページ、192ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

193ページ、194ページ。

4項社会教育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

195ページ、196ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

197ページ、198ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 愛タウンふるさとづくり事業に要する経費の中で、過去2年成果がなくて、今年から休止といいますか、7月に何か20周年の記念事業を予定していると聞きましたけども、どんな内容で行うのかお聞かせください。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 愛タウンふるさとづくり協議会の設立20周年記念式典ということを考えておりました、10年前に行いました記念式典と同様に、過去の地遊人の皆さん、それから愛タウンの役員の皆さん、地域の皆さんにご案内いたしまして記念式典を行いたい。その後、交流会も実施をしたいというふうに考えております。記念式典だけで終わらず、その前後に地遊人の皆さんで、ものづくりをされている方がいらっしゃいますので、その方々の展示会も合わせて行いたいというふうに考えております。それと合わせて、記念誌の発行を考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

199ページ、200ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

201ページ、202ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

203ページ、204ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

205ページ、206ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 森林工芸館管理に要する経費の中で、報償費の中で記念品等というところで、すくすくギフト24名分というところがあるんですが、これ所管はここでいいのかどうか、ちょっと違うんじゃないかなと思うんですが、この部分について伺いたいんですけども。所管が違うんじゃないかなということなんですけども。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 ただ今のすくすくギフトの報償費につきまして、所管が違うのではないかとこの質問でございます。すくすくギフトにつきましては、ご承知のとおり、平成25年度、オケクラフトの30周年記念事業の中の一つとして始まってございます。毎年、4月2日から4月1日までの間に誕生したお子さんに特別セットをお届けするというので、また、このすくすくギフトにつきましては、平成26年度から町が引き継ぎまして、新たに生まれたお子さんにプレゼントをしているものでございます。作り手20人がおりますが、2年ごとにメンバーを代えまして、デザイン等につきましても、その年の担当の作り手さんがデザインや種類等を考えてプレゼントするものでございます。オケクラフトの持つ魅力、それから、木の持つ優しさ、温もり、これらを伝えると共に、あくまでも

オケクラフトの普及、発展に繋げていきたいということを目的の一つに進めているものでありまして、森林工芸館の所管ということで実施をしてきているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

207ページ、208ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 共同工房管理に要する経費ということで、前年と大きく、需用費のところなんですが、消耗品費、燃料費、光熱費、総じて去年と大きく変わっていないんですが、4月以降、共同工房の利用者がいないというふうに聞いているんですが、それでも変わらないということよろしいですか。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 共同工房管理に要する経費に関するご質問かと思えます。議員おっしゃいますとおり、現在、工房くつろぎの佐々木寛之さんが利用してございます。佐々木さんにつきましては、拓殖の旧木村組さんのご自宅並びに事務所を現在のところ改修してございまして、3月の18日、明日でございまして、工房の方、並びにショップの方をオープンするというので、タイムス、伝書鳩等でご周知をされていることと思えます。この工房、ショップに関しましては、ご案内のところでございますが、現在、佐々木さんにおかれましては、引っ越し作業を随時行っております。お一人でこの間共同工房を使用されていたものですから、基本的には個人の工房、共同工房内にあります個人の工房、それからセンター部にございます共有スペース並びに共有の機械、これらを使用しているところでありまして、かなり後片付けにも時間を要するという状況が一つございます。

佐々木さんと話しましたところ、一応、3月の末日をもって退所したいという申し出が今のところございます。ただ、状況によりましては片付け具合によって、4月にまたがるという可能性も一つあるということ。それから昨年より一部指導体制を変更して行っておりますオケクラフト作り手養成塾、これの研修におきまして、森林工芸館の工房はのみならず、どま工房や共同工房の施設、設備を利用しながら研修を行ってきているという状況もございます。特に、共同工房には、共有スペースに丸鋸横切り盤という大きな機械もございまして、これは森林工芸館内の工房にはございません。機械ということもあって、それから広いスペースを活かした研修など、森林工芸館の中ではできない部分をカバーしてくれているという状況もございます。また、現在は3人の塾生が昨年より研修を受けてございますが、塾生の技術や知識の習得状況によりましては、2年を待たずして卒塾、その後、共同工房での生産活動という可能性も残されていることから、前年と同額の予算を計上させていただいているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

209ページ、210ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

211ページ、212ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

213ページ、214ページ。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 214ページの一番上の方に、クラフトのデザインの研究開発事業補助金というのがありますけども、どういうふうなことをさせるのでしょうか。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 オケクラフトデザイン等研究開発事業補助金の内容につきましてのご質問かと思えます。予算説明の中では、大まかな部分しかご説明していなかったものですから、もう少し詳しくご説明をさせていただきたいと思えます。

この補助金、今予定してございますのは、要綱に基づきまして施行するものと考えておりますが、基本的にはオケクラフトの振興並びに地域の素材や技術等を活かした新しいデザイン等の開発、これを主に積極的に推進するために試作品の製作、研究等に要する経費の一部を補助しようというふうを考えているものでございます。

従前は、新しいデザイン開発、それから塗料の開発等につきましては、森林工芸館内の行政の仕事ということで担当の専任の職員がいた時代もございました。現在の状況でいきますと、そういう状況にないということから、また30数年誕生から経過しまして20名の作り手さんがいらっしゃるということから、作り手さんたちにその部分の研究等をしていただく、この部分の一部を町として支援をしたいという基本的な考えでございます。

対象者につきましては、オケクラフト生産者でありまして、あくまでも1人ではなくて、2人以上の複数人で研究開発という場合について考えてございます。対象となる経費につきましては、原材料及び副材料に要する経費並びにデザイン開発に要する経費等でございます。補助事業の実施期間につきましては、1年以内、また補助金は対象経費の2分の1、50%としまして、あくまでも予算の範囲内ということで考えてございます。交付を受けるにあたりましては、通常の補助金と同様に関係書類の提出、申請、並びに実績、これらを求めるものでございます。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 仮に、デザイン優秀なものであったということ、そのデザインは工芸館のものにするんですか。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 失礼いたしました。あくまでもデザイン開発したデザインは、個人に帰属するものでありまして、その商品展開としまして森林工芸館に置いていただく、もしくは通常の流通販路

に乗せていただくということで考えてございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番。

○5番 阿部議員 公民館委員等に要する経費の中で、主事の3名、20万5,000円ということで、前年から見ると2万5,000円増額になっているわけですが、その根拠と、また行事等によって超過勤務状態になる場合があるかなというふうに思うんですが、その時の対応についてお伺いをしたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 公民館主事の報酬の増額についてでございますが、当初の説明の時にもお話ししましたとおり、月額18万円ということで従来やっておりました。その18万円の根拠といたしますが、退職者を想定して年金が受給される方ということで、18万円という賃金設定をしておりました。近年、ご存知のとおり、主事さん、60前の方も採用になっているということで、18万円という金額ですと、年額にしますと、生活等非常に不便を来すということもございまして、どの程度増額するのがいいのかっていうことはあるんですが、2万円ということで今回上げさせていただいております。合わせて、5,000円というのは、公民館と教育委員会もしくは中央公民館との連絡調整ということで、自家用車を使われるということがございますので、その分の交通費補填分というようなことで5,000円を増額させていただいております。

もう1点、超過勤務等の関係でございますが、報酬という性格上の超勤という整理はできませんので、その分は勤務の日数あるいは時間の調整ということで対応していただいております。休日に出た場合は、平日のどこかでお休みしていただくと、そういう形で調整を図らせていただいております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

215ページ、216ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

217ページ、218ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

219ページ、220ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

221ページ、222ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

223ページ、224ページ。

5項保健体育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

225ページ、226ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

227ページ、228ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

229ページ、230ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

231ページ、232ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

233ページ、234ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

235ページ、236ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

237ページ、238ページ。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費。12款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

239ページ、240ページ。

13款給与費、14款諸支出金、1項普通財産取得費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 給与費の中の手当てで、超過勤務のことなんですけど、去年の当初比として775万円の増ということなんですけど、去年っていうか前年度の部分が増額して補正して相当額補正しているんですけど、この超勤について実態としていろいろあるんだと思うんですが、まず現状として特定の人が非常に多く超勤をやっているという実態は聞いているんですけど、そういった中で、個人、特定の間人だけの超勤ということじゃなく、全体通して職場全体が超勤増えているということについては、ある程度理解するんですけど、特定の間人が大幅な超勤時間をやっているというそういう実態っていうのは、27年度の実態としてどんな実態になっているか知らせてほしいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 超勤の実態というご質問の部分と、平成27年が100周年という部分で大幅に増額させていただきました。説明で、24年度、25年度、26年度という実態が端数を切りますけど、24年度で2,335万8,000円、25年度で2,566万5,000円、26年度で2,542万8,000円と。この年を目指すというか、減らすという部分も含めて、今回10.5%上げていただいて2,400万円にさせていただきました。27年度は当初8.5%でありました。それで、実態として27年度の28年2月末までの超勤の特定っていうか、一部に偏っているっていう部分のご質問に対して、1,000時間以上が1人おります。それと500時間以上が5人。300時間以上が10人という、1人っていう部分でいったら、確かにおります。いろんな事情が前後したと思います。春先のいろんな新年度の事業とか、そういった部分が恒常的に繋がっていったのかなと思っております。

前回説明した時も27年は異常な事態という部分で職員にも捉えていただいておりますので、削減に向けて、これまでも実は平成25年に置戸町職員の超過勤務縮減対策として、時間外勤務の縮減に関する指針も作成して取り組んでまいりました。縮減に向けた環境整備、職員のコストの意識の醸成とか、特に管理職員の意識改革、そういった部分でノー残業デーの実施とか、超勤はあくまでも課長職が命令するんだよと。昨年、一昨年後半からは、10時以降はなるべく超勤はしないようにということで庁舎の退庁、夜警員が退庁する時には、よっぽど勤務しないと駄目な時は、事前、事後に課長の承認を得て鍵を預かるとか、ただ、残念ながら27年度は、やはり10時以降にかなり超勤をしたというのが実態であります。今年度は、それも含めて改善に努めていきたいと思っております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 全体的に27年は、100周年だとかいろんな事業が重なって、そういった事情というのは想定はされておりますし、その実態だと思うんですが、ただ一つ驚きなのは、1,000時間を超えるっていうか、その方が1人っていうのは、非常に異常な事態だと思うんですが、この方は、この部署っていうのは、その人一人しか担当としていないのか。あるいは、その他に係がいるとか、そういった実態の中で、係と自分を含めて超勤の配分はどうなっているのか。その辺はどういう体制になっているんでしょうか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 この実態につきましては、平成27年の4月1日までは、今いる係長と、経験年数5、6年の係が4月1日に異動になりまして、新採用の職員を配置したという経過があります。そういった部分で新人が覚えるまで、また係長がその部分被っていたというのが実態でなかったかなと感じておりますので、その中で言えば、課の中の連携っていうか、そういった部分も今後考慮していかないと駄目なのかなと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 相当係長が新人の職員だったんでということでの負担だったということなんですけど、ただ仕事っていうのは、新人であろうとベテランであろうと、いずれにしろ仕事を覚えてもらうということは同じだと思うんですね。そんな中での係長の仕事の仕方っていうこともあるし、全体的なそれを掌握する課長の采配っていうのもいろいろあると思うんですね。要は、この係長が1,000時間も仕事して、健康上のことだとか、家庭内のことだとか、そういったことを心配した時、どうなのかなっていうのが非常に先にたつと思うんですね。やはり何と言ってもいろんなストレス社会の中で皆さんいろいろ体調崩されている方もたくさんいると聞いておりますが、そういった中で1,000時間というのは、非常に特異な時間ではないかと思うんですね。現実的に新人の係員は、どれぐらいやっていたんですか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 係長1000時間以上やっている中で、新人につきましては100時間以下っていうか、69時間っていうのが実態であります。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 係員が10分の1っていうことなんですけど、どうなんだろう。それは、いろいろ考え方とか仕事のやり方はあると思うんですけど、係と係長が連携を取りながら仕事を進めていかないと、何のために係が配置されて、いずれにしろ係も仕事を覚えていかなきゃならないっていうそういう立場になっていくと思うんですね。そんな時に、自分がやることによって仕事が進むっていうことは分かるんですけど、ある程度仕事を任せて、それを覚えさせて教育していくっていうことも一つの係長の仕事だと思うんですね。ですから1,000時間と100時間とのギャップというのは、非常に驚きっていうか、それでは上手く係の中で仕事が回っていかないのかなという、そういう気がします。もっとやっぱり、何て言いますか、その中での係と係長の連携っていうのを考えていながら、ある程度任すところは任して、係長にしろ家庭もあるだろうし、いろんな事情もあるだろうし、そういったことを係に仕事を任させていかないと、合わせて1,100時間の仕事の量っていうのは1人にだけ被さっていくっていうそんな気がするし、何と言っても健康の問題が出てくると思うんですね。それで、家庭の方も、いつも主人っていうか係長が自宅にいないだとか、そういったことになって、過労の問題だとかそういったことが心配されますので、その辺のことを十分に配慮しながら、1人の人に過大な時間がいかないような配慮っていうか研究っていうか、そのことも必要だったと思うし、これが毎年、担当の方が1,000時間も続くわけではないと思うし、臨時的にそういうことがあるとすれば、臨時の誰か職員を採用してもらおうとか、簡単な仕事をそういった人にやってもらうとか、やはりそういう仕事の中身をいろいろ検討していかないと、その1,000時間っていうのは、

すごい特異な時間ではないかと思うんですが、その辺のことはいかがでしょうか。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 今、超過勤務の時間の関係で議員の方からもいろいろとご指摘をいただきました。まさにそのとおりのところは十分ございます。ただ、担当の者におきまして、部下の教育あるいは事業の推進、そういう中で時間を割きながら配慮、苦労しながらやっていた実態もあると。また、その課の中でも、ものによっては協力体制を十分に取ったり、あるいは課長からの指導もしながら、そんなようなことをしているわけでございますが、なかなか係長と係あるいはそういう中での時間を見ると、1,000対100時間というような極端な時間になってしまったのは現実でございますが、新人職員でございますので、なかなか一人前になるまでに時間もかかるというような、そんなこともあったりしたものですから、日中のうちは指導の時間に時間を多く費やしたというような、そんな実態もあるようでございます。

その辺については、担当の直属の課長含めて課の中の連携体制その他指示はしていたつもりではございますが、やはり仕事が段々、これは言い訳になるかもしれませんが、その部署、その部署が少しずつ仕事の内容が深くなりつつありますので、そういう中ではなかなか分担し切れない面もあったというふうなことを聞いております。ただ、議員から言われるように、この実態っていうのは、そのとおりでございますので、28年度以降、これらについては改善に向けて検討していきたいというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 最近の道新の記事、皆さんご承知かというふうに思うんですが、この部分については、いわゆる超勤の部分が対価として支払われなかったと。それによって、同じ部署で自殺者が2人出たというような記事が先般ありましたので、この部分、対価として支払われる部分については、これはきちっと整理をしてもらって、その分は労働に対する報いと、対価としてきちっと整理をもらいたい部分だというふうに思いますけども、今後に向けては人員の配置なり、そういう部分についてきちっと検討しながら適正な配置に努めて頂きたいなと、そのように思います。その記事の中でも、いわゆる町長がその部分について十分把握してなかったというような、認識していないというようなコメントも載ってましたので、その部分についてはきちっと町長も中身について認識をして頂いて、払われた対価については、これは仕方ないというふうに思いますけども、今後は、そういう適正な配置に向けてきちっと整理をもらいたいなというふうに思います。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 今、議員のおっしゃられたとおり、仕事をした対価、これはすべて出しているつもりです。ただ、例えば5時15分が退庁時間ですが、勤務時間の終了ですが、やはりそのところによっては6時とか6時半とか、そういうふうになるケースはありますが、そこら辺は別としまして、今日は超過勤務する日ですと。いついつまで何時間程度しなければ追い付きませんというようなことで担当課長に申し出てますので、それらについてはしっかりと支払いはされているということで判断をしていただきたいというふうに思います。また、このような事態というところでは私共非常に、先程来の答弁のとおりでございますので、28年度以降については、そのように十分配慮していきたいという

ふうに思っております。

ただ、思うような職員採用が今現在不足、予定より達していないという部分もありますので、その辺は少し工夫をしなければならぬというふうに思っておりますが、やはり原則は望ましいのは、ゼロに限りなく近い、超過勤務ゼロに限りなく近いというのが理想だとは思いますが、やはり行事等もございまして、それによって日常業務が少しできないというケースもございまして、何かのものは出ていくのは当然だと思っておりますが、それらについては極力、適正っていうか、適当な時間っていうのが何時間か分かりませんが極力少なくしていくような、そんなことは配慮をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。また、超過勤務の状況につきましては、毎月集計したものを、個人ごとのもの、あるいは集計したものを、それらについては町長の方まで確認をしていただいて、決裁という形で確認させていただいておりますことを付け加えたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 議案第29号のところで質疑をした方がいいのかもしれませんが、今年の4月1日から人事評価制度が導入されます。今回の超勤等々の部分が一例になるのかなというふうに思うんですが、そういう超勤者という方がどのような評価をされるのか。また、人事評価の導入については、評価制度の導入によって任用や給与、また分限、その他の人事関与の基礎となるということは、その評価によって賃金といいますか、給与費やなんかに影響が出てくるのかなというふうに思うんですが、そういった評価をしながら、また給与との兼ね合い等々、いろいろこれから難しくなってくるのかなというふうに思うんですが、人事評価の導入に伴う給与費への影響というものが考えられるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 議員に申し上げます。ただ今の発言は、議題外にわたっての質疑を超えていますので注意をいたします。答弁があればお願いをいたします。

総務課長。

○菅野総務課長 議員の思いとしては、超勤削減と人事評価という部分と、それと期末勤勉手当とか今後の昇給にどのような形になっていくのかって質問かなと思っております。そういった部分で、まず超勤の削減って視点で考えた時に、職員の意識付けが一番大事かなと私は思っております。そういった部分で、正直言って、きつくすればするほど職員は残業を持ち帰ったり、そういった部分で萎縮してしまう可能性もありますし、無駄な残業だって決めつけちゃうと、職員のモチベーションも下がっていくんでないかと、そういった兼ね合いもありますので、そういった中で、4月1日からは人事評価って部分でいったら、課長職がまず職員と期首での話し合い、今年度の仕事に対してのローテーションとかそのやり方とか、そういった部分で人事評価ってものが今度形としてやっていくことになっていきます。

今までは単に、課の職員集めて今年の、うちの課のあれはこうだとかってそういうミーティングをしている課もあります、課長も。それが今回、4月1日からはちゃんと人事評価の一つとして一係と全係ですね、面談を進めて仕事をしていきなさいと。そうした中では、やはり仕事の効率化って部分では、時間の管理っていうかマネージメント意識も持っていただけるように話を進めていくのかなと。管理職としては、当然それを意識しながら部下に対して仕事を指導していく立場だと思っ

ています。超勤するんじゃなくて、効率よく部下を指導しながら仕事をしていく、そういった部分でお互いに仕事の効率化、最後は住民のために、住民サービスのために向かって仕事をしていくということで、先程、期末勤勉っていうのは、いずれにしても4月1日、課長職も職員も初めてやる、ただやっていかなければならない。お互いに目的を持って行って、その後から期末とか昇給に影響する部分は検討していきたいという思いで進めております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

241ページ、242ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 15時48分

平成28年第2回置戸町議会定例会（第6号）

平成28年3月17日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第33号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第34号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第35号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第36号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第37号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第19号 置戸町行政不服審査会設置条例の制定について
- 日程第11 議案第20号 置戸町行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 日程第12 議案第21号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第22号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第23号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第24号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第25号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第26号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第27号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第28号 置戸町まちづくり基本条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第29号 置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第30号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第31号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 日程第23 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第24 報告第 2号 定期監査の結果報告について
- 日程第25 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第26 意見書案第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める要望意見書

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 1 8 号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 1 9 号 置戸町行政不服審査会設置条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 2 0 号 置戸町行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 2 1 号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 2 2 号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 2 3 号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 2 4 号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 2 5 号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 2 6 号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 2 7 号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 2 8 号 置戸町まちづくり基本条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 2 9 号 置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 3 0 号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 3 1 号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 日程第 2 3 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 2 4 報告第 2 号 定期監査の結果報告について
- 日程第 2 5 報告第 3 号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第 2 6 意見書案第 1 号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める要望意見書

○出席議員 (10名)

- | | | | | | |
|-----|-----|--------|-----|-----|--------|
| 1 番 | 前 田 | 篤 議員 | 2 番 | 澁 谷 | 恒 壹 議員 |
| 3 番 | 高 谷 | 勲 議員 | 4 番 | 佐 藤 | 勇 治 議員 |
| 5 番 | 阿 部 | 光 久 議員 | 6 番 | 岩 藤 | 孝 一 議員 |
| 7 番 | 小 林 | 満 議員 | 8 番 | 石 井 | 伸 二 議員 |

9番 嘉藤 均 議員

10番 佐藤 純一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	鎌田満	町づくり企画課長	栗生貞幸
総務課長	菅野博敏	総務課参与	東誠
町民生活課長	鈴木伸哉	産業振興課長	坂口博昭
施設整備課長	大戸基史	地域福祉センター所長	鈴木正美
施設整備課技監	高橋一史	総務係長	芳賀真由美
町づくり企画課財政係長	小島敦志		

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	蓑島賢治
社会教育課長	今西輝代教	森林工芸館長	五十嵐勝昭
図書館長	深川正美		

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口博昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野博敏（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	田中英規	議事係長	尾俊輔
臨時事務職員	中田美紀		

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、4番 佐藤勇治議員及び5番 阿部光久議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 本日の説明員は、前日のおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算から

◎日程第 8 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計

予算まで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算から日程第8 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算までの7件を一括議題とします。

前日に引き続き、議案の質疑を続けます。

〈議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、別冊事項別明細書の13ページ、14ページ。歳入から進めます。

2. 歳入。1款町税、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項町たばこ税、5項入湯税。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税。3款利子割交付金。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 たばこ税のところでお伺いをしたいのですが、確か説明では、健康志向とゆうゆの方の今休止にあることから販売がという話がありましたけども、ゆうゆの方今休止しているということですが、相当たばこの売り上げ等あったということでもよろしいでしょうか、今までについては。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 現実に、申告納付なのでこの部分がどう落ち込んだとか増えたとかっていうのは、実際数値化はできないですけども、大きな要因の一つとして、ゆーゆーの部分もあるのかなっていうことで押さえております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

15ページ、16ページ。

4款配当割交付金。5款株式等譲渡所得割交付金。6款地方消費税交付金。7款自動車取得税交付金。8款地方特例交付金。9款地方交付税。10款交通安全対策特別交付金。11款分担金及び負担金、1項負担金。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 9款交付税についてお聞きしたいと思いますが、普通交付税20億円の今回の算定ということで、国勢調査の人口減ということで相当厳しく絞り込んだ交付税の算定だと思っています。ただ、27年度の実績が、23億8,600万円ということで、それで比較しますと、16%強の減額を想定しているんですが、いずれにしろ年度途中での留保財源だとか、6月に政策的な予算が出るということで、その対応っていうことも考えての留保財源だと思うんですが、それにしても20億円っていうのは絞りすぎかなっていう思いもするんですけど、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 地方交付税の予算の計上額についてでありますけれども、今お話ありましたとおり、本年度の確定額というのは、23億8,600万円程度になってございます。それから差し引きますと、3億円以上の差があるということになるわけですけども、今お話ありましたとおり、骨格予算にしているということが、まず一つ大きな要因であります。本年度の普通交付税の言ってみれば見積額といいたいでしょうか、その考え方は、今一部お話もございましたとおり、国勢調査の人口が減るとか、あるいは、地方創生関連での予算がどのように交付税の中で算入されてくるのかっていうのは、少し不透明なところありまして、そういったことを割り引いて、22億円台に入ってしまうかもしれないっていう予想はしております。ですから、20億円の差でいうと、2億円から3億円の間ぐらいの留保をしているのかなという思いではおります。それから、6月の補正予算の話出ましたけれども、当然、骨格予算と言いながらも皆さんと共に一緒に議論してきている大型事業等も実はございまして、本来、当初予算に計上されますと、それらの財源として本来は計上されることでありますので、その辺のところでご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 この一般財源の交付税については、これから出てくる繰入金との兼ね合いがあると思うんですね、基金の繰入れ。ちょっと先に走っちゃって注意を受けるかもしれませんが、4億6,000万円の基金繰入、両方で相当な金額かなという思いがしてまして、6月の政策的な予算の時に、

多少の留保財源を見込みながらという話があったんですけど、何て言いますか、基金繰入れとの兼ね合いの中で、極力基金というのは、それを押さえるっていうのが原則だと思いますが、最終的に27年度の3月の今回の予算でも3億円の基金が全てゼロに戻して、19億6,000万円ですか、交付税の一般財源がそこで歳入としてなされ6,000万円程の、逆に繰越の繰入を逆に繰入したという、そういういろいろ最終的にはなったわけですけど、ちょっと私が言いたいのは、もう少し普通交付税に比重を置いて次の繰入金に、貯金ですよ、基金をね。その貯金の仕方をもう少し滑らかにした方がいいんじゃないかという、そういう思いで質問させていただきました。それに対する見解があればお願いしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 先程もお答えをさせていただきました。27年度の当初予算でお話ありましたとおり、3億円の繰入。これは財調と減債を含めてでありますけれども見込んでおりましたが、最終的には繰入をしないで予算積み立てで減債金にいくらか積むことができた。これはずっと考え方としてとってきているんでありますけれども、一つ減債基金や財政調整基金を入れるというお話は、5次総計の後期計画の実施計画の説明をさせていただいた時にも、やはりどうしても一般財源が足りなくなりますよというお話をさせていただいたと思います。その際も、5年間でもしかすると10億円から15億円ぐらいの基金は必要になるかもしれませんという、言ってみればこの5年間の中では、当初予算を組むにあたって、急にお金が足りなくなったということではなくて、計画的に財源が不足するという事の中で計画しながら予算に組み込んでいるという考え方で進めております。先程、6月との絡みもあるんですけども、お話ししましたとおり、基本的には政策予算という考え方になってまいりますし、財源としては主には、国や道の補助金や、それから適債事業であれば、起債を見込む、そして通常一般財源で残りの分を、通常は交付税ということになりますけれども、そんな形で予算計上を少し頭の中でっていうかトータルして考えた中での当初予算の計上になってございますので、その辺のところはご理解をいただきたいなというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

17ページ、18ページ。

2項分担金。2款使用料及び手数料、1項使用料。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

19ページ、20ページ。

2項手数料、13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

21ページ、22ページ。

3項委託金、4項社会資本整備総合交付金。14款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

23ページ、24ページ。

3項委託金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

25ページ、26ページ。

15款財産収入、1項財産運用収入、2項財産売払収入。16款寄附金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

27ページ、28ページ。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、2項基金繰入金。18款繰越金。19款諸収入、1項延滞金
加算金及び過料、2項貸付金元利収入。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 基金繰入金の中で、ふるさと銀河線跡地活用振興基金繰入金、57万2,000円
ですが、これについての歳出の対応する歳出ちょっと聞き漏らしたかと思しますので、その説明をお
願いしたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 ふるさと銀河線の繰入金の57万2,000円の部分につきましてご説明いたします。
歳出で、66ページになります。税等過誤納還付金として57万2,000円増額させて頂きました。
この金額につきましては、境野親交の新団地の分譲地、3軒を売払い済みですが、その内1軒が3年
以内に建設の見込みができないということで、売払い分を返していただいて増額された部分でありま
す。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

29ページ、30ページ。

3項受託事業収入、4項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

31ページ、32ページ。

20款町債。

続きまして、33ページ、34ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 地方債。

第2条 地方債は、議案の7ページ。第2表 地方債をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の最初にお戻りください。

第3条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

7番。

○7番 小林議員 歳入の18ページなんですけども、町営住宅の使用料が150万円ほど減っているのがあるんですが、その減った理由と。それから、22ページの、委託金の社会資本総合整備事業が2,000万円ほど増えてますよね。その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 減額になっている理由なんですけれども、現在、試算した段階では、平成27年12月1日での基準、入居者の基準で考えておりました、その額で大体95%を見込んでおります。また、平成27年は空き家が現在8戸ありまして、あと、高額所得者っていうか住宅料を高額に収めた方が3名退去されたということで、加味しまして予算を計上いたしました。続きまして、社会資本整備につきましては、まず、除雪費につきましては、例年通りの計上になっております。雪寒しての部分の120万円が交付金になっております。続きまして、橋梁長寿命化修繕に係る社会資本整備交付金といたしまして、8,400万円の7割、5,880万円が計上になっております。それと、公営住宅に建設の部分の事業費、補助該当します1億1,050万円の2分の1の5,525万円がそれぞれ社会資本整備交付金に該当になりまして、本年度、町営住宅、公営住宅の建設が増えましたのでその分で増額になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 14ページ、個人町民税なんですけども、その内の農業所得の部分なんですけども、2%の増額というふうに見込んでいるようなんですけども、27年産の置戸町の全体の農業収入は、初めて50億円を超えて53億円ということで、前年対比でも4億2,500万円くらい増収ということになっております。全体的に借入も、それから年末の組勤の整理においても非常に数字的にいい数字が、過去にないようなそういう数字が見られていまして、この2%の増額というのは、どうなんでしょうか。妥当と言えるのかどうか、その辺をお聞きしたいんですけども。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 農協等の方から状況等、予算編成12月の時にお聞きをしまして、いろんな各農家さんにも話を聞きながら、総じていいよという話は聞いているんですが、気持ちとしては過大に見込みたいというはあるんですが、当然、所得イコール上がっているからすぐ税額に反映するっていう。例えば、免税牛の免税ですとかそういった部分もありますので、一概に気持ちとしては、本当に10%、20%見込みたいところはあるんですが、これは確定をして課税計算をしてみないと何とも言えないので、例年、調定ベースでは当然上限ありますので、調定ベースでは上がるのかなという見込みはありますが、それとて課税計算をきちっとしてみないと分からないので、概ねこのくらいかなということで見込ませていただきましたのでご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

5番。

○5番 阿部議員 歳出の98ページ。19節の認知症対応型共同生活介護運営安定化事業補助金ですか、新規で150万円出ております。これについて説明いただきたいのと、扶助費の利用者の負担軽減事業助成金という形で、昨年135万円で、本年159万円ということで増額をされております。このことで利用者一人当たりどういった軽減をされているのかお伺いをしたいと、それと、22節の利子補給の関係でございまして、68万5,000円になっておりますけれども、借入金の残高、そして利率についてお知らせをいただきたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 まず1点目の、認知症対応型共同生活介護運営安定化事業の補助金の部分でございまして。これについては、昨年の6月の議会でもご提案し補正をさせていただいた分でございますけれども、平成27年度の介護報酬の改定によりまして、認知症高齢者介護グループホームについて影響が非常に出てきてございます。従いまして、基本報酬減収分の一部を助成するというところで考えてございまして、助成することによって利用者の負担の軽減、それから当該事業所の安定的な運営を支援するというところで、今考えていますのは、今の介護保険事業計画6期の計画の間、27年から29年でございまして、この間について助成をしていきたいということで予算を計上した分でございます。

それから、認知症の対応型の共同生活介護事業の利用者の負担軽減の助成補助金でございまして。これについては、昨年よりも増額を計上させていただいておりますけれども、介護保険の1号から3号の段階、低所得者非課税の方を対象にしてございまして、今の見込みを含めまして、平成28年度については、14の方が見込まれるということで、昨年よりも人数が増えてございますので、それらを含めて増額になってございます。

それから、老人共同生活介護施設の支援利子補給の分でございます。この分についての借入時の利率ということでよろしいでございましょうか。これについては、私の方で伺っているのは、借入した時の利率が2.75%ということで聞いてございます。考えていますのは、利子補給の対象としておりますのは、北見信用金庫からの融資で、融資総額が1億円を限度といたしまして、利率が3.5%以内のものを対象にして利子補給をしているということで、グループホームさんが資金を融資されたのは、2.75%というふうに聞いてございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番。

○5番 阿部議員 今、利子の話をいただきましたけども、残高についてお知らせいただきたいのと、最初にご説明いただきました、19節と20節の関係について、これは置戸の町単独でやっていることなんだろうというふうに思いますが、他所の町あるいは他所の施設でどういったことになっているか、分かればお知らせいただきたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 最初に利息の残高ということで、28年3月の末でございますけれども、返済の残高が末で、5,230万円程というふうな数字になってございます。

それから、先程の安定化事業の補助金、それから軽減事業の補助金については、今、議員おっしゃられましたとおり、置戸独自の助成の事業でございまして、管内的っていいですか、道内的な状況っていうのは、つかまえてございません。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番。

○5番 阿部議員 他でやってないということは、置戸はそれだけ豊かなのかどうか分かりませんが、求められればそれに応じるということで、こういったことがどんどん増えていくとどうということになるかというのは、容易にご理解いただけることだと思いますが、他所の、例えば、北見辺りでこうした施設っていうのは非常に多いわけですよ。そこで、どういった対応をしているかっていうことも考えずに、この置戸の事業者だけをどうにかするっていうのはいかがなものかなというふうに思うし、置戸から例えば北見のそうした事業所に入所されている方もいるというふうに思えば、ちょっと片手落ちなのかなというふうに思いますが、その辺どうでしょうか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 ご存知のとおり、このグループホームにつきましては地域密着型の施設ということで、置戸町の町民を対象にして利用いただいている施設でございます。株式会社でございますけども、高齢者福祉事業を積極的に展開されていると。加えて、認知症対応型のそういう事業所として置戸町としても非常に重要な施設であるということを考えて、いわゆる事業所の安定的な経営、それから入所される方の負担軽減、これをいろいろ検討した中での補助金の事業の展開ということでご理解いただきたいなと思っております。グループホームにおきまして、置戸町認知症型のグループホームについては一つでございます。北見においては、たくさん施設がありますけれども、介護報酬が減ればすぐ施設の、例えば、居住費なり、光熱水費が値上がりして利用者の方に跳ね返ってくるわけでございます。それを十分に検討した中で置戸町の、くどいようですけども、置戸町地域密着型の置戸町の施設として非常に重要だっということの判断でこういう事業を展開しているということですのでご理解いただければと思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員 そのことは分かりました。ただ、そこを町の方から勝手にそういうふうなことを実施しますよ、補助しますよということではなくて、求めてきているわけでしょ、いずれも事業者が。重要な施設だっということは分かりますけれども、株式会社っていうのはどういう目的のために組織

つくっているかという、あくまでも事業を展開することによって利益を求めていくというのが株式会社ですから、そう考えた時に、そんなもの求められて、そうですかっていってどんどんそういうことをやるっていうのはいかがなものかなと思いますし、この事業者は北見にもそういった事業を展開していると伺ってます。そのことも十分に考えてこうしたものを出しているんだということなのか、あくまでも町民に、分からないと思うんですよ、言わなかったら。皆がそういうふうなもの見た時に、どういうふうと思うかっていうことも十分に考えた上で補助を出していただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議員の方からそういうことでのご指摘もあるところでございますけど、株式会社っていう位置付けで利益が積み重なって、そういう経営状態であれば、私共心配するところではございませんけれども、非常に今苦しい状況、状態になっていると。株式会社でございますけれども、積極的な高齢者福祉を展開をやっている事業所だよと、そういう押さえ方でいろんな事業を、事業者からの要請もございましたけれども、そういうことで検討してやっているということでご理解いただければなというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 歳出でちょっと戻ります、44ページの番号制度導入に要する経費でお聞きしたいと思います。この負担金どうのこうのじゃなくて、金額じゃなくてですね、補正予算の部分で聞けばよかったんですけど、今、現状としてマイナンバーが各市町村で交付されているんですけど、我が町の、うちの今の現状として、そういうカードが通知されて、それに基づいて個人番号が登録されていると思うんですが、その登録の状況をですね、実態どの程度なのか、数字的にですね。あと、特に高齢者の方が非常に登録についてもいろんな不安っていうかそういったものがあるということ。それに基づいて各地域で説明会等精力的に求められてやっているということを知っておりますけど、そういった部分で、末端の市町村として現在の事情っていうか状況、一部機械的なトラブルもあるということ聞いてますので、総体的に今のマイナンバーの状況について、掌握している分について説明お願いしたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 現在までのマイナンバーの交付状況等についてというご質問だと思いますので、お答えをしたいと思います。まず、通知カード、紙製の通知カードでございますが、これは9月末の人口分で3,097人分。世帯にして、1,549通分を10月以降に地方公共団体情報システム機構の方から各戸に郵送をしております。それで、通知カードにつきましては、3月15日現在で、秋田地区1名、境野地区3名、3軒ですね。秋田地区1世帯、境野地区3世帯、置戸地区2世帯の計6世帯がまだ受領いただけていない状況であります。それ以外は全て受領済みということになっております。マイナンバーカード、個人番号カード、これから通称マイナンバーカードと表現するようになりましたので、マイナンバーカードというふうと呼ぶことにいたしますが、3月15日現在でマイナンバーカードの申請者、3月9日受付け分まででございますが282名、役場にカードが到着した分が196名、案内ハガキを送付しました件数が175名、交付を受けた方が115名の状況となっております。

ります。それで、マイナンバーの受領ハガキがすごく小さい字で書いてありまして、そのハガキの作成につきましては、情報システム機構の方で一括して作るものですから、その郵送経費を含めて交付金の中で交付をしているわけでございますけれども、見づらくて引き換えに持って来る書類についてもですね、非常に見づらいというお叱りを受けまして、3月3日の日からですね、町持ち出し郵送料になりますけれども、A4で大きくですね、引き換えに必要なものをきちっと記載して、ハガキを封書に入れてですね、分かりやすい方法で受領いただくようご案内をしているところでございます。

あと、マイナンバーの説明会の実施状況について若干お話をしたいと思います。勝山地区におきましては、1月28日に寿クラブの研修会ということで38名の中、研修会を実施しております。境野地区につきましては、2月11日、境野自治連ということで20名、置戸につきましては、置戸町の老人クラブ連合会文化交流会研修会の場をお借りしまして152名の参加のもと、2月24日に実施しております。秋田地区につきましては、2月16日、住民協議会主催ということで場をお借りしまして24名、計239名の説明会に参加していただき講習を行ってきたところでございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 これは新聞の報道でですね、どうも機械的につていうか装置で色々トラブルがあつてうまくいっていないということも新聞の報道で読むんですけど、置戸的には交付されて、そしてカードを順調に遅滞なくというか、故障なく作動しているって、そういうことで特段トラブルはないってということでよろしいですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 実は、カードエラーというか届いたカードをですね、役場の方で機械を使って確認作業をします。その際ですね、やはり1割ぐらいは読み込まないカードがあります。読み込まないカードをすぐ読み込まないという手続きをしまして、再発行の手続きを取ってますので、到着してから1週間程度、再到着まで1週間くらいかかるんですが、事前処理に結構時間がかかるものですから、そういった部分を、置戸の部分は1割ぐらいですけどもないことはないんですが、すぐ対応して交付に影響のない程度で処理をしていますのでご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第33号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第33号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の264ページ、265ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

266ページ、267ページ。

2項町税費、3項運営協議会費。2款保険給付費、1項療養諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

268ページ、269ページ。

2項高額療養費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

270ページ、271ページ。

3項輸送費、4項出産育児諸費、5項葬祭諸費。3款後期高齢者支援金等。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

272ページ、273ページ。

4款前期高齢者納付金等。5款老人保健拠出金。6款介護納付金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

274ページ、275ページ。

7款共同事業拠出金。8款保険事業費、1項特定健康診査等事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

276ページ、277ページ。

2項保険事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

278ページ、279ページ。

9款基金積立金、1項財政調整基金積立金。10款交際費。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2項繰出金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

280ページ、281ページ。

12款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

258ページ、259ページ。

2. 歳入。1款国民健康保険税。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 歳入のところで聞くのがいいのか、ちょっと不安な部分もあるんですが、この国民健康保険関連も、北海道の方で一括してというようなことに、移行していくというようなことになってると思いますが、それは、予定年度と、あとどういう形で進められていくのか、その辺り分かっていたらお知らせ願いたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 国民健康保険の都道府県化のご質問だと思います。北海道とですね、都道府県化につきましては、平成30年度より財政の部分につきましては、北海道が担当すると。現場で資格ですとか給付業務ですとか、そういったものは、各市町村で行うという、これからそういうルールになります。財源につきましては、道が一括処理をしますので、給付に必要な財源は交付金ということで全額補償されます。今、まだ正式には決まってませんが、概ねこういう方向で行くのであろうということでのお話になってしまいますが、道の方で、要は市町村の負担分、税金分ですね、国保税分ですね、国保税分をこれぐらい必要なので徴収してくださいという、標準保険料みたいなものが提出されますので、それを基に町の方で税になるか保険料になるか、ちょっとこれから議論になりますけども、町の方で徴収をして道の方に納付するというような形になります。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 平成30年度ということですので、まだ、全然中身確定していないことだと思うんですけども、今、各市町村でこの国保税の納入の回数ですとか、全部違っていると思いますけれども、その辺りも全部統一、北海道として一律同じになるということ考えてよろしいのでしょうか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 税になるか国保税になるか、それから納期がどういうふうになるかということは、まだ全然示されておりません。ただ、昨年、こういう制度が始まる前に、振興局で説明会があったときに、私もどのような形になるんだと質問してきたんですが、その時は、現状の市町村がそれぞれやっているスタイルでいくんでないかと、置戸であれば6期、それから保険料の積算についても4方式ということで、変わらず進むんでないかという話は、その時ありましたが、色んな新聞等見ますと、北海道から示される標準保険料が2方式って、所得割と均等割りですかね、そういう方式で、置戸の場合は所得割と資産割と均等割と平等割という4方式で課税していますが、北海道から出される標準の保険料の算出が、2方式になるか3方式になるかということもこれから議論されてますので、そういった部分も含めて、恐らく標準的な保険料が示されると、それに従って徴収をしていかなきゃならないということになりますと、やはり隣町と積算方法が違ってしまうと色々あるのかなと思いますので、そういうことも含めて、29年度中にですね、恐らく28年度、29年度、来年、再来年辺りに色々細かい議論がされてくるのかなと思ってますので、それを見て対応したいと思ってい

ます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

260ページ、261ページ。

3款療養給付費交付金。4款前期高齢者交付金。5款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。6款共同事業交付金。7款繰入金、1項基金繰入金、2項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

262ページ、263ページ。

8款繰越金。9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案へお戻りください。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に進みます。

第3条 歳出予算の流用。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

8番。

○8番 石井議員 ちょっと、どこの項目で質問をしていいのかというのが分かりかねますが、いわゆる町民健診ございますよね。国保に加入されている方の町民健診の受診率というのが分かればお知らせしたいのと、町民健診の際、国保加入者は、ある程度健診の際、自己負担が発生します。その自己負担が発生した部分でお支払いした部分というのは、雑入等に入ることなく、例えば、病院側というかそちら側の方にお金が行くのかどうか、その点お知らせをりたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 国民健康保険で実施しています、平成27年度の特定健診の受診状況でございますが、直近のもので、平成27年12月末で集計したものがございます。30代と40代から74歳までの健診を実施しておりますが、30代の健診につきましては、対象者105人でですね、受診者が12月末現在で33人、受診率が31.4%、特定健診40歳以上74歳までの方になりますが、対象者数が847人で受診者数が338人、12月末の受診率が39.9%というふうになっております。もう一点の費用の負担のご質問でございますが、受診費用相対で9,771円でございます。その内、自己負担が1,000円かかりますので、病院の方は町の方に8,771円請求をして、病

院が1,000円をご本人から徴収するという形になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第34号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第34号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の290ページ、291ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費、2項徴収費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

292ページ、293ページ。

2款後期高齢者医療広域連合納付金。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。4款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

288ページ、289ページ。

2. 歳入。1款後期高齢者医療保険料。2款繰入金。3款繰越金。4款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、2項償還金及び還付加算金、3項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第35号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第35号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の305ページ、306ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費、2項徴収費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

307ページ、308ページ。

3項介護認定審査費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

309ページ、310ページ。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2項介護予防サービス等諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

311ページ、312ページ。

3項その他諸費、4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

313ページ、314ページ。

6項特定入所者介護サービス等費。3款基金積立金、1項介護給付費準備基金積立金。4款地域支援事業費、1項介護予防事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

315ページ、316ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

317ページ、318ページ。

2項包括的支援事業任意事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

319ページ、320ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

321ページ、322ページ。

5款交際費。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2項繰出金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

323ページ、324ページ。

7款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

301ページ、302ページ。

2. 歳入。1款保険料、1項介護保険料。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。3款支払基金交付金。4款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。5款繰入金、1項一般会計繰入金。質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

303ページ、304ページ。

2項基金繰入金。6款諸収入、1項延滞金及び加算金、2項雑入。質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次へ進みます。

第3条 歳出予算の流用。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時38分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第36号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第36号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の333ページ、334ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款事業費、1項居宅介護支援事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

335ページ、336ページ。

3款交際費。4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。5款予備費。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

331ページ、332ページ。

2. 歳入。1款サービス収入、1項介護給付費収入、2項予防給付費収入。2款繰入金、1項他会
計繰入金。3款繰越金。4款諸収入、1項受託収入、2項雑入。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第37号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第37号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の349ページ、350ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

351ページ、352ページ。

2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

353ページ、354ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

355ページ、356ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

357ページ、358ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

359ページ、360ページ。

3款公債費。4款予備費。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 360ページの工事請負費9億円ですけれども、今年度ですべて終わるんですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 本年度の9億円かけまして、各施設、管路、浄水場及び各配水池を完了させる予定ではあります。ただ、これにつきまして国からの補助がまだ不透明な部分がありまして、その補助によると、もう1年度先に送る可能性もまだ残っていることは残っております。それであとは営農用水池地区ですか、中里、安住、北光、愛の沢につきましては、それぞれ次年度ずつという予定になっております。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 多少補助金の関係で遅れるという話でございますけれども、総体的に9億円も含めてどれぐらい事業費はかかったんですか、予定よりは。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 今までの総価格っていうんですかね、実施状況ということでよろしいでしょうか。平成26年度末までいきますと、8億9,900万円、約9億円。進捗率でいきますと32%となっております。工事委託の方につきましては、1億9,600万円、委託につきましては、ほぼ98%で終わっております。今年度27年度実施、まだ最終的になっておりませんが、ほぼ今年度の、新年度ですか、9億円を消化しますと事業費割でいきますと、ほぼ9割は完了する予定になっております。当初、どれぐらいっていう増加率っていうんでしょうか。当初予定出した時の状況なんですけれども、話を遡ります。平成18年度に簡水統合に向けて、事業を実施していきましようということとスタートしております。この時には、置戸地区と勝山地区の統合のみで、秋田については検討していなかったというような状況になっております。この時で概算事業費として、5億7,000万円。平成18年当時ですね。続きまして、平成21年度、留辺蘂の八方台の池が信用がおけないと、この時に再度統合計画を調査いたしまして、平成21年度の時の概算事業費が16億円というふうになっております。続きまして、平成23年度ですか、認可変更を行って置戸地区簡易水道ということで統合しましょう。この時に概算工事費が、約20億円というふうになっております。その後、何回かご説明したかと思いますが、物価の上昇及び消費税の上昇等あります。あと、各地区の営農用水池地区をどのようにカバーしていくか。中里、安住につきましては、本来的には既設の管に繋いで終わり。北光、愛の沢についても、既設を利用しようということと考えての20億円でしたので、それをまた再度見直しというんでしょうか、やはり、やるからにはというところがあります。それを

すべて管もやり直そうとしたところ、工事費にしましては、今現在28、29億円ですか、そのような状況に予定をしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

347ページ、348ページ。

2. 歳入。1款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。2款国庫支出金、1項国庫補助金。

3款繰入金、1項他会計繰入金。4款繰越金。5款諸収入、1項雑入。6款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 地方債。

第2条 地方債は、議案の3ページ。

第2表 地方債をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の最初にお戻りください。

第3条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の376ページ、377ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

378ページ、379ページ。

2款下水道費、1項公共下水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

380ページ、381ページ。

2項農業集落排水事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

382ページ、383ページ。

3款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

384ページ、385ページ。

4款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

372ページ、373ページ。

2. 歳入。1款分担金及び負担金、1項分担金。2款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。

3款国庫支出金、1項国庫補助金。4款繰入金、1項他会計繰入金。5款繰越金。6款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

374ページ、375ページ。

7款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 地方債。

第2条 地方債は、議案の3ページ。

第2表 地方債をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の最初にお戻りください。

第3条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

7番。

○7番 小林議員 379ページの13節委託料で、浄化センターの管理委託料が700万円ほど増えたんですが、増えた理由は为什么呢。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 ご説明申し上げます。ここの簡易水道及び下水道の各施設を、現在はウォーターエージェンシーに3カ年の複数年契約で管理委託を行っております。前回なんですけれども、平成25年に契約を行いまして、ちょうど来年度、契約の変更ということなんですけれども、その間、前回、平成25年度に契約した時の状況ですね、その時の平成28年の時の普通作業員の単価が、1万4,900円。すいません。平成24年度が1万1,000円です。現在なんですけど、1万4,900円ということで、人件費が約35%アップしております、そのことを人件費の高騰及びこの間の電気料、高熱水費を加味しますと、このような形で跳ね返ってきたということになっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

休憩	11時19分
再開	11時28分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

5番。

○5番 阿部議員 歳出の122ページの13節委託料についてお伺いをします。地下水の調査委託料ということで、55万9,000円の予算が計上されておりますが、調査の結果、現在の状況についてお知らせいただきたいと思えます。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 塵芥処理等に要する経費の委託料、地下水調査委託料、55万9,000円の実績ということのご質問だと思いますけれども、現在、調査をしている箇所が、モニタリング調査、勝山の処分場近くと置戸の処分場の近く2カ所を調査しているんですが、地下水の調査結果につきましては、ほとんどの項目において不検出というふうな結果が出ております。

○佐藤議長 ここで手違いがありましたので、改めて進めさせていただきます。

議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてから議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算までの21件を通して質疑漏れはありませんか。

8番。

○8番 石井議員 一般会計の歳出、174ページ。教育委員会事務局に要する経費の賃金、教育相談

員について少し詳しくお聞かせを願いたいというふうに思いますが、まず第1点目は、教育相談員たる方がどれだけの有資格者といえますか、資格者を据えるおつもりなのか。また、その人が当てがあるのかという点と、さらにもっと詳しい仕事の内容があればお聞かせを願いたいというふうに思います。副読本の編集もというような、結構多岐にわたるようなお仕事をされる方を216万円で雇うというか、ちょっとその辺の仕事量と賃金的な部分での納得がいくかいかないかという部分で説明をお願いしたいと思います。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 教育相談員についてのご質問かと思えます。教育相談員につきましては、3年前に神田先生をお願いしていたんですけれども、教育相談の内容といたしましては、保護者、生徒等から、また、学校職員等の相談業務を教育委員会の事務局に常設して、そこにいてもらって受けるという形になります。ただ、今回の教育相談員については、予算説明のところでも申したんですけれども、教育支援がメインになるかと思えます。今のところうちの方で計画しているのは、小学校4年生から6年生までの数学科を中心に、ティーム・ティーチングといまして、担任が授業を行っている間、教室を巡回して担任の理解、言っていることの理解がちょっと貧しいような方に横に寄り添ってアドバイスをする、そういうティーム・ティーチング方式で配置をするという予定をしております。一応、毎日教育委員会に出勤してもらって、その時間時間で小学校の方に移動をしてやってもらうと。残った時間で社会科の副読本をやっていたとという予定になっています。あと、資格です。資格につきましては、教員免許、今のところ小学校の教員免許を持っている方ということで、充てはあるのかという話だったんですけれども、今のところ1名当てがあって今回予算を計上したところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 議案第32号の平成28年度置戸町一般会計予算の中の98ページ。委託料、社会福祉事業支援に要する経費の委託料についてお伺いいたします。社会福祉協議会への委託料ということで、昨年度から見ると約3,000万円近く増えているというような状況になっておりますけれども、ここであえて福祉センター所長、鈴木所長に退職を前にしてということで一言ですね、この置戸町の少子高齢化の中でどんどんこれから福祉行政に対してのお金というものが出ていくという、そういうような状況を踏まえまして、鈴木所長どのように今後の置戸町のことを考えておられるか、その辺りお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 全体的に置戸町の高齢者の方の占める率というのは、この後も益々上昇していくだろうということで、在宅でお住まいされている高齢者の方の支援、それから各施設に入っておられる方への支援っていうのは、益々重要になってくるわけでございます。中でも、この後の事業の展開で、やはりお1人で住まれる方、高齢者夫婦だけの世帯につきましては、どうしてもそれに関わるサービス、緊急通報装置であったり、ホームヘルパーの派遣だったり、それから、どうしてもご自宅で生活、一時的にできない方については、そういう多機能的なサービスも必要となっていくわけでございます。それと合わせて老人の施設についても、都度入所者に合った、安心して生活でき

る施設、施設の方で安心して生活できる、利用者の方が安心して生活できる、そういう施設に改善していかなければならないということで、非常にこの後も皆さんのご意見をいただきながら、置戸の町民の皆さん、それから利用される方含めて、いろいろとその内容を検討して進めるべきであろうというふうに考えているところでございます。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 鈴木所長にあたっては、昭和49年に入庁されたということでございます。41年間、本当に福祉畑を中心に置戸のために頑張ってくられたんだというふうに、今の質問に対してのご意見で理解したところでございます。退職後も、これからもご指導の程お願いしたいというふうに思います。

続きまして、同じく一般会計の予算の中で、156ページ。負担金補助及び交付金というところで、置戸町観光協会補助金280万円についてお伺いいたします。280万円は、100周年記念事業が終わって例年通りの補助金額ということでここに計上されているわけですが、担当課長として、坂口課長退職されます。産業振興課長として幅広い分野で仕事をされてきたというふうに思っておりますが、この観光事業含めて今後の置戸のためということで、課長の方から一言答弁をお願いしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 最後に発言の場を設けていただきありがとうございます。今、岩藤議員から、置戸町の観光協会、観光事業の推進ということであります。私も土木屋から事務屋に替わったのが、平成57年の4月1日で商工観光係長ということで拝命受けまして、4年間係長として商工観光に携わらせていただきました。その間、商工会の観光協会の行政でなくて、事務局長の民間からの導入ということで、紋別の方から坂田さんを連れて来て、その当時、担当課長、佐藤議員さんだったんですが、坂田さんを紋別の流氷館から来ていただいて、これで観光協会の事務局体制これからということであったんですが、残念なことに2年間で坂田さんが置戸の町を離れるということになってしまったという苦い経験もありますが、昨日の中でも、観光の産業化と。ただ、言葉で言うのは簡単なんです、行政と観光協会中心にした民間の会員の皆様方と一体となった努力がなければ、なかなか観光産業化といってもなかなか厳しい部分があると思いますが、この後、まずはゆるゆるの観光施設としても拠点施設として、ゆるゆる、それから、置戸の豊かな自然環境、これを活かした観光推進をしていかなければならないんでないかと。特に近年、観光協会でも、岩藤議員にも副会長を務めていただいておりますが、おけと湖、常呂川、これは北海道内でも他所の人から見ても魚の量が豊富で豊かな常呂川、それから、おけと湖。本当に、フライフィッシング、ルアーフィッシング、スポーツフィッシングですね、東京だとか道外からも置戸に何人も入っているというのが、ここ2年間観光協会で行ってきた事業の中では、おけと湖、常呂川が通用する人には、宝の湖、川なんだということが分かってまいりました。この後、28年度、観光協会もフィッシングリゾートまではいかなくても、こういうような体験型の観光も含めてメインに置いてということで、28年度事業を進めて参るということで、2月に観光協会の理事会等も開催しております。そういう意味では、この後も観光協会の事務局体制、これもいつまでも行政、商工観光係が観光協会の事務局を担うと。これは観光協会の事務局長という立場で3年間いて、本当に何もできなかったという反省も含めてであります、それらの改善も含めて、この置

戸の地、豊かな自然、置戸の財産を、自然だけでなく、図書館、クラフトセンター、パークゴルフ場という資源をいっぱい持っています。議員の皆さんからも、本当に総務常任委員会等で、この宝を有効に活用してという部分では、行政だけではできないという部分痛感しております。議員の皆さん含めて商工業者だけでなく、一般町民の皆さんと一体となった形で観光を進めていけるような体制を作っていかなければならないというふうに感じておりますので、議員の皆さんも今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 坂口さんにおかれましては、昭和53年に入庁、37年間の奉職というふうに聞いております。どうもありがとうございました。以上で終わります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 議案第29号、昨日質問した際、議題外ということで、今回、26年5月の地方公務員法の改正によりまして、人事評価制度の導入が義務付けられたということで、28年度から人事評価制度を実施することになりますが、多分、法改正に伴っての雛形があつて置戸町人事評価制度の評価実施マニュアルというものが作られております。ちょっとその中で気になった点なんですけども、人間性や人格を評価するのではなく、あくまでも公務といいますか、職務における行動や結果について評価すると。これを読んでいきますと、まず公務の実効性っていうか実行力等のみをある程度評価をするのかなと。できるならば、私は公務以外の地域貢献ですとか、そういった部分でも評価を加味していただきたいなというふうに思います。と言いますのは、例えば、前議員さんもおっしゃっていただきましたけども、自治会活動ですとか、例えば、学校のPTA役員ですとか、公務外の部分で一生懸命協力してくれる方もいっぱいおられます。できるならばそういった部分も評価項目に入れて人事評価をしていただきたいなという、質問というよりはお願いになってしまいますけども、その辺の点で何か答弁がありましたらお願いします。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 今回の29号で、国の方から人事評価とか退職管理、そういった部分で人事評価の今後についてのご質問かなと思います。制度の目的につきましては、前回説明した人事管理の徹底っていうか、そういうものを図りながら組織全体の士気高揚、公務能力の向上を図るものと説明させていただきました。町といたしましても、職員の能力と業績2つの評価を取り入れて、職員自ら設定した目標を達成し、組織目標の実現を図ることにより自己評価を行い、行動を振り返ることによって職員自身の能力を伸ばすと。上司の面談を通して、指導、助言を受けながら職員が主体的に能力を発揮、図れるように職員のやる気を尊重して職員を育てることに主眼を置いていますということで説明させて頂きました。昨日の質問の中でも、例えば、評価ですね。努力した職員がそうする処遇とか職員のやる気を高めるということも大事なことだと思っておりますが、私たちの仕事は、当然1人で出来るものではないと思っております。町職員として、上司、部下、同僚、また、特に町民と一緒にやって行っていくことが私共の職制だと思っておりますので、その中では当然、町内、自分で住んでいる町内においてもいろいろなこと。それと、今議員の言われました、学校とかそういった部分で、当然職員としても一住民として町にいるっていうか職制が来るのは当然だと思っております。そういった部

分で、マニュアルの部分は大枠ではありますが、最終的な評価とかそういった部分も今後、4月1日からやっていく中で見直しを図りながら進めていきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてから議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算までの21件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第18号から議案第38号までの21件について討論を終わります。

これから、議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてから議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算までの21件を採決します。

採決は、議案の順序で行います。

まず、議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを採決します。

議案第18号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第18号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 置戸町行政不服審査会設置条例の制定についてから議案第24号 置戸町税条例の一部を改正する条例までの6件を一括して採決します。

議案第19号から議案第24号までの6件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第19号 置戸町行政不服審査会設置条例の制定についてから議案第24号 置戸町税条例の一部を改正する条例までの6件については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第27号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの3件を一括して採決します。

議案第25号から議案第27号までの3件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第25号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第27号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの3件につい

ては、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 置戸町まちづくり基本条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第28号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第28号 置戸町まちづくり基本条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例から議案第30号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例までの2件を一括して採決します。

議案第29号から議案第30号までの2件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第29号 置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例から議案第30号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例までの2件については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを採決します。

議案第31号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第31号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の策定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算から議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算までの7件を一括して採決します。

議案第32号から議案第38号までの7件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第32号 平成28年度置戸町一般会計予算から議案第38号 平成28年度置戸町下水道特別会計予算までの7件については、いずれも原案のとおり可決されました。

◎日程第23 報告第1号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第23 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中議会事務局長 報告第1号について申し上げます。

地方自治法第180条の規定に基づく議会の委任による専決処分について、同条第2項の規定によりお手元に配付のとおり処分報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで報告済とします。

◎日程第24 報告第2号 定期監査の結果報告について

○佐藤議長 日程第24 報告第2号 定期監査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中議会事務局長 報告第2号について申し上げます。

監査委員が平成28年2月25日に、平成27年度の物品購入等の契約執行状況外7項目の財務監査と備品管理状況の現地監査を執行され、お手元に配付のとおり結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これですべて報告済とします。

◎日程第25 報告第3号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第25 報告第3号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中議会事務局長 報告第3号について申し上げます。

監査委員が、平成27年11月30日、12月31日、平成28年1月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおり結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これですべて報告済とします。

◎日程第26 意見書案第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める要望意見書

○佐藤議長 日程第26 意見書案第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める要望意見書を議題とします。

お諮りします。

意見書案第1号については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

これから、意見書案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。

意見書案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める要望意見書については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成28年第2回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 12時01分